

# <函館丸井今井>

## 2026 年度春の交渉メンバーズ

### VOICE

## 労働協約改訂(案)・別冊

# 本則 新旧対照表

### <函館丸井今井>①社員労働協約 本則新旧対照表

現行	改訂	備考																																																																														
表紙	表紙																																																																															
社員労働協約 2025年4月1日	社員労働協約 2026年4月1日	・年更新																																																																														
第6章 労働条件	第6章 労働条件	・年更新																																																																														
第2節 休日・休暇	第2節 休日・休暇																																																																															
第615条(年次有給休暇) 会社は社員に対して、勤続年数及び1ヵ月を平均した週所定労働日数に応じ、1年間に次の基準により年次有給休暇を与える。 (中略) 1. 入社時に付与する年次有給休暇は、入社月により次の通りとする。入社月及び1ヵ月を平均した週所定労働日数により次の通りとする。(中略)	第615条(年次有給休暇) 会社は社員に対して、勤続年数及び1ヵ月を平均した週所定労働日数に応じ、1年間に次の基準により年次有給休暇を与える。 (中略) 1. 入社時に付与する年次有給休暇は、入社月により次の通りとする。入社月及び1ヵ月を平均した週所定労働日数により次の通りとする。(中略)	・年次有給休暇の付与数引き上げ																																																																														
<table border="1"><thead><tr><th>1ヵ月を平均した 所定労働時間</th><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th><th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th></tr></thead><tbody><tr><td>5日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>6日</td><td>5日</td><td>4日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>1日</td></tr><tr><td>4日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>4日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>0日</td><td>0日</td><td>0日</td></tr></tbody></table>	1ヵ月を平均した 所定労働時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	5日	10日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日	4日	7日	7日	7日	7日	7日	7日	4日	3日	2日	0日	0日	0日	<table border="1"><thead><tr><th>1ヵ月を平均した 所定労働時間</th><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th><th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th></tr></thead><tbody><tr><td>5日</td><td>11日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>6日</td><td>5日</td><td>4日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>1日</td></tr><tr><td>4日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>4日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>0日</td><td>0日</td><td>0日</td></tr></tbody></table>	1ヵ月を平均した 所定労働時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	5日	11日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日	4日	7日	7日	7日	7日	7日	7日	4日	3日	2日	0日	0日	0日	
1ヵ月を平均した 所定労働時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																				
5日	10日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日																																																																				
4日	7日	7日	7日	7日	7日	7日	4日	3日	2日	0日	0日	0日																																																																				
1ヵ月を平均した 所定労働時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																				
5日	11日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日																																																																				
4日	7日	7日	7日	7日	7日	7日	4日	3日	2日	0日	0日	0日																																																																				
2. 入社後に付与する年次有給休暇は、勤続年数及び1ヵ月を平均した週所定労働日数により次の通りとする。(中略)	2. 入社後に付与する年次有給休暇は、勤続年数及び1ヵ月を平均した週所定労働日数により次の通りとする。(中略)																																																																															
<table border="1"><thead><tr><th>勤続年数</th><th>1年以下</th><th>1年超2年</th><th>2年超3年</th><th>3年超4年</th><th>4年超5年</th><th>5年超</th></tr></thead><tbody><tr><td>所定労働日数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>週5日以上</td><td>11日</td><td>12日</td><td>14日</td><td>16日</td><td>18日</td><td>20日</td></tr><tr><td>週4日かつ週30時間以上35時間未満</td><td>8日</td><td>9日</td><td>10日</td><td>12日</td><td>13日</td><td>15日</td></tr></tbody></table>	勤続年数	1年以下	1年超2年	2年超3年	3年超4年	4年超5年	5年超	所定労働日数							週5日以上	11日	12日	14日	16日	18日	20日	週4日かつ週30時間以上35時間未満	8日	9日	10日	12日	13日	15日	<table border="1"><thead><tr><th>勤続年数</th><th>1年以下</th><th>1年超2年</th><th>2年超3年</th><th>3年超4年</th><th>4年超5年</th><th>5年超</th></tr></thead><tbody><tr><td>所定労働日数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>週5日以上</td><td>12日</td><td>13日</td><td>15日</td><td>17日</td><td>19日</td><td>22日</td></tr><tr><td>週4日かつ週30時間以上35時間未満</td><td>9日</td><td>10日</td><td>11日</td><td>13日</td><td>14日</td><td>17日</td></tr></tbody></table>	勤続年数	1年以下	1年超2年	2年超3年	3年超4年	4年超5年	5年超	所定労働日数							週5日以上	12日	13日	15日	17日	19日	22日	週4日かつ週30時間以上35時間未満	9日	10日	11日	13日	14日	17日																							
勤続年数	1年以下	1年超2年	2年超3年	3年超4年	4年超5年	5年超																																																																										
所定労働日数																																																																																
週5日以上	11日	12日	14日	16日	18日	20日																																																																										
週4日かつ週30時間以上35時間未満	8日	9日	10日	12日	13日	15日																																																																										
勤続年数	1年以下	1年超2年	2年超3年	3年超4年	4年超5年	5年超																																																																										
所定労働日数																																																																																
週5日以上	12日	13日	15日	17日	19日	22日																																																																										
週4日かつ週30時間以上35時間未満	9日	10日	11日	13日	14日	17日																																																																										
第14章 効力	第14章 効力																																																																															
第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、2025年4月1日から2026年3月31日までとする。	第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、2026年4月1日から2027年3月31日までとする。	・有効期間の更新																																																																														
第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、2026年3月31日を超えることはできない。	第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、2027年3月31日を超えることはできない。	・有効期間の更新																																																																														
第15章 付則	第15章 付則																																																																															
2025年3月31日	2026年3月31日	・年更新																																																																														
株式会社 函館丸井今井 代表取締役社長 佐久間 慎吾	株式会社 函館丸井今井 代表取締役社長 佐久間 慎吾																																																																															
三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部執行委員長 吉田 貴彦	三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部執行委員長 吉田 貴彦																																																																															

<函館丸井今井>②メイト社員労働協約 本則新旧対照表

現行	改訂	備考																																																																																																																																						
表紙	表紙																																																																																																																																							
メイト社員 労働協約 2025年4月1日	メイト社員 労働協約 2026年4月1日	・年更新																																																																																																																																						
第6章 労働条件	第6章 労働条件	・年更新																																																																																																																																						
第2節 休日・休暇	第2節 休日・休暇																																																																																																																																							
<p>第615条(年次有給休暇)</p> <p>会社はメイト社員に対して、勤続年数及び1ヵ月を平均した週所定労働日数に応じ、1年間に次の基準により年次有給休暇を与える。</p> <p>(中略)</p> <p>1. 入社時に付与する年次有給休暇は、入社月により次の通りとする。入社月及び1ヵ月を平均した週所定労働日数により次の通りとする。(中略)</p> <table border="1"> <tr> <td>1ヵ月を平均した 所定労働時間</td> <td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>6日</td><td>5日</td><td>4日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>1日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>4日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>0日</td><td>0日</td><td>0日</td> </tr> </table> <p>2. 入社後に付与する年次有給休暇は、勤続年数及び1ヵ月を平均した週所定労働日数により次の通りとする。(中略)</p> <table border="1"> <tr> <td>勤続年数</td> <td>1年以下</td><td>1年超2年</td><td>2年超3年</td><td>3年超4年</td><td>4年超5年</td><td>5年超</td> </tr> <tr> <td>所定労働日数</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>週5日以上</td> <td>11日</td><td>12日</td><td>14日</td><td>16日</td><td>18日</td><td>20日</td> </tr> <tr> <td>週4日かつ週30時間 以上35時間未満</td> <td>8日</td><td>9日</td><td>10日</td><td>12日</td><td>13日</td><td>15日</td> </tr> </table>	1ヵ月を平均した 所定労働時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		5日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日		4日	7日	7日	7日	7日	7日	4日	3日	2日	0日	0日	0日	勤続年数	1年以下	1年超2年	2年超3年	3年超4年	4年超5年	5年超	所定労働日数							週5日以上	11日	12日	14日	16日	18日	20日	週4日かつ週30時間 以上35時間未満	8日	9日	10日	12日	13日	15日	<p>第615条(年次有給休暇)</p> <p>会社はメイト社員に対して、勤続年数及び1ヵ月を平均した週所定労働日数に応じ、1年間に次の基準により年次有給休暇を与える。</p> <p>(中略)</p> <p>1. 入社時に付与する年次有給休暇は、入社月により次の通りとする。入社月及び1ヵ月を平均した週所定労働日数により次の通りとする。(中略)</p> <table border="1"> <tr> <td>1ヵ月を平均した 所定労働時間</td> <td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5日</td><td>11日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>6日</td><td>5日</td><td>4日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>1日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>4日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>0日</td><td>0日</td><td>0日</td> </tr> </table> <p>2. 入社後に付与する年次有給休暇は、勤続年数及び1ヵ月を平均した週所定労働日数により次の通りとする。(中略)</p> <table border="1"> <tr> <td>勤続年数</td> <td>1年以下</td><td>1年超2年</td><td>2年超3年</td><td>3年超4年</td><td>4年超5年</td><td>5年超</td> </tr> <tr> <td>所定労働日数</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>週5日以上</td> <td>12日</td><td>13日</td><td>15日</td><td>17日</td><td>19日</td><td>22日</td> </tr> <tr> <td>週4日かつ週30時間 以上35時間未満</td> <td>9日</td><td>10日</td><td>11日</td><td>13日</td><td>14日</td><td>17日</td> </tr> </table>	1ヵ月を平均した 所定労働時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		5日	11日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日		4日	7日	7日	7日	7日	7日	4日	3日	2日	0日	0日	0日	勤続年数	1年以下	1年超2年	2年超3年	3年超4年	4年超5年	5年超	所定労働日数							週5日以上	12日	13日	15日	17日	19日	22日	週4日かつ週30時間 以上35時間未満	9日	10日	11日	13日	14日	17日	・年次有給休暇の 付与数引き上げ
1ヵ月を平均した 所定労働時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																																																																												
	5日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日																																																																																																																												
	4日	7日	7日	7日	7日	7日	4日	3日	2日	0日	0日	0日																																																																																																																												
勤続年数	1年以下	1年超2年	2年超3年	3年超4年	4年超5年	5年超																																																																																																																																		
所定労働日数																																																																																																																																								
週5日以上	11日	12日	14日	16日	18日	20日																																																																																																																																		
週4日かつ週30時間 以上35時間未満	8日	9日	10日	12日	13日	15日																																																																																																																																		
1ヵ月を平均した 所定労働時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																																																																												
	5日	11日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日																																																																																																																												
	4日	7日	7日	7日	7日	7日	4日	3日	2日	0日	0日	0日																																																																																																																												
勤続年数	1年以下	1年超2年	2年超3年	3年超4年	4年超5年	5年超																																																																																																																																		
所定労働日数																																																																																																																																								
週5日以上	12日	13日	15日	17日	19日	22日																																																																																																																																		
週4日かつ週30時間 以上35時間未満	9日	10日	11日	13日	14日	17日																																																																																																																																		
第14章 効力	第14章 効力																																																																																																																																							
<p>第1404条(有効期間)</p> <p>本協約の有効期間は、<u>2025</u>年4月1日から<u>2026</u>年3月31日までとする。</p> <p>第1405条(自動更新)</p> <p>本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、<u>2026</u>年3月31日を超えることはできない。</p>	<p>第1404条(有効期間)</p> <p>本協約の有効期間は、<u>2026</u>年4月1日から<u>2027</u>年3月31日までとする。</p> <p>第1405条(自動更新)</p> <p>本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、<u>2027</u>年3月31日を超えることはできない。</p>	・有効期間の更新  ・有効期間の更新																																																																																																																																						
第15章 付則	第15章 付則																																																																																																																																							
<p><u>2025</u>年3月31日</p> <p>株式会社 函館丸井今井 代表取締役社長 佐久間 慎吾</p> <p>三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部執行委員長 吉田 貴彦</p>	<p><u>2026</u>年3月31日</p> <p>株式会社 函館丸井今井 代表取締役社長 佐久間 慎吾</p> <p>三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部執行委員長 吉田 貴彦</p>	・年更新																																																																																																																																						

<函館丸井今井>③フェロー社員労働協約 本則新旧対照表

現行	改訂	備考																																																																																																																																	
表紙	表紙																																																																																																																																		
フェロー社員 労働協約 2025年4月1日	フェロー社員 労働協約 2026年4月1日	・年更新																																																																																																																																	
第6章 労働条件	第6章 労働条件																																																																																																																																		
第2節 休日・休暇	第2節 休日・休暇																																																																																																																																		
<p>第615条(年次有給休暇)</p> <p>会社は、フェロー社員（無期）に対し、勤続年数及び週契約日数・時間に応じ、1年間に次の基準により年次有給休暇を与える。（中略）</p> <p>1. 入社初年度における年次有給休暇は次の通りとする。（中略）</p> <table border="1"> <tr> <td>勤務期間</td> <td>12カ月</td> <td>11カ月</td> <td>10カ月</td> <td>9カ月</td> <td>8か月</td> <td>7カ月</td> <td>6カ月</td> <td>5カ月</td> <td>4カ月</td> <td>3カ月</td> <td>2カ月</td> <td>1カ月</td> </tr> <tr> <td>日数</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>5日</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>0日</td> <td>0日</td> <td>0日</td> </tr> </table> <p>2. 入社後に付与する年次有給休暇は、勤続年数により次の通りとする。（中略）</p> <table border="1"> <tr> <td>勤続年数</td> <td>1年</td> <td>1年超</td> <td>2年超</td> <td>3年超</td> <td>4年超</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>週日数・時間</td> <td>以下</td> <td>2年</td> <td>3年</td> <td>4年</td> <td>5年</td> <td>超</td> </tr> <tr> <td>5日または週30時間以上</td> <td>11日</td> <td>12日</td> <td>14日</td> <td>16日</td> <td>18日</td> <td>20日</td> </tr> <tr> <td>4日かつ週30時間未満</td> <td>8日</td> <td>9日</td> <td>10日</td> <td>12日</td> <td>13日</td> <td>15日</td> </tr> <tr> <td>3日</td> <td>6日</td> <td>6日</td> <td>8日</td> <td>9日</td> <td>10日</td> <td>11日</td> </tr> <tr> <td>2日</td> <td>4日</td> <td>4日</td> <td>5日</td> <td>6日</td> <td>6日</td> <td>7日</td> </tr> </table>	勤務期間	12カ月	11カ月	10カ月	9カ月	8か月	7カ月	6カ月	5カ月	4カ月	3カ月	2カ月	1カ月	日数	10日	10日	10日	10日	10日	10日	5日	4日	3日	0日	0日	0日	勤続年数	1年	1年超	2年超	3年超	4年超	5年	週日数・時間	以下	2年	3年	4年	5年	超	5日または週30時間以上	11日	12日	14日	16日	18日	20日	4日かつ週30時間未満	8日	9日	10日	12日	13日	15日	3日	6日	6日	8日	9日	10日	11日	2日	4日	4日	5日	6日	6日	7日	<p>第615条(年次有給休暇)</p> <p>会社は、フェロー社員（無期）に対し、勤続年数及び週契約日数・時間に応じ、1年間に次の基準により年次有給休暇を与える。（中略）</p> <p>1. 入社初年度における年次有給休暇は次の通りとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>勤務期間</td> <td>12カ月</td> <td>11カ月</td> <td>10カ月</td> <td>9カ月</td> <td>8か月</td> <td>7カ月</td> <td>6カ月</td> <td>5カ月</td> <td>4カ月</td> <td>3カ月</td> <td>2カ月</td> <td>1カ月</td> </tr> <tr> <td>日数</td> <td>11日</td> <td>11日</td> <td>11日</td> <td>11日</td> <td>11日</td> <td>11日</td> <td>6日</td> <td>5日</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>1日</td> </tr> </table> <p>2. 入社後に付与する年次有給休暇は、勤続年数により次の通りとする。（中略）</p> <table border="1"> <tr> <td>勤続年数</td> <td>1年以下</td> <td>1年超2年</td> <td>2年超3年</td> <td>3年超4年</td> <td>4年超5年</td> <td>5年超</td> </tr> <tr> <td>5日または週30時間以上</td> <td>12日</td> <td>13日</td> <td>15日</td> <td>17日</td> <td>19日</td> <td>22日</td> </tr> <tr> <td>4日かつ週30時間未満</td> <td>9日</td> <td>10日</td> <td>11日</td> <td>13日</td> <td>14日</td> <td>17日</td> </tr> <tr> <td>3日</td> <td>7日</td> <td>7日</td> <td>9日</td> <td>10日</td> <td>11日</td> <td>13日</td> </tr> <tr> <td>2日</td> <td>5日</td> <td>5日</td> <td>6日</td> <td>7日</td> <td>7日</td> <td>9日</td> </tr> </table>	勤務期間	12カ月	11カ月	10カ月	9カ月	8か月	7カ月	6カ月	5カ月	4カ月	3カ月	2カ月	1カ月	日数	11日	11日	11日	11日	11日	11日	6日	5日	4日	3日	2日	1日	勤続年数	1年以下	1年超2年	2年超3年	3年超4年	4年超5年	5年超	5日または週30時間以上	12日	13日	15日	17日	19日	22日	4日かつ週30時間未満	9日	10日	11日	13日	14日	17日	3日	7日	7日	9日	10日	11日	13日	2日	5日	5日	6日	7日	7日	9日	・年次有給休暇の付与数引き上げ
勤務期間	12カ月	11カ月	10カ月	9カ月	8か月	7カ月	6カ月	5カ月	4カ月	3カ月	2カ月	1カ月																																																																																																																							
日数	10日	10日	10日	10日	10日	10日	5日	4日	3日	0日	0日	0日																																																																																																																							
勤続年数	1年	1年超	2年超	3年超	4年超	5年																																																																																																																													
週日数・時間	以下	2年	3年	4年	5年	超																																																																																																																													
5日または週30時間以上	11日	12日	14日	16日	18日	20日																																																																																																																													
4日かつ週30時間未満	8日	9日	10日	12日	13日	15日																																																																																																																													
3日	6日	6日	8日	9日	10日	11日																																																																																																																													
2日	4日	4日	5日	6日	6日	7日																																																																																																																													
勤務期間	12カ月	11カ月	10カ月	9カ月	8か月	7カ月	6カ月	5カ月	4カ月	3カ月	2カ月	1カ月																																																																																																																							
日数	11日	11日	11日	11日	11日	11日	6日	5日	4日	3日	2日	1日																																																																																																																							
勤続年数	1年以下	1年超2年	2年超3年	3年超4年	4年超5年	5年超																																																																																																																													
5日または週30時間以上	12日	13日	15日	17日	19日	22日																																																																																																																													
4日かつ週30時間未満	9日	10日	11日	13日	14日	17日																																																																																																																													
3日	7日	7日	9日	10日	11日	13日																																																																																																																													
2日	5日	5日	6日	7日	7日	9日																																																																																																																													
第14章 効力	第14章 効力																																																																																																																																		
<p>第1404条(有効期間)</p> <p>本協約の有効期間は、2025年4月1日から2026年3月31日までとする。</p> <p>第1405条(自動更新)</p> <p>本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、2026年3月31日を超えることはできない。</p>	<p>第1404条(有効期間)</p> <p>本協約の有効期間は、2026年4月1日から2027年3月31日までとする。</p> <p>第1405条(自動更新)</p> <p>本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、2027年3月31日を超えることはできない。</p>	・有効期間の更新																																																																																																																																	
第15章 付則	第15章 付則																																																																																																																																		
<p>2025年3月31日</p> <p>株式会社 函館丸井今井 代表取締役社長 佐久間 慎吾</p> <p>三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部執行委員長 吉田 貴彦</p>	<p>2026年3月31日</p> <p>株式会社 函館丸井今井 代表取締役社長 佐久間 慎吾</p> <p>三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部執行委員長 吉田 貴彦</p>	・年更新																																																																																																																																	

<函館丸井今井>④エルダースタッフ I ・エルダーフェロー労働協約 本則新旧対照表

現行	改訂	備考
表紙	表紙	
エルダースタッフ I エルダーフェロー 労働協約 2025年4月1日	エルダースタッフ I エルダーフェロー 労働協約 2026年4月1日	・年更新
第14章 効力	第14章 効力	
<p>第1404条(有効期間)</p> <p>本協約の有効期間は、2025年4月1日から2026年3月31日までとする。</p> <p>第1405条(自動更新)</p> <p>本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、2026年3月31日を超えることはできない。</p>	<p>第1404条(有効期間)</p> <p>本協約の有効期間は、2026年4月1日から2027年3月31日までとする。</p> <p>第1405条(自動更新)</p> <p>本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、2027年3月31日を超えることはできない。</p>	・有効期間の更新
第15章 付則	第15章 付則	

2025年3月31日	2026年3月31日	・年更新
株式会社 函館丸井今井 代表取締役社長 佐久間 慎吾	株式会社 函館丸井今井 代表取締役社長 佐久間 慎吾	
三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部執行委員長 吉田 貴彦	三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部執行委員長 吉田 貴彦	

### <函館丸井今井>⑤エルダースタッフⅡ・Ⅲ・Ⅳ労働協約 本則新旧対照表

現行	改訂	備考																																																																																																																																						
表紙	表紙																																																																																																																																							
エルダースタッフⅡ・Ⅲ・Ⅳ 労働協約 2025年4月1日	エルダースタッフⅡ・Ⅲ・Ⅳ 労働協約 2026年4月1日	・年更新																																																																																																																																						
第6章 労働条件	第6章 労働条件	・年更新																																																																																																																																						
第2節 休日・休暇	第2節 休日・休暇																																																																																																																																							
<p>第615条(年次有給休暇) 会社はエルダースタッフⅡ・Ⅲ・Ⅳに対して、勤続年数及び1ヵ月を平均した週所定労働日数に応じ、1年間に次の基準により年次有給休暇を与える。 (中略)</p> <p>1. 入社時に付与する年次有給休暇は、入社月により次の通りとする。入社月及び1ヵ月を平均した週所定労働日数により次の通りとする。(中略)</p> <table border="1"> <tr> <td>1ヵ月を平均した 所定労働時間</td> <td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>6日</td><td>5日</td><td>4日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>1日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>4日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>0日</td><td>0日</td><td>0日</td> </tr> </table> <p>2. 入社後に付与する年次有給休暇は、勤続年数及び1ヵ月を平均した週所定労働日数により次の通りとする。(中略)</p> <table border="1"> <tr> <td>勤続年数</td> <td>1年以下</td><td>1年超2年</td><td>2年超3年</td><td>3年超4年</td><td>4年超5年</td><td>5年超</td> </tr> <tr> <td>所定労働日数</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>週5日以上</td> <td>11日</td><td>12日</td><td>14日</td><td>16日</td><td>18日</td><td>20日</td> </tr> <tr> <td>週4日かつ週30時間以上35時間未満</td> <td>8日</td><td>9日</td><td>10日</td><td>12日</td><td>13日</td><td>15日</td> </tr> </table>	1ヵ月を平均した 所定労働時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		5日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日		4日	7日	7日	7日	7日	7日	4日	3日	2日	0日	0日	0日	勤続年数	1年以下	1年超2年	2年超3年	3年超4年	4年超5年	5年超	所定労働日数							週5日以上	11日	12日	14日	16日	18日	20日	週4日かつ週30時間以上35時間未満	8日	9日	10日	12日	13日	15日	<p>第615条(年次有給休暇) 会社はエルダースタッフⅡ・Ⅲ・Ⅳに対して、勤続年数及び1ヵ月を平均した週所定労働日数に応じ、1年間に次の基準により年次有給休暇を与える。 (中略)</p> <p>1. 入社時に付与する年次有給休暇は、入社月により次の通りとする。入社月及び1ヵ月を平均した週所定労働日数により次の通りとする。(中略)</p> <table border="1"> <tr> <td>1ヵ月を平均した 所定労働時間</td> <td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5日</td><td>11日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>6日</td><td>5日</td><td>4日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>1日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>4日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>0日</td><td>0日</td><td>0日</td> </tr> </table> <p>2. 入社後に付与する年次有給休暇は、勤続年数及び1ヵ月を平均した週所定労働日数により次の通りとする。(中略)</p> <table border="1"> <tr> <td>勤続年数</td> <td>1年以下</td><td>1年超2年</td><td>2年超3年</td><td>3年超4年</td><td>4年超5年</td><td>5年超</td> </tr> <tr> <td>所定労働日数</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>週5日以上</td> <td>12日</td><td>13日</td><td>15日</td><td>17日</td><td>19日</td><td>22日</td> </tr> <tr> <td>週4日かつ週30時間以上35時間未満</td> <td>9日</td><td>10日</td><td>11日</td><td>13日</td><td>14日</td><td>17日</td> </tr> </table>	1ヵ月を平均した 所定労働時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		5日	11日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日		4日	7日	7日	7日	7日	7日	4日	3日	2日	0日	0日	0日	勤続年数	1年以下	1年超2年	2年超3年	3年超4年	4年超5年	5年超	所定労働日数							週5日以上	12日	13日	15日	17日	19日	22日	週4日かつ週30時間以上35時間未満	9日	10日	11日	13日	14日	17日	・年次有給休暇の付与数引き上げ
1ヵ月を平均した 所定労働時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																																																																												
	5日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日																																																																																																																												
	4日	7日	7日	7日	7日	7日	4日	3日	2日	0日	0日	0日																																																																																																																												
勤続年数	1年以下	1年超2年	2年超3年	3年超4年	4年超5年	5年超																																																																																																																																		
所定労働日数																																																																																																																																								
週5日以上	11日	12日	14日	16日	18日	20日																																																																																																																																		
週4日かつ週30時間以上35時間未満	8日	9日	10日	12日	13日	15日																																																																																																																																		
1ヵ月を平均した 所定労働時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																																																																												
	5日	11日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日																																																																																																																												
	4日	7日	7日	7日	7日	7日	4日	3日	2日	0日	0日	0日																																																																																																																												
勤続年数	1年以下	1年超2年	2年超3年	3年超4年	4年超5年	5年超																																																																																																																																		
所定労働日数																																																																																																																																								
週5日以上	12日	13日	15日	17日	19日	22日																																																																																																																																		
週4日かつ週30時間以上35時間未満	9日	10日	11日	13日	14日	17日																																																																																																																																		
第14章 効力	第14章 効力																																																																																																																																							
<p>第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、2025年4月1日から2026年3月31日までとする。</p> <p>第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、2027年3月31日を超えることはできない。</p>	<p>第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、2026年4月1日から2027年3月31日までとする。</p> <p>第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、2028年3月31日を超えることはできない。</p>	・有効期間の更新																																																																																																																																						
第15章 付則	第15章 付則																																																																																																																																							
2025年3月31日	2026年3月31日	・年更新																																																																																																																																						
株式会社 函館丸井今井 代表取締役社長 佐久間 慎吾	株式会社 函館丸井今井 代表取締役社長 佐久間 慎吾																																																																																																																																							
三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部執行委員長 吉田 貴彦	三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部執行委員長 吉田 貴彦																																																																																																																																							

### <函館丸井今井>⑥スペシャリティスタッフ(無期)労働協約 本則新旧対照表

現行	改訂	備考
表紙	表紙	
スペシャリティスタッフ(無期) 労働協約 2025年4月1日	スペシャリティスタッフ(無期) 労働協約 2026年4月1日	・年更新

第6章 労働条件	第6章 労働条件																																																																																																																																							
第2節 休日・休暇	第2節 休日・休暇																																																																																																																																							
<p>第615条(年次有給休暇) 会社はスペシャリティスタッフ（無期）に対して、勤続年数及び1ヵ月を平均した週所定労働日数に応じ、1年間に次の基準により年次有給休暇を与える。 (中略)</p> <p>1. 入社時に付与する年次有給休暇は、入社月により次の通りとする。入社月及び1ヵ月を平均した週所定労働日数により次の通りとする。(中略)</p> <table border="1"> <tr> <td>1ヵ月を平均した 所定労働時間</td> <td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>6日</td><td>5日</td><td>4日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>1日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>4日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>0日</td><td>0日</td><td>0日</td> </tr> </table> <p>2. 入社後に付与する年次有給休暇は、勤続年数及び1ヵ月を平均した週所定労働日数により次の通りとする。(中略)</p> <table border="1"> <tr> <td>勤続年数</td> <td>1年以下</td><td>1年超2年</td><td>2年超3年</td><td>3年超4年</td><td>4年超5年</td><td>5年超</td> </tr> <tr> <td>所定労働日数</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>週5日以上</td> <td>11日</td><td>12日</td><td>14日</td><td>16日</td><td>18日</td><td>20日</td> </tr> <tr> <td>週4日かつ週30時間以上35時間未満</td> <td>8日</td><td>9日</td><td>10日</td><td>12日</td><td>13日</td><td>15日</td> </tr> </table>	1ヵ月を平均した 所定労働時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		5日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日		4日	7日	7日	7日	7日	7日	4日	3日	2日	0日	0日	0日	勤続年数	1年以下	1年超2年	2年超3年	3年超4年	4年超5年	5年超	所定労働日数							週5日以上	11日	12日	14日	16日	18日	20日	週4日かつ週30時間以上35時間未満	8日	9日	10日	12日	13日	15日	<p>第615条(年次有給休暇) 会社はスペシャリティスタッフ（無期）に対して、勤続年数及び1ヵ月を平均した週所定労働日数に応じ、1年間に次の基準により年次有給休暇を与える。 (中略)</p> <p>1. 入社時に付与する年次有給休暇は、入社月により次の通りとする。入社月及び1ヵ月を平均した週所定労働日数により次の通りとする。(中略)</p> <table border="1"> <tr> <td>1ヵ月を平均した 所定労働時間</td> <td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5日</td><td>11日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>6日</td><td>5日</td><td>4日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>1日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>4日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>0日</td><td>0日</td><td>0日</td> </tr> </table> <p>2. 入社後に付与する年次有給休暇は、勤続年数及び1ヵ月を平均した週所定労働日数により次の通りとする。(中略)</p> <table border="1"> <tr> <td>勤続年数</td> <td>1年以下</td><td>1年超2年</td><td>2年超3年</td><td>3年超4年</td><td>4年超5年</td><td>5年超</td> </tr> <tr> <td>所定労働日数</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>週5日以上</td> <td>12日</td><td>13日</td><td>15日</td><td>17日</td><td>19日</td><td>22日</td> </tr> <tr> <td>週4日かつ週30時間以上35時間未満</td> <td>9日</td><td>10日</td><td>11日</td><td>13日</td><td>14日</td><td>17日</td> </tr> </table>	1ヵ月を平均した 所定労働時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		5日	11日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日		4日	7日	7日	7日	7日	7日	4日	3日	2日	0日	0日	0日	勤続年数	1年以下	1年超2年	2年超3年	3年超4年	4年超5年	5年超	所定労働日数							週5日以上	12日	13日	15日	17日	19日	22日	週4日かつ週30時間以上35時間未満	9日	10日	11日	13日	14日	17日	・年次有給休暇の付与数引き上げ
1ヵ月を平均した 所定労働時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																																																																												
	5日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日																																																																																																																												
	4日	7日	7日	7日	7日	7日	4日	3日	2日	0日	0日	0日																																																																																																																												
勤続年数	1年以下	1年超2年	2年超3年	3年超4年	4年超5年	5年超																																																																																																																																		
所定労働日数																																																																																																																																								
週5日以上	11日	12日	14日	16日	18日	20日																																																																																																																																		
週4日かつ週30時間以上35時間未満	8日	9日	10日	12日	13日	15日																																																																																																																																		
1ヵ月を平均した 所定労働時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																																																																												
	5日	11日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日																																																																																																																												
	4日	7日	7日	7日	7日	7日	4日	3日	2日	0日	0日	0日																																																																																																																												
勤続年数	1年以下	1年超2年	2年超3年	3年超4年	4年超5年	5年超																																																																																																																																		
所定労働日数																																																																																																																																								
週5日以上	12日	13日	15日	17日	19日	22日																																																																																																																																		
週4日かつ週30時間以上35時間未満	9日	10日	11日	13日	14日	17日																																																																																																																																		
第14章 効力	第14章 効力																																																																																																																																							
<p>第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、<u>2025</u>年4月1日から<u>2026</u>年3月31日までとする。</p> <p>第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、<u>2026</u>年3月31日を超えることはできない。</p>	<p>第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、<u>2026</u>年4月1日から<u>2027</u>年3月31日までとする。</p> <p>第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、<u>2027</u>年3月31日を超えることはできない。</p>	・有効期間の更新																																																																																																																																						
第15章 付則	第15章 付則																																																																																																																																							
<p><u>2025</u>年3月31日</p> <p>株式会社 函館丸井今井 代表取締役社長 佐久間 慎吾</p> <p>三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部執行委員長 吉田 貴彦</p>	<p><u>2026</u>年3月31日</p> <p>株式会社 函館丸井今井 代表取締役社長 佐久間 慎吾</p> <p>三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部執行委員長 吉田 貴彦</p>	・年更新																																																																																																																																						

### <函館丸井今井>⑦スペシャリティスタッフ（有期）労働協約 本則新旧対照表

現行	改訂	備考
表紙	表紙	
<p>スペシャリティスタッフ（有期） 労働協約 2025年4月1日</p> <p>第14章 効力</p>	<p>スペシャリティスタッフ（有期） 労働協約 2026年4月1日</p> <p>第14章 効力</p>	・年更新
<p>第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、<u>2025</u>年4月1日から<u>2026</u>年3月31日までとする。</p> <p>第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、<u>2026</u>年3月31日を超えることはできない。</p>	<p>第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、<u>2026</u>年4月1日から<u>2027</u>年3月31日までとする。</p> <p>第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、<u>2027</u>年3月31日を超えることはできない。</p>	・有効期間の更新
第15章 付則	第15章 付則	
<p><u>2025</u>年3月31日</p> <p>株式会社 函館丸井今井 代表取締役社長 佐久間 慎吾</p> <p>三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部執行委員長 吉田 貴彦</p>	<p><u>2026</u>年3月31日</p> <p>株式会社 函館丸井今井 代表取締役社長 佐久間 慎吾</p> <p>三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部執行委員長 吉田 貴彦</p>	・年更新

<函館丸井今井>⑧プロスタッフ労働協約 本則新旧対照表

現行	改訂	備考																																																																																																																								
表紙	表紙																																																																																																																									
プロスタッフ 労働協約 2025年4月1日	プロスタッフ 労働協約 2026年4月1日	・年更新																																																																																																																								
第6章 労働条件	第6章 労働条件																																																																																																																									
第2節 休日・休暇	第2節 休日・休暇																																																																																																																									
<p>第615条(年次有給休暇)</p> <p>会社はプロスタッフに対して、勤続年数及び1ヵ月を平均した週所定労働日数に応じ、1年間に次の基準により年次有給休暇を与える。</p> <p>(中略)</p> <p>1. 入社時に付与する年次有給休暇は、入社月により次の通りとする。入社月及び1ヵ月を平均した週所定労働日数により次の通りとする。(中略)</p> <table border="1"> <tr> <td>1ヵ月を平均した 所定労働時間</td> <td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td> </tr> <tr> <td>5日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>6日</td><td>5日</td><td>4日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>1日</td> </tr> <tr> <td>4日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>4日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>0日</td><td>0日</td><td>0日</td> </tr> </table> <p>2. 入社後に付与する年次有給休暇は、勤続年数及び1ヵ月を平均した週所定労働日数により次の通りとする。(中略)</p> <table border="1"> <tr> <td>勤続年数 所定労働日数</td> <td>1年以下</td><td>1年超2年</td><td>2年超3年</td><td>3年超4年</td><td>4年超5年</td><td>5年超</td> </tr> <tr> <td>週5日以上</td><td>11日</td><td>12日</td><td>14日</td><td>16日</td><td>18日</td><td>20日</td> </tr> <tr> <td>週4日かつ週30時間 以上35時間未満</td><td>8日</td><td>9日</td><td>10日</td><td>12日</td><td>13日</td><td>15日</td> </tr> </table>	1ヵ月を平均した 所定労働時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	5日	10日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日	4日	7日	7日	7日	7日	7日	7日	4日	3日	2日	0日	0日	0日	勤続年数 所定労働日数	1年以下	1年超2年	2年超3年	3年超4年	4年超5年	5年超	週5日以上	11日	12日	14日	16日	18日	20日	週4日かつ週30時間 以上35時間未満	8日	9日	10日	12日	13日	15日	<p>第615条(年次有給休暇)</p> <p>会社はプロスタッフに対して、勤続年数及び1ヵ月を平均した週所定労働日数に応じ、1年間に次の基準により年次有給休暇を与える。</p> <p>(中略)</p> <p>1. 入社時に付与する年次有給休暇は、入社月により次の通りとする。入社月及び1ヵ月を平均した週所定労働日数により次の通りとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>1ヵ月を平均した 所定労働時間</td> <td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td> </tr> <tr> <td>5日</td><td>11日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>6日</td><td>5日</td><td>4日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>1日</td> </tr> <tr> <td>4日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>4日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>0日</td><td>0日</td><td>0日</td> </tr> </table> <p>2. 入社後に付与する年次有給休暇は、勤続年数及び1ヵ月を平均した週所定労働日数により次の通りとする。(中略)</p> <table border="1"> <tr> <td>勤続年数 所定労働日数</td> <td>1年以下</td><td>1年超2年</td><td>2年超3年</td><td>3年超4年</td><td>4年超5年</td><td>5年超</td> </tr> <tr> <td>週5日以上</td><td>12日</td><td>13日</td><td>15日</td><td>17日</td><td>19日</td><td>22日</td> </tr> <tr> <td>週4日かつ週30 時間以上35時間 未満</td><td>9日</td><td>10日</td><td>11日</td><td>13日</td><td>14日</td><td>17日</td> </tr> </table>	1ヵ月を平均した 所定労働時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	5日	11日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日	4日	7日	7日	7日	7日	7日	7日	4日	3日	2日	0日	0日	0日	勤続年数 所定労働日数	1年以下	1年超2年	2年超3年	3年超4年	4年超5年	5年超	週5日以上	12日	13日	15日	17日	19日	22日	週4日かつ週30 時間以上35時間 未満	9日	10日	11日	13日	14日	17日	・年次有給休暇の 付与数引き上げ
1ヵ月を平均した 所定労働時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																																																														
5日	10日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日																																																																																																														
4日	7日	7日	7日	7日	7日	7日	4日	3日	2日	0日	0日	0日																																																																																																														
勤続年数 所定労働日数	1年以下	1年超2年	2年超3年	3年超4年	4年超5年	5年超																																																																																																																				
週5日以上	11日	12日	14日	16日	18日	20日																																																																																																																				
週4日かつ週30時間 以上35時間未満	8日	9日	10日	12日	13日	15日																																																																																																																				
1ヵ月を平均した 所定労働時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																																																														
5日	11日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日																																																																																																														
4日	7日	7日	7日	7日	7日	7日	4日	3日	2日	0日	0日	0日																																																																																																														
勤続年数 所定労働日数	1年以下	1年超2年	2年超3年	3年超4年	4年超5年	5年超																																																																																																																				
週5日以上	12日	13日	15日	17日	19日	22日																																																																																																																				
週4日かつ週30 時間以上35時間 未満	9日	10日	11日	13日	14日	17日																																																																																																																				
第13章 効力	第13章 効力																																																																																																																									
<p>第1304条(有効期間)</p> <p>本協約の有効期間は、<u>2025年4月1日</u>から<u>2026年3月31日</u>までとする。</p> <p>第1305条(自動更新)</p> <p>本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、<u>2026年3月31日</u>を超えることはできない。</p> <p><u>2025年3月31日</u></p> <p>株式会社 函館丸井今井 代表取締役社長 佐久間 慎吾</p> <p>三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部執行委員長 吉田 貴彦</p>	<p>第1304条(有効期間)</p> <p>本協約の有効期間は、<u>2026年4月1日</u>から<u>2027年3月31日</u>までとする。</p> <p>第1305条(自動更新)</p> <p>本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、<u>2027年3月31日</u>を超えることはできない。</p> <p><u>2026年3月31日</u></p> <p>株式会社 函館丸井今井 代表取締役社長 佐久間 慎吾</p> <p>三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部執行委員長 吉田 貴彦</p>	・有効期間の更新 ・有効期間の更新																																																																																																																								
<p>株式会社 函館丸井今井 代表取締役社長 佐久間 慎吾</p> <p>三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部執行委員長 吉田 貴彦</p>	<p>株式会社 函館丸井今井 代表取締役社長 佐久間 慎吾</p> <p>三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部執行委員長 吉田 貴彦</p>	・年更新																																																																																																																								

<函館丸井今井>⑨エルダースペシャルティスタッフ(無期)労働協約 本則新旧対照表

現行	改訂	備考
表紙	表紙	
エルダースペシャルティスタッフ(無期) 労働協約 2025年4月1日	エルダースペシャルティスタッフ(無期) 労働協約 2026年4月1日	・年更新
第6章 労働条件	第6章 労働条件	
第2節 休日・休暇	第2節 休日・休暇	
<p>第615条(年次有給休暇)</p> <p>会社エルダースペシャルティスタッフ(無期)に対して、勤続年数及び1ヵ月を平均した週所定労働日数に応じ、1年間に次の基準により年次有給休暇を与える。</p> <p>(中略)</p> <p>1. 入社時に付与する年次有給休暇は、入社月により次の通りとする。入社月及び1ヵ月を平均した週所定労働日数により次の通りとする。(中略)</p>	<p>第615条(年次有給休暇)</p> <p>会社はエルダースペシャルティスタッフ(無期)に対して、勤続年数及び1ヵ月を平均した週所定労働日数に応じ、1年間に次の基準により年次有給休暇を与える。</p> <p>(中略)</p> <p>1. 入社時に付与する年次有給休暇は、入社月により次の通りとする。入社月及び1ヵ月を平均した週所定労働日数により次の通りとする。</p>	・年次有給休暇の 付与数引き上げ

1ヵ月を平均した 所定労働時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1ヵ月を平均した 所定労働時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																									
5日	10日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日	5日	11日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日																																																									
4日	7日	7日	7日	7日	7日	7日	4日	3日	2日	0日	0日	0日	4日	7日	7日	7日	7日	7日	7日	4日	3日	2日	0日	0日	0日																																																									
2. 入社後に付与する年次有給休暇は、勤続年数及び1ヵ月を平均した週所定労働日数により次の通りとする。(中略)													2. 入社後に付与する年次有給休暇は、勤続年数及び1ヵ月を平均した週所定労働日数により次の通りとする。(中略)																																																																					
<table border="1"> <tr><td>勤続年数</td><td>1年以下</td><td>1年超2年</td><td>2年超3年</td><td>3年超4年</td><td>4年超5年</td><td>5年超</td></tr> <tr><td>所定労働日数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>週5日以上</td><td>11日</td><td>12日</td><td>14日</td><td>16日</td><td>18日</td><td>20日</td></tr> <tr><td>週4日かつ週30時間以上35時間未満</td><td>8日</td><td>9日</td><td>10日</td><td>12日</td><td>13日</td><td>15日</td></tr> </table>													勤続年数	1年以下	1年超2年	2年超3年	3年超4年	4年超5年	5年超	所定労働日数							週5日以上	11日	12日	14日	16日	18日	20日	週4日かつ週30時間以上35時間未満	8日	9日	10日	12日	13日	15日	<table border="1"> <tr><td>勤続年数</td><td>1年以下</td><td>1年超2年</td><td>2年超3年</td><td>3年超4年</td><td>4年超5年</td><td>5年超</td></tr> <tr><td>所定労働日数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>週5日以上</td><td>12日</td><td>13日</td><td>15日</td><td>17日</td><td>19日</td><td>22日</td></tr> <tr><td>週4日かつ週30時間以上35時間未満</td><td>9日</td><td>10日</td><td>11日</td><td>13日</td><td>14日</td><td>17日</td></tr> </table>													勤続年数	1年以下	1年超2年	2年超3年	3年超4年	4年超5年	5年超	所定労働日数							週5日以上	12日	13日	15日	17日	19日	22日	週4日かつ週30時間以上35時間未満	9日	10日	11日	13日	14日	17日	
勤続年数	1年以下	1年超2年	2年超3年	3年超4年	4年超5年	5年超																																																																												
所定労働日数																																																																																		
週5日以上	11日	12日	14日	16日	18日	20日																																																																												
週4日かつ週30時間以上35時間未満	8日	9日	10日	12日	13日	15日																																																																												
勤続年数	1年以下	1年超2年	2年超3年	3年超4年	4年超5年	5年超																																																																												
所定労働日数																																																																																		
週5日以上	12日	13日	15日	17日	19日	22日																																																																												
週4日かつ週30時間以上35時間未満	9日	10日	11日	13日	14日	17日																																																																												
第14章 効力													第14章 効力																																																																					
第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2025</u> 年4月1日から <u>2026</u> 年3月31日までとする。													第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2026</u> 年4月1日から <u>2027</u> 年3月31日までとする。													・有効期間の更新																																																								
第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、 <u>2026</u> 年3月31日を超えることはできない。													第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、 <u>2027</u> 年3月31日を超えることはできない。													・有効期間の更新																																																								
第15章 付則													第15章 付則																																																																					
<u>2025</u> 年3月31日 株式会社 函館丸井今井 代表取締役社長 佐久間 慎吾  三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部執行委員長 吉田 貴彦													<u>2026</u> 年3月31日 株式会社 函館丸井今井 代表取締役社長 佐久間 慎吾  三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部執行委員長 吉田 貴彦													・年更新																																																								

<函館丸井今井>⑩エルダースペシャルティスタッフ(有期)労働協約 本則新旧対照表

現行	改訂	備考
表紙	表紙	
エルダースペシャルティスタッフ(有期)労働協約 2025年4月1日	エルダースペシャルティスタッフ(有期)労働協約 2026年4月1日	・年更新
第14章 効力	第14章 効力	
第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2025</u> 年4月1日から <u>2026</u> 年3月31日までとする。	第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2026</u> 年4月1日から <u>2027</u> 年3月31日までとする。	・有効期間の更新
第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、 <u>2026</u> 年3月31日を超えることはできない。	第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、 <u>2027</u> 年3月31日を超えることはできない。	・有効期間の更新
第15章 付則	第15章 付則	
<u>2025</u> 年3月31日  株式会社 函館丸井今井 代表取締役社長 佐久間 慎吾  三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部執行委員長 吉田 貴彦	<u>2026</u> 年3月31日  株式会社 函館丸井今井 代表取締役社長 佐久間 慎吾  三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部執行委員長 吉田 貴彦	・年更新

# ＜函館丸井今井＞

## 2026 年度春の交渉メンバーズ VOICE

### 労働協約改訂(案)・別冊② 付属諸規定 新旧対照表

#### ＜函館丸井今井＞①社員労働協約 付属諸規程新旧対照表

現行	改訂	備考
時間外・休日勤務に関する規程	時間外・休日勤務に関する規程	
<p>第 12 条(家族的責任を有する者の制限)            会社は、次の第 1 号に該当する場合、または第 2 号に該当する者が請求した場合には、第 2 条に定める時間外勤務及び休日勤務並びに深夜業（午後 10 時から午前 5 時まで）をさせない。</p> <p>1. 育児勤務規程に定める勤務時間の短縮または介護・介護準備勤務規程に定める勤務時間の短縮を行っている者。</p> <p>2. <u>小学校就学前の子の育児をする者または要介護状態の家族の介護をする者。</u>  <u>この子の範囲には、法律上の親子関係がある子（養子を含む）、特別養子縁組のための試験的な養育期間にある子、養子縁組里親に委託されている子、当該従業員を養子縁組里親として委託することが適当と認められているにもかかわらず、実親等が反対したことにより、当該従業員を養育里親として委託された子も含まれる。また、この要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2 週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。</u></p> <p>(1) 配偶者（事実婚を含む）            (2) 父母            (3) 子            (4) 配偶者の父母            (5) 祖父母、兄弟姉妹又は孫</p> <p>②会社は、<u>育児勤務規程に定める勤務時間の短縮または介護・介護準備勤務規程に定める勤務時間の短縮を行っていない者で、小学校 6 年生までの子を育児する者または要介護状態にある家族を介護する者</u></p>	<p>第 12 条(家族的責任を有する者の制限)            会社は、次の第 1 号に該当する場合、または第 2 号及び第 3 号に該当する者が請求した場合には、第 2 条に定める時間外勤務及び休日勤務並びに深夜業（午後 10 時から午前 5 時まで）をさせない。</p> <p>1. 育児勤務規程に定める勤務時間の短縮または介護・介護準備勤務規程に定める勤務時間の短縮を行っている者。</p> <p>2. <u>小学校就学前の子の育児をする者または次のイ.～ハ.のいずれかに該当する 15 歳に達する年度の 3 月 31 日までの子の育児をする者。</u>  <u>イ. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている子</u>  <u>ロ. 医療的ケア児（日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童）</u>  <u>ハ. 上記に準ずる状態にある子（医師や公的機関による診断や証明による）</u>  <u>この子の範囲には、法律上の親子関係がある子（養子を含む）、特別養子縁組のための試験的な養育期間にある子、養子縁組里親に委託されている子、当該従業員を養子縁組里親として委託することが適当と認められているにもかかわらず、実親等が反対したことにより、当該従業員を養育里親として委託された子も含まれる。</u></p> <p>3. <u>要介護状態の家族の介護をする者。</u>  <u>この要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2 週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。</u></p> <p>(1) 配偶者（事実婚を含む）            (2) 父母            (3) 子            (4) 配偶者の父母            (5) 祖父母、兄弟姉妹又は孫</p> <p>②会社は、<u>次の第 1 号または第 2 号に該当する者が請求した場合には、第 2 条に定める時間外勤務及び休日勤務、並びに深夜業を第 4 号から第 6 号の通り制限する。</u></p>	<p>・障がいのある子等の育児と仕事の両立のための働き方諸制度の改定（覚書対応）</p>

<p>が請求した場合は、第2条に定める時間外勤務及び休日勤務、並びに深夜業を次の各号の通り制限する。なお、対象となる子の範囲及び要介護状態にある家族は第1項による。</p> <p><u>1. 時間外勤務</u>  (1) 早出 午前8時より  (2) 残業 午後9時まで  (3) 月間時間外 総時間外 15時間まで  (4) 年間時間外 総時間外 150時間まで</p> <p><u>2. 休日勤務</u>  原則としてさせない。</p> <p><u>3. 深夜業</u> (午後10時から午前5時まで)  原則としてさせない。</p> <p>③事実婚の配偶者の介護のために前各項を請求する場合には、当該対象家族と同一世帯であることの証明書(世帯全員の住民票のコピー)を併せて提出しなければならない。但し、当該対象家族の介護のために介護・介護準備勤務規程に定める勤務時間の短縮を行っている者は除く。</p>	<p><u>1. 育児勤務規程に定める勤務時間の短縮または介護・介護準備勤務規程に定める勤務時間の短縮を行っていない者で、小学校6年生までの子の育児をする者または次のイ.～ハ.のいずれかに該当する15歳に達する年度の3月31日までの子の育児をする者。</u>  <u>イ. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている子</u>  <u>ロ. 医療的ケア児(日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童)</u>  <u>ハ. 上記に準ずる状態にある子(医師や公的機関による診断や証明による)</u>  この子の範囲には、法律上の親子関係がある子(養子を含む)、特別養子縁組のための試験的な養育期間にある子、養子縁組里親に委託されている子、当該従業員を養子縁組里親として委託することが適当と認められているにもかかわらず、実親等が反対したことにより、当該従業員を養育里親として委託された子も含まれる。</p> <p><u>2. 要介護状態にある家族を介護する者が請求した場合は、なお、対象となる要介護状態にある家族は第1項による。</u></p> <p><u>3. 時間外勤務</u>  (1) 早出 午前8時より  (2) 残業 午後9時まで  (3) 月間時間外 総時間外 15時間まで  (4) 年間時間外 総時間外 150時間まで</p> <p><u>4. 休日勤務</u>  原則としてさせない。</p> <p><u>5. 深夜業</u> (午後10時から午前5時まで)  原則としてさせない。</p> <p>③前各項の請求をする場合、次の各号の通り手続きをしなければならない。</p> <p><u>1. 事実婚の配偶者の介護のために請求する場合</u>  <u>当該対象家族と同一世帯であることの証明書(世帯全員の住民票のコピー)を併せて提出しなければならない。但し、当該対象家族の介護のために介護・介護準備勤務規程に定める勤務時間の短縮を行っている者は除く。</u></p> <p><u>2. 第1項第2号のイ.～ハ.に該当する子の育児のために請求する場合</u>  <u>次のイ.またはロ.のいずれかを併せて提出しなければならない。なお、イ.またはロ.が提出できない場合には、ハ.も可とする。</u>  <u>但し、当該子の育児のために育児勤務規程に定める勤務時間の短縮を行っている者または当該子が小学校就学前までの場合は除く。</u>  <u>イ. 当該子の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー(対象となる子の氏名、生年月日及び障害の内容等が記載されているページ)</u>  <u>ロ. 当該子が医療的ケア児の場合、主治医が記載した『医療的ケア指示書』または『医療的ケアスコア表』のコピー</u>  <u>ハ. 当該子が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている状態と同様である旨、または医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)が必要である旨が記載された医師による診断書または市区町村による証明書</u></p>	
<p>賃金規程 第1章 総則</p>	<p>賃金規程 第1章 総則</p>	
<p>第102条(賃金構成) 社員の通常月例賃金は、次の通りとする。 (中略)</p>	<p>第102条(賃金構成) 社員の通常月例賃金は、次の通りとする。 (中略)</p>	<p>・ステージC人事賃金制度改定に伴う、賃金構成の変更</p>

<p>2.ステージC</p> 		
<p>第105条(控除)          会社は賃金の支払いに際して次のものを控除する。          1. 法令により定められたもの          (新設)</p>	<p>第105条(控除)          会社は賃金の支払いに際して次のものを控除する。          1. 法令により定められたもの  <u>(8) 子ども子育て支援金</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法改正：子ども子育て支援金</li> </ul>
<p>第106条(退職及び解雇の場合の支払)          退職及び解雇の場合、その月分の基準内賃金は次の通りとする。          (1) 死亡退職の場合は全額を支給する。但し、欠勤、休職により給与計算期間内により勤務がない場合を除く。          (2) (1) 以外の理由で退職または解雇された場合は、その日までの日割計算で支給する。          (新設)</p>	<p>第106条(退職及び解雇の場合の支払)          退職及び解雇の場合、その月分の基準内賃金は次の通りとする。          (1) 死亡退職の場合は全額を支給する。但し、欠勤、休職により給与計算期間内により勤務がない場合を除く。          (2) (1) 以外の理由で退職または解雇された場合は、その日までの日割計算で支給する。  <u>②死亡退職の場合、賃金は正当受取人たる遺族と認められる者に支給する。この場合、正当受取人たる遺族の範囲及び順位は、労働基準法施行規則第42条乃至第45条の定めるところによる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡時の賃金支払い方法に関して、退職金と同様に規定</li> </ul>
<p>第2章 本給</p>	<p>第2章 本給</p>	
<p>第201条(原則)          社員の本給は、次の通りとする。          1. ステージC-tの本給は、ベース給とし、資格別に作成された本給表上に格付けする。          2. ステージCの本給は、ベース給と役割成果給とし、各人の資格及び担う役割等に応じ、本給表上に格付けする。</p>	<p>第201条(原則)          社員の本給は、次の通りとする。          1. ステージC-tの本給は、ベース給とし、資格別に作成された本給表上に格付けする。          2. <u>ステージC・ステージB・ステージAの本給は、役割給、資格給、個人成果給とし、各人の資格及び担う役割等に応じ、本給表上に格付けする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称変更</li> <li>・ステージC制度改定に伴う変更</li> </ul>
<p>第202条(ベース給)          ベース給は、<u>ステージC-t・ステージC</u>に対し、各自のステージに応じて別表の通り支給する。</p>	<p>第202条(ベース給)          ベース給は、<u>ステージC-t</u>に対し、各自のステージに応じて別表の通り支給する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ステージC制度改定に伴い削除</li> </ul>
<p>第203条(資格給)          資格給は、<u>ステージB以上</u>に対し、各自の階層に応じ別表の通り支給する。</p>	<p>第203条(資格給)          資格給は、<u>ステージC・ステージB・ステージA</u>に対し、各自の階層に応じ別表の通り支給する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ステージC制度改定に伴い修正</li> </ul>
<p>第204条(役割成果給)          役割成果給は、<u>ステージC</u>に対し、その職務・役割等に応じ別表の通り支給する。</p>	<p>(削除)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役割成果給の削除</li> </ul>
<p>第205条(役割給)          役割給は、<u>ステージB(役割①～役割⑥)</u>に対し、各自の階層に応じ(別表本給表・昇給表)の通り支給する。          (新設)</p>	<p>第204条(役割給)          役割給は、<u>ステージC・ステージB・ステージA</u>に対し、各自の階層に応じ(別表本給表・昇給表)の通り支給する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度改定に伴う修正(ステージCの役割給の新設)</li> </ul>
<p>第209条(職務異動による役割成果給の変更)          ステージCの職務異動による役割成果給の変更は、年2回、4月1日時点の職務を基準とし、7月支給給与より反映し、10月1日時点の職務を基準とし、翌年1月支給給与より反映する。</p>	<p>第205条(個人成果給)  <u>個人成果給は、ステージC・ステージB・ステージA</u>に対し、各自の階層に応じ(別表本給表・昇給表)の通り支給する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度改定に伴う修正(ステージCの個人成果給の新設)</li> </ul>
<p>第209条(職務異動による役割成果給の変更)          ステージCの職務異動による役割成果給の変更は、年2回、4月1日時点の職務を基準とし、7月支給給与より反映し、10月1日時点の職務を基準とし、翌年1月支給給与より反映する。</p>	<p>(削除)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役割成果給の削除</li> </ul>
<p>第210条(ゾーン異動による役割成果給の変更)          ステージB以上のゾーン異動による役割給の変更は、異動日が16日以前の場合は翌月支給給与から、17日以降の場合は翌々月支給給与から反映する。</p>	<p>第209条(異動による役割給の変更)  <u>ステージC・ステージB・ステージA</u>の異動による役割給の変更は、異動日が16日以前の場合は翌月支給給与から、17日以降の場合は翌々月支給給与から反映する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条数繰り上げ</li> <li>・制度改定に伴う修正(ステージCの役割給の新設)</li> </ul>
<p>第211条(昇格時の格付)          ステージC以上を昇格により格付けする場合には、</p>	<p>第210条(昇格時の格付)          ステージC以上を昇格により格付けする場合には、第</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条数繰り上げ</li> </ul>

<p>第 201 条第 3 項に基づき格付けする。</p> <p>第 212 条(ステージ C-t の格付)          会社は、ステージ C-t (入社時に前歴、能力を勘案の上、格付けされた者を除く)を、原則として 5 年経過後にステージ C に格付けし、第 201 条第 2 項に基づいて取扱う。但し、役割成果給については、<u>原則として当該役割の最下位ランクに格付けする。</u></p>	<p>201 条第 3 項に基づき格付けする。</p> <p>第 211 条(ステージ C-t の格付)          会社は、ステージ C-t (入社時に前歴、能力を勘案の上、格付けされた者を除く)を、原則として 5 年経過後にステージ C に格付けし、第 201 条第 2 項に基づいて取扱う。<u>但し、ステージ C 個人成果給については、C-t のベース給よりステージ C 資格給・役割給の金額を差し引いた直近上位の金額へ格付する</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度改定に伴う修正</li> <li>・条数繰り上げ</li> </ul>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
<p>第 213 条(メイト社員Ⅱから社員に採用された場合の格付)          会社は、メイト社員Ⅱから採用された社員をステージ C に格付けする。</p> <p>②基本給の格付は、メイト社員Ⅱ時の基本給に、採用後に担う役割に対応する職務手当相当額を加算した額(該当額がない場合は直近上位額)とする。</p> <p>③前項による格付後、メイト社員時の最終評価に基づき、本給評価による格付を行うこととする。</p> <p>第 214 条(育児休業・介護休業の期間中の扱い)          育児休業・介護休業の期間中については、本給を変更しない。</p>	<p>第 213 条(メイト社員Ⅱから社員に採用された場合の格付)          会社は、メイト社員Ⅱから採用された社員をステージ C に格付けする。</p> <p>②基本給の格付は、メイト社員Ⅱ時の基本給に、採用後に担う役割に対応する職務手当相当額を加算した額(該当額がない場合は直近上位額)とする。</p> <p>③前項による格付後、メイト社員時の最終評価に基づき、本給評価による格付を行うこととする。</p> <p>第 214 条(育児休業・介護休業の期間中の扱い)          育児休業・介護休業の期間中については、本給を変更しない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条数繰り上げ</li> </ul>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
<p>(別表)          &lt;ステージ A&gt;  <u>【資格給】126,000 円(月額)</u>          (中略)  <u>【本給=資格給+役割給+個人成果給】(月額、単位:円)</u></p> <table border="1" data-bbox="71 846 638 1601"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ランク</th> <th colspan="10">役割ゾーン (P.V)</th> </tr> <tr> <th>GM0</th> <th>GM1</th> <th>GM2</th> <th>GM3</th> <th>GM4</th> <th>EM1</th> <th>EM2</th> <th>EM3</th> <th>EM4</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>719,000</td><td>659,000</td><td>609,000</td><td>569,000</td><td>539,000</td><td>509,000</td><td>489,000</td><td>469,000</td><td>429,000</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>718,000</td><td>658,000</td><td>608,000</td><td>568,000</td><td>538,000</td><td>508,000</td><td>488,000</td><td>468,000</td><td>428,000</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>717,000</td><td>657,000</td><td>607,000</td><td>567,000</td><td>537,000</td><td>507,000</td><td>487,000</td><td>467,000</td><td>427,000</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>716,000</td><td>656,000</td><td>606,000</td><td>566,000</td><td>536,000</td><td>506,000</td><td>486,000</td><td>466,000</td><td>426,000</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>715,000</td><td>655,000</td><td>605,000</td><td>565,000</td><td>535,000</td><td>505,000</td><td>485,000</td><td>465,000</td><td>425,000</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>714,000</td><td>654,000</td><td>604,000</td><td>564,000</td><td>534,000</td><td>504,000</td><td>484,000</td><td>464,000</td><td>424,000</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>713,000</td><td>653,000</td><td>603,000</td><td>563,000</td><td>533,000</td><td>503,000</td><td>483,000</td><td>463,000</td><td>423,000</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>712,000</td><td>652,000</td><td>602,000</td><td>562,000</td><td>532,000</td><td>502,000</td><td>482,000</td><td>462,000</td><td>422,000</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>711,000</td><td>651,000</td><td>601,000</td><td>561,000</td><td>531,000</td><td>501,000</td><td>481,000</td><td>461,000</td><td>421,000</td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>710,000</td><td>650,000</td><td>600,000</td><td>560,000</td><td>530,000</td><td>500,000</td><td>480,000</td><td>460,000</td><td>420,000</td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>709,000</td><td>649,000</td><td>599,000</td><td>559,000</td><td>529,000</td><td>499,000</td><td>479,000</td><td>459,000</td><td>419,000</td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>708,000</td><td>648,000</td><td>598,000</td><td>558,000</td><td>528,000</td><td>498,000</td><td>478,000</td><td>458,000</td><td>418,000</td><td></td></tr> <tr><td>13</td><td>707,000</td><td>647,000</td><td>597,000</td><td>557,000</td><td>527,000</td><td>497,000</td><td>477,000</td><td>457,000</td><td>417,000</td><td></td></tr> <tr><td>14</td><td>706,000</td><td>646,000</td><td>596,000</td><td>556,000</td><td>526,000</td><td>496,000</td><td>476,000</td><td>456,000</td><td>416,000</td><td></td></tr> <tr><td>15</td><td>705,000</td><td>645,000</td><td>595,000</td><td>555,000</td><td>525,000</td><td>495,000</td><td>475,000</td><td>455,000</td><td>415,000</td><td></td></tr> <tr><td>16</td><td>704,000</td><td>644,000</td><td>594,000</td><td>554,000</td><td>524,000</td><td>494,000</td><td>474,000</td><td>454,000</td><td>414,000</td><td></td></tr> <tr><td>17</td><td>703,000</td><td>643,000</td><td>593,000</td><td>553,000</td><td>523,000</td><td>493,000</td><td>473,000</td><td>453,000</td><td>413,000</td><td></td></tr> <tr><td>18</td><td>702,000</td><td>642,000</td><td>592,000</td><td>552,000</td><td>522,000</td><td>492,000</td><td>472,000</td><td>452,000</td><td>412,000</td><td></td></tr> <tr><td>19</td><td>701,000</td><td>641,000</td><td>591,000</td><td>551,000</td><td>521,000</td><td>491,000</td><td>471,000</td><td>451,000</td><td>411,000</td><td></td></tr> <tr><td>20</td><td>700,000</td><td>640,000</td><td>590,000</td><td>550,000</td><td>520,000</td><td>490,000</td><td>470,000</td><td>450,000</td><td>410,000</td><td></td></tr> <tr><td>21</td><td>699,000</td><td>639,000</td><td>589,000</td><td>549,000</td><td>519,000</td><td>489,000</td><td>469,000</td><td>449,000</td><td>409,000</td><td></td></tr> <tr><td>22</td><td>698,000</td><td>638,000</td><td>588,000</td><td>548,000</td><td>518,000</td><td>488,000</td><td>468,000</td><td>448,000</td><td>408,000</td><td></td></tr> <tr><td>23</td><td>697,000</td><td>637,000</td><td>587,000</td><td>547,000</td><td>517,000</td><td>487,000</td><td>467,000</td><td>447,000</td><td>407,000</td><td></td></tr> <tr><td>24</td><td>696,000</td><td>636,000</td><td>586,000</td><td>546,000</td><td>516,000</td><td>486,000</td><td>466,000</td><td>446,000</td><td>406,000</td><td></td></tr> <tr><td>25</td><td>695,000</td><td>635,000</td><td>585,000</td><td>545,000</td><td>515,000</td><td>485,000</td><td>465,000</td><td>445,000</td><td>405,000</td><td></td></tr> <tr><td>26</td><td>694,000</td><td>634,000</td><td>584,000</td><td>544,000</td><td>514,000</td><td>484,000</td><td>464,000</td><td>444,000</td><td>404,000</td><td></td></tr> <tr><td>27</td><td>693,000</td><td>633,000</td><td>583,000</td><td>543,000</td><td>513,000</td><td>483,000</td><td>463,000</td><td>443,000</td><td>403,000</td><td></td></tr> <tr><td>28</td><td>692,000</td><td>632,000</td><td>582,000</td><td>542,000</td><td>512,000</td><td>482,000</td><td>462,000</td><td>442,000</td><td>402,000</td><td></td></tr> <tr><td>29</td><td>691,000</td><td>631,000</td><td>581,000</td><td>541,000</td><td>511,000</td><td>481,000</td><td>461,000</td><td>441,000</td><td>401,000</td><td></td></tr> <tr><td>30</td><td>690,000</td><td>630,000</td><td>580,000</td><td>540,000</td><td>510,000</td><td>480,000</td><td>460,000</td><td>440,000</td><td>400,000</td><td></td></tr> <tr><td>31</td><td>689,000</td><td>629,000</td><td>579,000</td><td>539,000</td><td>509,000</td><td>479,000</td><td>459,000</td><td>439,000</td><td>399,000</td><td></td></tr> <tr><td>32</td><td>688,000</td><td>628,000</td><td>578,000</td><td>538,000</td><td>508,000</td><td>478,000</td><td>458,000</td><td>438,000</td><td>398,000</td><td></td></tr> <tr><td>33</td><td>687,000</td><td>627,000</td><td>577,000</td><td>537,000</td><td>507,000</td><td>477,000</td><td>457,000</td><td>437,000</td><td>397,000</td><td></td></tr> <tr><td>34</td><td>686,000</td><td>626,000</td><td>576,000</td><td>536,000</td><td>506,000</td><td>476,000</td><td>456,000</td><td>436,000</td><td>396,000</td><td></td></tr> <tr><td>35</td><td>685,000</td><td>625,000</td><td>575,000</td><td>535,000</td><td>505,000</td><td>475,000</td><td>455,000</td><td>435,000</td><td>395,000</td><td></td></tr> <tr><td>36</td><td>684,000</td><td>624,000</td><td>574,000</td><td>534,000</td><td>504,000</td><td>474,000</td><td>454,000</td><td>434,000</td><td>394,000</td><td></td></tr> <tr><td>37</td><td>683,000</td><td>623,000</td><td>573,000</td><td>533,000</td><td>503,000</td><td>473,000</td><td>453,000</td><td>433,000</td><td>393,000</td><td></td></tr> <tr><td>38</td><td>682,000</td><td>622,000</td><td>572,000</td><td>532,000</td><td>502,000</td><td>472,000</td><td>452,000</td><td>432,000</td><td>392,000</td><td></td></tr> <tr><td>39</td><td>681,000</td><td>621,000</td><td>571,000</td><td>531,000</td><td>501,000</td><td>471,000</td><td>451,000</td><td>431,000</td><td>391,000</td><td></td></tr> <tr><td>40</td><td>680,000</td><td>620,000</td><td>570,000</td><td>530,000</td><td>500,000</td><td>470,000</td><td>450,000</td><td>430,000</td><td>390,000</td><td></td></tr> <tr><td>41</td><td>679,000</td><td>619,000</td><td>569,000</td><td>529,000</td><td>499,000</td><td>469,000</td><td>449,000</td><td>429,000</td><td>389,000</td><td></td></tr> <tr><td>42</td><td>678,000</td><td>618,000</td><td>568,000</td><td>528,000</td><td>498,000</td><td>468,000</td><td>448,000</td><td>428,000</td><td>388,000</td><td></td></tr> <tr><td>43</td><td>677,000</td><td>617,000</td><td>567,000</td><td>527,000</td><td>497,000</td><td>467,000</td><td>447,000</td><td>427,000</td><td>387,000</td><td></td></tr> <tr><td>44</td><td>676,000</td><td>616,000</td><td>566,000</td><td>526,000</td><td>496,000</td><td>466,000</td><td>446,000</td><td>426,000</td><td>386,000</td><td></td></tr> <tr><td>45</td><td>675,000</td><td>615,000</td><td>565,000</td><td>525,000</td><td>495,000</td><td>465,000</td><td>445,000</td><td>425,000</td><td>385,000</td><td></td></tr> <tr><td>46</td><td>674,000</td><td>614,000</td><td>564,000</td><td>524,000</td><td>494,000</td><td>464,000</td><td>444,000</td><td>424,000</td><td>384,000</td><td></td></tr> <tr><td>47</td><td>673,000</td><td>613,000</td><td>563,000</td><td>523,000</td><td>493,000</td><td>463,000</td><td>443,000</td><td>423,000</td><td>383,000</td><td></td></tr> <tr><td>48</td><td>672,000</td><td>612,000</td><td>562,000</td><td>522,000</td><td>492,000</td><td>462,000</td><td>442,000</td><td>422,000</td><td>382,000</td><td></td></tr> <tr><td>49</td><td>671,000</td><td>611,000</td><td>561,000</td><td>521,000</td><td>491,000</td><td>461,000</td><td>441,000</td><td>421,000</td><td>381,000</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>&lt;ステージ B&gt;  <u>【資格給】66,000 円(月額)</u>          (中略)  <u>【本給=資格給+役割給+個人成果給】(月額、単位:円)</u></p>	ランク	役割ゾーン (P.V)										GM0	GM1	GM2	GM3	GM4	EM1	EM2	EM3	EM4		1	719,000	659,000	609,000	569,000	539,000	509,000	489,000	469,000	429,000		2	718,000	658,000	608,000	568,000	538,000	508,000	488,000	468,000	428,000		3	717,000	657,000	607,000	567,000	537,000	507,000	487,000	467,000	427,000		4	716,000	656,000	606,000	566,000	536,000	506,000	486,000	466,000	426,000		5	715,000	655,000	605,000	565,000	535,000	505,000	485,000	465,000	425,000		6	714,000	654,000	604,000	564,000	534,000	504,000	484,000	464,000	424,000		7	713,000	653,000	603,000	563,000	533,000	503,000	483,000	463,000	423,000		8	712,000	652,000	602,000	562,000	532,000	502,000	482,000	462,000	422,000		9	711,000	651,000	601,000	561,000	531,000	501,000	481,000	461,000	421,000		10	710,000	650,000	600,000	560,000	530,000	500,000	480,000	460,000	420,000		11	709,000	649,000	599,000	559,000	529,000	499,000	479,000	459,000	419,000		12	708,000	648,000	598,000	558,000	528,000	498,000	478,000	458,000	418,000		13	707,000	647,000	597,000	557,000	527,000	497,000	477,000	457,000	417,000		14	706,000	646,000	596,000	556,000	526,000	496,000	476,000	456,000	416,000		15	705,000	645,000	595,000	555,000	525,000	495,000	475,000	455,000	415,000		16	704,000	644,000	594,000	554,000	524,000	494,000	474,000	454,000	414,000		17	703,000	643,000	593,000	553,000	523,000	493,000	473,000	453,000	413,000		18	702,000	642,000	592,000	552,000	522,000	492,000	472,000	452,000	412,000		19	701,000	641,000	591,000	551,000	521,000	491,000	471,000	451,000	411,000		20	700,000	640,000	590,000	550,000	520,000	490,000	470,000	450,000	410,000		21	699,000	639,000	589,000	549,000	519,000	489,000	469,000	449,000	409,000		22	698,000	638,000	588,000	548,000	518,000	488,000	468,000	448,000	408,000		23	697,000	637,000	587,000	547,000	517,000	487,000	467,000	447,000	407,000		24	696,000	636,000	586,000	546,000	516,000	486,000	466,000	446,000	406,000		25	695,000	635,000	585,000	545,000	515,000	485,000	465,000	445,000	405,000		26	694,000	634,000	584,000	544,000	514,000	484,000	464,000	444,000	404,000		27	693,000	633,000	583,000	543,000	513,000	483,000	463,000	443,000	403,000		28	692,000	632,000	582,000	542,000	512,000	482,000	462,000	442,000	402,000		29	691,000	631,000	581,000	541,000	511,000	481,000	461,000	441,000	401,000		30	690,000	630,000	580,000	540,000	510,000	480,000	460,000	440,000	400,000		31	689,000	629,000	579,000	539,000	509,000	479,000	459,000	439,000	399,000		32	688,000	628,000	578,000	538,000	508,000	478,000	458,000	438,000	398,000		33	687,000	627,000	577,000	537,000	507,000	477,000	457,000	437,000	397,000		34	686,000	626,000	576,000	536,000	506,000	476,000	456,000	436,000	396,000		35	685,000	625,000	575,000	535,000	505,000	475,000	455,000	435,000	395,000		36	684,000	624,000	574,000	534,000	504,000	474,000	454,000	434,000	394,000		37	683,000	623,000	573,000	533,000	503,000	473,000	453,000	433,000	393,000		38	682,000	622,000	572,000	532,000	502,000	472,000	452,000	432,000	392,000		39	681,000	621,000	571,000	531,000	501,000	471,000	451,000	431,000	391,000		40	680,000	620,000	570,000	530,000	500,000	470,000	450,000	430,000	390,000		41	679,000	619,000	569,000	529,000	499,000	469,000	449,000	429,000	389,000		42	678,000	618,000	568,000	528,000	498,000	468,000	448,000	428,000	388,000		43	677,000	617,000	567,000	527,000	497,000	467,000	447,000	427,000	387,000		44	676,000	616,000	566,000	526,000	496,000	466,000	446,000	426,000	386,000		45	675,000	615,000	565,000	525,000	495,000	465,000	445,000	425,000	385,000		46	674,000	614,000	564,000	524,000	494,000	464,000	444,000	424,000	384,000		47	673,000	613,000	563,000	523,000	493,000	463,000	443,000	423,000	383,000		48	672,000	612,000	562,000	522,000	492,000	462,000	442,000	422,000	382,000		49	671,000	611,000	561,000	521,000	491,000	461,000	441,000	421,000	381,000		<p>(別表)          &lt;ステージ A&gt;  <u>【資格給】131,000 円(月額)</u>          (中略)  <u>【本給=資格給+役割給+個人成果給】(月額、単位:円)</u></p> <table border="1" data-bbox="678 846 1257 1601"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ランク</th> <th colspan="10">役割ゾーン (P.V)</th> </tr> <tr> <th>GM0</th> <th>GM1</th> <th>GM2</th> <th>GM3</th> <th>GM4</th> <th>EM1</th> <th>EM2</th> <th>EM3</th> <th>EM4</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>724,000</td><td>664,000</td><td>614,000</td><td>574,000</td><td>544,000</td><td>514,000</td><td>494,000</td><td>474,000</td><td>434,000</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>723,000</td><td>663,000</td><td>613,000</td><td>573,000</td><td>543,000</td><td>513,000</td><td>493,000</td><td>473,000</td><td>433,000</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>722,000</td><td>662,000</td><td>612,000</td><td>572,000</td><td>542,000</td><td>512,000</td><td>492,000</td><td>472,000</td><td>432,000</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>721,000</td><td>661,000</td><td>611,000</td><td>571,000</td><td>541,000</td><td>511,000</td><td>491,000</td><td>471,000</td><td>431,000</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>720,000</td><td>660,000</td><td>610,000</td><td>570,000</td><td>540,000</td><td>510,000</td><td>490,000</td><td>470,000</td><td>430,000</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>719,000</td><td>659,000</td><td>609,000</td><td>569,000</td><td>539,000</td><td>509,000</td><td>489,000</td><td>469,000</td><td>429,000</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>718,000</td><td>658,000</td><td>608,000</td><td>568,000</td><td>538,000</td><td>508,000</td><td>488,000</td><td>468,000</td><td>428,000</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>717,000</td><td>657,000</td><td>607,000</td><td>567,000</td><td>537,000</td><td>507,000</td><td>487,000</td><td>467,000</td><td>427,000</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>716,000</td><td>656,000</td><td>606,000</td><td>566,000</td><td>536,000</td><td>506,000</td><td>486,000</td><td>466,000</td><td>426,000</td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>715,000</td><td>655,000</td><td>605,000</td><td>565,000</td><td>535,000</td><td>505,000</td><td>485,000</td><td>465,000</td><td>425,000</td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>714,000</td><td>654,000</td><td>604,000</td><td>564,000</td><td>534,000</td><td>504,000</td><td>484,000</td><td>464,000</td><td>424,000</td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>713,000</td><td>653,000</td><td>603,000</td><td>563,000</td><td>533,000</td><td>503,000</td><td>483,000</td><td>463,000</td><td>423,000</td><td></td></tr> <tr><td>13</td><td>712,000</td><td>652,000</td><td>602,000</td><td>562,000</td><td>532,000</td><td>502,000</td><td>482,000</td><td>462,000</td><td>422,000</td><td></td></tr> <tr><td>14</td><td>711,000</td><td>651,000</td><td>601,000</td><td>561,000</td><td>531,000</td><td>501,000</td><td>481,000</td><td>461,000</td><td>421,000</td><td></td></tr> <tr><td>15</td><td>710,000</td><td>650,000</td><td>600,000</td><td>560,000</td><td>530,000</td><td>500,000</td><td>480,000</td><td>460,000</td><td>420,000</td><td></td></tr> <tr><td>16</td><td>709,000</td><td>649,000</td><td>599,000</td><td>559,000</td><td>529,000</td><td>499,000</td><td>479,000</td><td>459,000</td><td>419,000</td><td></td></tr> <tr><td>17</td><td>708,000</td><td>648,000</td><td>598,000</td><td>558,000</td><td>528,000</td><td>498,000</td><td>478,000</td><td>458,000</td><td>418,000</td><td></td></tr> <tr><td>18</td><td>707,000</td><td>647,000</td><td>597,000</td><td>557,000</td><td>527,000</td><td>497,000</td><td>477,000</td><td>457,000</td><td>417,000</td><td></td></tr> <tr><td>19</td><td>706,000</td><td>646,000</td><td>596,000</td><td>556,000</td><td>526,000</td><td>496,000</td><td>476,000</td><td>456,000</td><td>416,000</td><td></td></tr> <tr><td>20</td><td>705,000</td><td>645,000</td><td>595,000</td><td>555,000</td><td>525,000</td><td>495,000</td><td>475,000</td><td>455,000</td><td>415,000</td><td></td></tr> <tr><td>21</td><td>704,000</td><td>644,000</td><td>594,000</td><td>554,000</td><td>524,000</td><td>494,000</td><td>474,000</td><td>454,000</td><td>414,000</td><td></td></tr> <tr><td>22</td><td>703,000</td><td>643,000</td><td>593,000</td><td>553,000</td><td>523,000</td><td>493,000</td><td>473,000</td><td>453,000</td><td>413,000</td><td></td></tr> <tr><td>23</td><td>702,000</td><td>642,000</td><td>592,000</td><td>552,000</td><td>522,000</td><td>492,000</td><td>472,000</td><td>452,000</td><td>412,000</td><td></td></tr> <tr><td>24</td><td>701,000</td><td>641,000</td><td>591,000</td><td>551,000</td><td>521,000</td><td>491,000</td><td>471,000</td><td>451,000</td><td>411,000</td><td></td></tr> <tr><td>25</td><td>700,000</td><td>640,000</td><td>590,000</td><td>550,000</td><td>520,000</td><td>490,000</td><td>470,000</td><td>450,000</td><td>410,000</td><td></td></tr> <tr><td>26</td><td>699,000</td><td>639,000</td><td>589,000</td><td>549,000</td><td>519,000</td><td>489,000</td><td>469,000</td><td>449,000</td><td>409,000</td><td></td></tr> <tr><td>27</td><td>698,000</td><td>638,000</td><td>588,000</td><td>548,000</td><td>518,000</td><td>488,000</td><td>468,000</td><td>448,000</td><td>408,000</td><td></td></tr> <tr><td>28</td><td>697,000</td><td>637,000</td><td>587,000</td><td>547,000</td><td>517,000</td><td>487,000</td><td>467,000</td><td>447,000</td><td>407,000</td><td></td></tr> <tr><td>29</td><td>696,000</td><td>636,000</td><td>586,000</td><td>546,000</td><td>516,000</td><td>486,000</td><td>466,000</td><td>446,000</td><td>406,000</td><td></td></tr> <tr><td>30</td><td>695,000</td><td>635,000</td><td>585,000</td><td>545,000</td><td>515,000</td><td>485,000</td><td>465,000</td><td>445,000</td><td>405,000</td><td></td></tr> <tr><td>31</td><td>694,000</td><td>634,000</td><td>584,000</td><td>544,000</td><td>514,000</td><td>484,000</td><td>464,000</td><td>444,000</td><td>404,000</td><td></td></tr> <tr><td>32</td><td>693,000</td><td>633,000</td><td>583,000</td><td>543,000</td><td>513,000</td><td>483,000</td><td>463,000</td><td>443,000</td><td>403,000</td><td></td></tr> <tr><td>33</td><td>692,000</td><td>632,000</td><td>582,000</td><td>542,000</td><td>512,000</td><td>482,000</td><td>462,000</td><td>442,000</td><td>402,000</td><td></td></tr> <tr><td>34</td><td>691,000</td><td>631,000</td><td>581,000</td><td>541,000</td><td>511,000</td><td>481,000</td><td>461,000</td><td>441,000</td><td>401,000</td><td></td></tr> <tr><td>35</td><td>690,000</td><td>630,000</td><td>580,000</td><td>540,000</td><td>510,000</td><td>480,000</td><td>460,000</td><td>440,000</td><td>400,000</td><td></td></tr> <tr><td>36</td><td>689,000</td><td>629,000</td><td>579,000</td><td>539,000</td><td>509,000</td><td>479,000</td><td>459,000</td><td>439,000</td><td>399,000</td><td></td></tr> <tr><td>37</td><td>688,000</td><td>628,000</td><td>578,000</td><td>538,000</td><td>508,000</td><td>478,000</td><td>458,000</td><td>438,000</td><td>398,000</td><td></td></tr> <tr><td>38</td><td>687,000</td><td>627,000</td><td>577,000</td><td>537,000</td><td>507,000</td><td>477,000</td><td>457,000</td><td>437,000</td><td>397,000</td><td></td></tr> <tr><td>39</td><td>686,000</td><td>626,000</td><td>576,000</td><td>536,000</td><td>506,000</td><td>476,000</td><td>456,000</td><td>436,000</td><td>396,000</td><td></td></tr> <tr><td>40&lt;/</td></tr></tbody></table>	ランク	役割ゾーン (P.V)										GM0	GM1	GM2	GM3	GM4	EM1	EM2	EM3	EM4		1	724,000	664,000	614,000	574,000	544,000	514,000	494,000	474,000	434,000		2	723,000	663,000	613,000	573,000	543,000	513,000	493,000	473,000	433,000		3	722,000	662,000	612,000	572,000	542,000	512,000	492,000	472,000	432,000		4	721,000	661,000	611,000	571,000	541,000	511,000	491,000	471,000	431,000		5	720,000	660,000	610,000	570,000	540,000	510,000	490,000	470,000	430,000		6	719,000	659,000	609,000	569,000	539,000	509,000	489,000	469,000	429,000		7	718,000	658,000	608,000	568,000	538,000	508,000	488,000	468,000	428,000		8	717,000	657,000	607,000	567,000	537,000	507,000	487,000	467,000	427,000		9	716,000	656,000	606,000	566,000	536,000	506,000	486,000	466,000	426,000		10	715,000	655,000	605,000	565,000	535,000	505,000	485,000	465,000	425,000		11	714,000	654,000	604,000	564,000	534,000	504,000	484,000	464,000	424,000		12	713,000	653,000	603,000	563,000	533,000	503,000	483,000	463,000	423,000		13	712,000	652,000	602,000	562,000	532,000	502,000	482,000	462,000	422,000		14	711,000	651,000	601,000	561,000	531,000	501,000	481,000	461,000	421,000		15	710,000	650,000	600,000	560,000	530,000	500,000	480,000	460,000	420,000		16	709,000	649,000	599,000	559,000	529,000	499,000	479,000	459,000	419,000		17	708,000	648,000	598,000	558,000	528,000	498,000	478,000	458,000	418,000		18	707,000	647,000	597,000	557,000	527,000	497,000	477,000	457,000	417,000		19	706,000	646,000	596,000	556,000	526,000	496,000	476,000	456,000	416,000		20	705,000	645,000	595,000	555,000	525,000	495,000	475,000	455,000	415,000		21	704,000	644,000	594,000	554,000	524,000	494,000	474,000	454,000	414,000		22	703,000	643,000	593,000	553,000	523,000	493,000	473,000	453,000	413,000		23	702,000	642,000	592,000	552,000	522,000	492,000	472,000	452,000	412,000		24	701,000	641,000	591,000	551,000	521,000	491,000	471,000	451,000	411,000		25	700,000	640,000	590,000	550,000	520,000	490,000	470,000	450,000	410,000		26	699,000	639,000	589,000	549,000	519,000	489,000	469,000	449,000	409,000		27	698,000	638,000	588,000	548,000	518,000	488,000	468,000	448,000	408,000		28	697,000	637,000	587,000	547,000	517,000	487,000	467,000	447,000	407,000		29	696,000	636,000	586,000	546,000	516,000	486,000	466,000	446,000	406,000		30	695,000	635,000	585,000	545,000	515,000	485,000	465,000	445,000	405,000		31	694,000	634,000	584,000	544,000	514,000	484,000	464,000	444,000	404,000		32	693,000	633,000	583,000	543,000	513,000	483,000	463,000	443,000	403,000		33	692,000	632,000	582,000	542,000	512,000	482,000	462,000	442,000	402,000		34	691,000	631,000	581,000	541,000	511,000	481,000	461,000	441,000	401,000		35	690,000	630,000	580,000	540,000	510,000	480,000	460,000	440,000	400,000		36	689,000	629,000	579,000	539,000	509,000	479,000	459,000	439,000	399,000		37	688,000	628,000	578,000	538,000	508,000	478,000	458,000	438,000	398,000		38	687,000	627,000	577,000	537,000	507,000	477,000	457,000	437,000	397,000		39	686,000	626,000	576,000	536,000	506,000	476,000	456,000	436,000	396,000		40</
ランク		役割ゾーン (P.V)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	GM0	GM1	GM2	GM3	GM4	EM1	EM2	EM3	EM4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
1	719,000	659,000	609,000	569,000	539,000	509,000	489,000	469,000	429,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
2	718,000	658,000	608,000	568,000	538,000	508,000	488,000	468,000	428,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
3	717,000	657,000	607,000	567,000	537,000	507,000	487,000	467,000	427,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
4	716,000	656,000	606,000	566,000	536,000	506,000	486,000	466,000	426,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
5	715,000	655,000	605,000	565,000	535,000	505,000	485,000	465,000	425,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
6	714,000	654,000	604,000	564,000	534,000	504,000	484,000	464,000	424,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
7	713,000	653,000	603,000	563,000	533,000	503,000	483,000	463,000	423,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
8	712,000	652,000	602,000	562,000	532,000	502,000	482,000	462,000	422,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
9	711,000	651,000	601,000	561,000	531,000	501,000	481,000	461,000	421,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
10	710,000	650,000	600,000	560,000	530,000	500,000	480,000	460,000	420,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
11	709,000	649,000	599,000	559,000	529,000	499,000	479,000	459,000	419,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
12	708,000	648,000	598,000	558,000	528,000	498,000	478,000	458,000	418,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
13	707,000	647,000	597,000	557,000	527,000	497,000	477,000	457,000	417,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
14	706,000	646,000	596,000	556,000	526,000	496,000	476,000	456,000	416,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
15	705,000	645,000	595,000	555,000	525,000	495,000	475,000	455,000	415,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
16	704,000	644,000	594,000	554,000	524,000	494,000	474,000	454,000	414,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
17	703,000	643,000	593,000	553,000	523,000	493,000	473,000	453,000	413,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
18	702,000	642,000	592,000	552,000	522,000	492,000	472,000	452,000	412,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
19	701,000	641,000	591,000	551,000	521,000	491,000	471,000	451,000	411,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
20	700,000	640,000	590,000	550,000	520,000	490,000	470,000	450,000	410,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
21	699,000	639,000	589,000	549,000	519,000	489,000	469,000	449,000	409,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
22	698,000	638,000	588,000	548,000	518,000	488,000	468,000	448,000	408,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
23	697,000	637,000	587,000	547,000	517,000	487,000	467,000	447,000	407,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
24	696,000	636,000	586,000	546,000	516,000	486,000	466,000	446,000	406,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
25	695,000	635,000	585,000	545,000	515,000	485,000	465,000	445,000	405,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
26	694,000	634,000	584,000	544,000	514,000	484,000	464,000	444,000	404,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
27	693,000	633,000	583,000	543,000	513,000	483,000	463,000	443,000	403,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
28	692,000	632,000	582,000	542,000	512,000	482,000	462,000	442,000	402,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
29	691,000	631,000	581,000	541,000	511,000	481,000	461,000	441,000	401,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
30	690,000	630,000	580,000	540,000	510,000	480,000	460,000	440,000	400,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
31	689,000	629,000	579,000	539,000	509,000	479,000	459,000	439,000	399,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
32	688,000	628,000	578,000	538,000	508,000	478,000	458,000	438,000	398,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
33	687,000	627,000	577,000	537,000	507,000	477,000	457,000	437,000	397,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
34	686,000	626,000	576,000	536,000	506,000	476,000	456,000	436,000	396,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
35	685,000	625,000	575,000	535,000	505,000	475,000	455,000	435,000	395,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
36	684,000	624,000	574,000	534,000	504,000	474,000	454,000	434,000	394,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
37	683,000	623,000	573,000	533,000	503,000	473,000	453,000	433,000	393,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
38	682,000	622,000	572,000	532,000	502,000	472,000	452,000	432,000	392,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
39	681,000	621,000	571,000	531,000	501,000	471,000	451,000	431,000	391,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
40	680,000	620,000	570,000	530,000	500,000	470,000	450,000	430,000	390,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
41	679,000	619,000	569,000	529,000	499,000	469,000	449,000	429,000	389,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
42	678,000	618,000	568,000	528,000	498,000	468,000	448,000	428,000	388,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
43	677,000	617,000	567,000	527,000	497,000	467,000	447,000	427,000	387,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
44	676,000	616,000	566,000	526,000	496,000	466,000	446,000	426,000	386,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
45	675,000	615,000	565,000	525,000	495,000	465,000	445,000	425,000	385,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
46	674,000	614,000	564,000	524,000	494,000	464,000	444,000	424,000	384,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
47	673,000	613,000	563,000	523,000	493,000	463,000	443,000	423,000	383,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
48	672,000	612,000	562,000	522,000	492,000	462,000	442,000	422,000	382,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
49	671,000	611,000	561,000	521,000	491,000	461,000	441,000	421,000	381,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
ランク	役割ゾーン (P.V)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	GM0	GM1	GM2	GM3	GM4	EM1	EM2	EM3	EM4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
1	724,000	664,000	614,000	574,000	544,000	514,000	494,000	474,000	434,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
2	723,000	663,000	613,000	573,000	543,000	513,000	493,000	473,000	433,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
3	722,000	662,000	612,000	572,000	542,000	512,000	492,000	472,000	432,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
4	721,000	661,000	611,000	571,000	541,000	511,000	491,000	471,000	431,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
5	720,000	660,000	610,000	570,000	540,000	510,000	490,000	470,000	430,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
6	719,000	659,000	609,000	569,000	539,000	509,000	489,000	469,000	429,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
7	718,000	658,000	608,000	568,000	538,000	508,000	488,000	468,000	428,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
8	717,000	657,000	607,000	567,000	537,000	507,000	487,000	467,000	427,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
9	716,000	656,000	606,000	566,000	536,000	506,000	486,000	466,000	426,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
10	715,000	655,000	605,000	565,000	535,000	505,000	485,000	465,000	425,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
11	714,000	654,000	604,000	564,000	534,000	504,000	484,000	464,000	424,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
12	713,000	653,000	603,000	563,000	533,000	503,000	483,000	463,000	423,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
13	712,000	652,000	602,000	562,000	532,000	502,000	482,000	462,000	422,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
14	711,000	651,000	601,000	561,000	531,000	501,000	481,000	461,000	421,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
15	710,000	650,000	600,000	560,000	530,000	500,000	480,000	460,000	420,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
16	709,000	649,000	599,000	559,000	529,000	499,000	479,000	459,000	419,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
17	708,000	648,000	598,000	558,000	528,000	498,000	478,000	458,000	418,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
18	707,000	647,000	597,000	557,000	527,000	497,000	477,000	457,000	417,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
19	706,000	646,000	596,000	556,000	526,000	496,000	476,000	456,000	416,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
20	705,000	645,000	595,000	555,000	525,000	495,000	475,000	455,000	415,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
21	704,000	644,000	594,000	554,000	524,000	494,000	474,000	454,000	414,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
22	703,000	643,000	593,000	553,000	523,000	493,000	473,000	453,000	413,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
23	702,000	642,000	592,000	552,000	522,000	492,000	472,000	452,000	412,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
24	701,000	641,000	591,000	551,000	521,000	491,000	471,000	451,000	411,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
25	700,000	640,000	590,000	550,000	520,000	490,000	470,000	450,000	410,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
26	699,000	639,000	589,000	549,000	519,000	489,000	469,000	449,000	409,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
27	698,000	638,000	588,000	548,000	518,000	488,000	468,000	448,000	408,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
28	697,000	637,000	587,000	547,000	517,000	487,000	467,000	447,000	407,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
29	696,000	636,000	586,000	546,000	516,000	486,000	466,000	446,000	406,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
30	695,000	635,000	585,000	545,000	515,000	485,000	465,000	445,000	405,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
31	694,000	634,000	584,000	544,000	514,000	484,000	464,000	444,000	404,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
32	693,000	633,000	583,000	543,000	513,000	483,000	463,000	443,000	403,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
33	692,000	632,000	582,000	542,000	512,000	482,000	462,000	442,000	402,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
34	691,000	631,000	581,000	541,000	511,000	481,000	461,000	441,000	401,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
35	690,000	630,000	580,000	540,000	510,000	480,000	460,000	440,000	400,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
36	689,000	629,000	579,000	539,000	509,000	479,000	459,000	439,000	399,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
37	688,000	628,000	578,000	538,000	508,000	478,000	458,000	438,000	398,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
38	687,000	627,000	577,000	537,000	507,000	477,000	457,000	437,000	397,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
39	686,000	626,000	576,000	536,000	506,000	476,000	456,000	436,000	396,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
40</																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

ランク	役割→(PV)													
	役割①	役割②	役割③	役割④	ランク	役割①	役割②	役割③	役割④	ランク	役割①	役割②	役割③	役割④
1	449,000	439,000	429,000	409,000	34	416,000	406,000	396,000	376,000	68	382,000	372,000	362,000	342,000
2	448,000	438,000	428,000	408,000	35	415,000	405,000	395,000	375,000	69	381,000	371,000	361,000	341,000
3	447,000	437,000	427,000	407,000	36	414,000	404,000	394,000	374,000	70	380,000	370,000	360,000	340,000
4	446,000	436,000	426,000	406,000	37	413,000	403,000	393,000	373,000	71	379,000	369,000	359,000	339,000
5	445,000	435,000	425,000	405,000	38	412,000	402,000	392,000	372,000	72	378,000	368,000	358,000	338,000
6	444,000	434,000	424,000	404,000	39	411,000	401,000	391,000	371,000	73	377,000	367,000	357,000	337,000
7	443,000	433,000	423,000	403,000	40	410,000	400,000	390,000	370,000	74	376,000	366,000	356,000	336,000
8	442,000	432,000	422,000	402,000	41	409,000	399,000	389,000	369,000	75	375,000	365,000	355,000	335,000
9	441,000	431,000	421,000	401,000	42	408,000	398,000	388,000	368,000	76	374,000	364,000	354,000	334,000
10	440,000	430,000	420,000	400,000	43	407,000	397,000	387,000	367,000	77	373,000	363,000	353,000	333,000
11	439,000	429,000	419,000	399,000	44	406,000	396,000	386,000	366,000	78	372,000	362,000	352,000	332,000
12	438,000	428,000	418,000	398,000	45	405,000	395,000	385,000	365,000	79	371,000	361,000	351,000	331,000
13	437,000	427,000	417,000	397,000	46	404,000	394,000	384,000	364,000	80	370,000	360,000	350,000	330,000
14	436,000	426,000	416,000	396,000	47	403,000	393,000	383,000	363,000	81	369,000	359,000	349,000	329,000
15	435,000	425,000	415,000	395,000	48	402,000	392,000	382,000	362,000	82	368,000	358,000	348,000	328,000
16	434,000	424,000	414,000	394,000	49	401,000	391,000	381,000	361,000	83	367,000	357,000	347,000	327,000
17	433,000	423,000	413,000	393,000	50	400,000	390,000	380,000	360,000	84	366,000	356,000	346,000	326,000
18	432,000	422,000	412,000	392,000	51	399,000	389,000	379,000	359,000	85	365,000	355,000	345,000	325,000
19	431,000	421,000	411,000	391,000	52	398,000	388,000	378,000	358,000	86	364,000	354,000	344,000	324,000
20	430,000	420,000	410,000	390,000	53	397,000	387,000	377,000	357,000	87	363,000	353,000	343,000	323,000
21	429,000	419,000	409,000	389,000	54	396,000	386,000	376,000	356,000	88	362,000	352,000	342,000	322,000
22	428,000	418,000	408,000	388,000	55	395,000	385,000	375,000	355,000	89	361,000	351,000	341,000	321,000
23	427,000	417,000	407,000	387,000	56	394,000	384,000	374,000	354,000	90	360,000	350,000	340,000	320,000
24	426,000	416,000	406,000	386,000	57	393,000	383,000	373,000	353,000	91	359,000	349,000	339,000	319,000
25	425,000	415,000	405,000	385,000	58	392,000	382,000	372,000	352,000	92	358,000	348,000	338,000	318,000
26	424,000	414,000	404,000	384,000	59	391,000	381,000	371,000	351,000	93	357,000	347,000	337,000	317,000
27	423,000	413,000	403,000	383,000	60	390,000	380,000	370,000	350,000	94	356,000	346,000	336,000	316,000
28	422,000	412,000	402,000	382,000	61	389,000	379,000	369,000	349,000	95	355,000	345,000	335,000	315,000
29	421,000	411,000	401,000	381,000	62	388,000	378,000	368,000	348,000	96	354,000	344,000	334,000	314,000
30	420,000	410,000	400,000	380,000	63	387,000	377,000	367,000	347,000	97	353,000	343,000	333,000	313,000
31	419,000	409,000	399,000	379,000	64	386,000	376,000	366,000	346,000	98	352,000	342,000	332,000	312,000
32	418,000	408,000	398,000	378,000	65	385,000	375,000	365,000	345,000	99	351,000	341,000	331,000	311,000
33	417,000	407,000	397,000	377,000	66	384,000	374,000	364,000	344,000	100	350,000	340,000	330,000	310,000
					67	383,000	373,000	363,000	343,000	101	349,000	339,000	329,000	309,000

<ステージC>

【ベース給】 181,000 円 (月額)  
(中略)

【本給】 本給＝ベース給＋役割成果給 (月額、単位：円)

ランク	役割→(PV)													
	役割①	役割②	役割③	役割④	ランク	役割①	役割②	役割③	役割④	ランク	役割①	役割②	役割③	役割④
1	454,000	444,000	434,000	414,000	34	421,000	411,000	401,000	381,000	68	387,000	377,000	367,000	347,000
2	453,000	443,000	433,000	413,000	35	420,000	410,000	400,000	380,000	69	386,000	376,000	366,000	346,000
3	452,000	442,000	432,000	412,000	36	419,000	409,000	399,000	379,000	70	385,000	375,000	365,000	345,000
4	451,000	441,000	431,000	411,000	37	418,000	408,000	398,000	378,000	71	384,000	374,000	364,000	344,000
5	450,000	440,000	430,000	410,000	38	417,000	407,000	397,000	377,000	72	383,000	373,000	363,000	343,000
6	449,000	439,000	429,000	409,000	39	416,000	406,000	396,000	376,000	73	382,000	372,000	362,000	342,000
7	448,000	438,000	428,000	408,000	40	415,000	405,000	395,000	375,000	74	381,000	371,000	361,000	341,000
8	447,000	437,000	427,000	407,000	41	414,000	404,000	394,000	374,000	75	380,000	370,000	360,000	340,000
9	446,000	436,000	426,000	406,000	42	413,000	403,000	393,000	373,000	76	379,000	369,000	359,000	339,000
10	445,000	435,000	425,000	405,000	43	412,000	402,000	392,000	372,000	77	378,000	368,000	358,000	338,000
11	444,000	434,000	424,000	404,000	44	411,000	401,000	391,000	371,000	78	377,000	367,000	357,000	337,000
12	443,000	433,000	423,000	403,000	45	410,000	400,000	390,000	370,000	79	376,000	366,000	356,000	336,000
13	442,000	432,000	422,000	402,000	46	409,000	399,000	389,000	369,000	80	375,000	365,000	355,000	335,000
14	441,000	431,000	421,000	401,000	47	408,000	398,000	388,000	368,000	81	374,000	364,000	354,000	334,000
15	440,000	430,000	420,000	400,000	48	407,000	397,000	387,000	367,000	82	373,000	363,000	353,000	333,000
16	439,000	429,000	419,000	399,000	49	406,000	396,000	386,000	366,000	83	372,000	362,000	352,000	332,000
17	438,000	428,000	418,000	398,000	50	405,000	395,000	385,000	365,000	84	371,000	361,000	351,000	331,000
18	437,000	427,000	417,000	397,000	51	404,000	394,000	384,000	364,000	85	370,000	360,000	350,000	330,000
19	436,000	426,000	416,000	396,000	52	403,000	393,000	383,000	363,000	86	369,000	359,000	349,000	329,000
20	435,000	425,000	415,000	395,000	53	402,000	392,000	382,000	362,000	87	368,000	358,000	348,000	328,000
21	434,000	424,000	414,000	394,000	54	401,000	391,000	381,000	361,000	88	367,000	357,000	347,000	327,000
22	433,000	423,000	413,000	393,000	55	400,000	390,000	380,000	360,000	89	366,000	356,000	346,000	326,000
23	432,000	422,000	412,000	392,000	56	399,000	389,000	379,000	359,000	90	365,000	355,000	345,000	325,000
24	431,000	421,000	411,000	391,000	57	398,000	388,000	378,000	358,000	91	364,000	354,000	344,000	324,000
25	430,000	420,000	410,000	390,000	58	397,000	387,000	377,000	357,000	92	363,000	353,000	343,000	323,000
26	429,000	419,000	409,000	389,000	59	396,000	386,000	376,000	356,000	93	362,000	352,000	342,000	322,000
27	428,000	418,000	408,000	388,000	60	395,000	385,000	375,000	355,000	94	361,000	351,000	341,000	321,000
28	427,000	417,000	407,000	387,000	61	394,000	384,000	374,000	354,000	95	360,000	350,000	340,000	320,000
29	426,000	416,000	406,000	386,000	62	393,000	383,000	373,000	353,000	96	359,000	349,000	339,000	319,000
30	425,000	415,000	405,000	385,000	63	392,000	382,000	372,000	352,000	97	358,000	348,000	338,000	318,000
31	424,000	414,000	404,000	384,000	64	391,000	381,000	371,000	351,000	98	357,000	347,000	337,000	317,000
32	423,000	413,000	403,000	383,000	65	390,000	380,000	370,000	350,000	99	356,000	346,000	336,000	316,000
33	422,000	412,000	402,000	382,000	66	389,000	379,000	369,000	349,000	100	355,000	345,000	335,000	315,000
					67	388,000	378,000	368,000	348,000	101	354,000	344,000	334,000	314,000

【諒解事項】 以下の現行賃金表は 2026 年 6 月 15 日までの使用 (評価反映時)とする

<ステージC>

【ベース給】 186,000 円 (月額)  
(中略)

【ステージCの本給】 本給＝ベース給＋役割成果給 (月額、単位：円)

ランク	ASD・AM	リーダー	販売	専門	業務	セールス
1	296,000					296,000
2	294,000					294,000
3	292,000					292,000
4	290,000					290,000
5	288,000					288,000
6	286,000	286,000				286,000
7	284,000	284,000				284,000
8	282,000	282,000				282,000
9	280,000	280,000				280,000
10	278,000	278,000				278,000
11	276,000	276,000		276,000		276,000
12	274,000	274,000		274,000		274,000
13	272,000	272,000		272,000		272,000
14	270,000	270,000		270,000		270,000
15	268,000	268,000		268,000		268,000
16	266,000	266,000	266,000	266,000		266,000
17	264,000	264,000	264,000	264,000		264,000
18	262,000	262,000	262,000	262,000		262,000
19	260,000	260,000	260,000	260,000		260,000
20	258,000	258,000	258,000	258,000		258,000
21	256,000	256,000	256,000	256,000		256,000
22	254,000	254,000	254,000	254,000		254,000
23	252,000	252,000	252,000	252,000		252,000
24	250,000	250,000	250,000	250,000		250,000
25	248,000	248,000	248,000	248,000		248,000
26	246,000	246,000	246,000	246,000		246,000
27	244,000	244,000	244,000	244,000		244,000
28		242,000	242,000	242,000		
29		240,000	240,000	240,000		
30		238,000	238,000	238,000		
31		236,000	236,000	236,000		
32		234,000	234,000	234,000		
33		232,000	232,000	232,000		
34		230,000	230,000	230,000		
35		228,000	228,000	228,000		
36		226,000	226,000	226,000	226,000	
37		224,000	224,000	224,000	224,000	
38		222,000	222,000	222,000	222,000	
39		220,000	220,000	220,000	220,000	
40		218,000	218,000	218,000	218,000	
41		216,000	216,000	216,000	216,000	
42		214,000	214,000	214,000	214,000	
43			212,000	212,000	212,000	
44			210,000	210,000	210,000	
45			208,000	208,000	208,000	
46					206,000	
47					204,000	
48					202,000	
49					200,000	
50					198,000	
51					196,000	
52					194,000	
53					192,000	

ランク	ASD・AM	リーダー	販売	専門	業務	セールス
1	301,000					301,000
2	299,000					299,000
3	297,000					297,000
4	295,000					295,000
5	293,000					293,000
6	291,000	291,000				291,000
7	289,000	289,000				289,000
8	287,000	287,000				287,000
9	285,000	285,000				285,000
10	283,000	283,000				283,000
11	281,000	281,000		281,000		281,000
12	279,000	279,000		279,000		279,000
13	277,000	277,000		277,000		277,000
14	275,000	275,000		275,000		275,000
15	273,000	273,000		273,000		273,000
16	271,000	271,000	271,000	271,000		271,000
17	269,000	269,000	269,000	269,000		269,000
18	267,000	267,000	267,000	267,000		267,000
19	265,000	265,000	265,000	265,000		265,000
20	263,000	263,000	263,000	263,000		263,000
21	261,000	261,000	261,000	261,000		261,000
22	259,000	259,000	259,000	259,000		259,000
23	257,000	257,000	257,000	257,000		257,000
24	255,000	255,000	255,000	255,000		255,000
25	253,000	253,000	253,000	253,000		253,000
26	251,000	251,000	251,000	251,000		251,000
27	249,000	249,000	249,000	249,000		249,000
28		247,000	247,000	247,000		
29		245,000	245,000	245,000		
30		243,000	243,000	243,000		
31		241,000	241,000	241,000		
32		239,000	239,000	239,000		
33		237,000	237,000	237,000		
34		235,000	235,000	235,000		
35		233,000	233,000	233,000		
36		231,000	231,000	231,000	231,000	
37		229,000	229,000	229,000	229,000	
38		227,000	227,000	227,000	227,000	
39		225,000	225,000	225,000	225,000	
40		223,000	223,000	223,000	223,000	
41		221,000	221,000	221,000	221,000	
42		219,000	219,000	219,000	219,000	
43			217,000	217,000	217,000	
44			215,000	215,000	215,000	
45			213,000	213,000	213,000	
46					211,000	
47					209,000	
48					207,000	
49					205,000	
50					203,000	
51					201,000	
52					199,000	
53					197,000	

【諒解事項】 以下の新賃金表は 2026 年 6 月 16 日からの使用とする

<ステージC>

【資格給】 56,000 円 (月額)

【役割給】 (月額、単位：円)

役割給	役割1	役割2	役割3
金額	15,000	10,000	5,000

【個人成果給】 (月額、単位：円)

ランク 個人成果給

1	245000
2	244000
3	243000
4	242000
5	241000
6	240000
7	239000
8	238000
9	237000
10	236000
11	235000
12	234000
13	233000
14	232000
15	231000
16	230000
17	229000
18	228000
19	227000
20	226000
21	225000
22	224000
23	223000
24	222000
25	221000
26	220000
27	219000
28	218000
29	217000
30	216000
31	215000
32	214000
33	213000
34	212000
35	211000
36	210000
37	209000
38	208000
39	207000
40	206000
41	205000
42	204000
43	203000
44	202000
45	201000
46	200000
47	199000
48	198000
49	197000
50	196000
51	195000
52	194000
53	193000
54	192000
55	191000
56	190000
57	189000
58	188000
59	187000
60	186000
61	185000
62	184000
63	183000
64	182000
65	181000
66	180000
67	179000
68	178000

【昇給表】

ランク	S	A	B	C
1	0	0	0	0
R1 2-22	4	2	1	0
R2 23-44	6	4	2	0
R3 45-67	7	5	3	0
68	7	5	3	0

【ステージCの本給】 本給＝資格給＋役割給＋個人  
成果給

(月額、単位：円)

ランク	役割		
	役割1	役割2	役割3
1	316,000	311,000	306,000
2	315,000	310,000	305,000
3	314,000	309,000	304,000
4	313,000	308,000	303,000
5	312,000	307,000	302,000
6	311,000	306,000	301,000
7	310,000	305,000	300,000
8	309,000	304,000	299,000
9	308,000	303,000	298,000
10	307,000	302,000	297,000
11	306,000	301,000	296,000
12	305,000	300,000	295,000
13	304,000	299,000	294,000
14	303,000	298,000	293,000
15	302,000	297,000	292,000
16	301,000	296,000	291,000
17	300,000	295,000	290,000
18	299,000	294,000	289,000
19	298,000	293,000	288,000
20	297,000	292,000	287,000
21	296,000	291,000	286,000
22	295,000	290,000	285,000
23	294,000	289,000	284,000
24	293,000	288,000	283,000
25	292,000	287,000	282,000
26	291,000	286,000	281,000
27	290,000	285,000	280,000
28	289,000	284,000	279,000
29	288,000	283,000	278,000
30	287,000	282,000	277,000
31	286,000	281,000	276,000
32	285,000	280,000	275,000
33	284,000	279,000	274,000
34	283,000	278,000	273,000
35	282,000	277,000	272,000
36	281,000	276,000	271,000
37	280,000	275,000	270,000
38	279,000	274,000	269,000
39	278,000	273,000	268,000
40	277,000	272,000	267,000
41	276,000	271,000	266,000
42	275,000	270,000	265,000
43	274,000	269,000	264,000
44	273,000	268,000	263,000
45	272,000	267,000	262,000
46	271,000	266,000	261,000
47	270,000	265,000	260,000
48	269,000	264,000	259,000
49	268,000	263,000	258,000
50	267,000	262,000	257,000
51	266,000	261,000	256,000
52	265,000	260,000	255,000
53	264,000	259,000	254,000
54	263,000	258,000	253,000
55	262,000	257,000	252,000
56	261,000	256,000	251,000
57	260,000	255,000	250,000
58	259,000	254,000	249,000
59	258,000	253,000	248,000
60	257,000	252,000	247,000
61	256,000	251,000	246,000
62	255,000	250,000	245,000
63	254,000	249,000	244,000
64	253,000	248,000	243,000
65	252,000	247,000	242,000
66	251,000	246,000	241,000
67	250,000	245,000	240,000
68	249,000	244,000	239,000

ステージC-tのベース給

<p>ステージC-tのベース給</p> <p>【初任給】202,000円</p> <p>【本給表】ベース給 (月額、単位：円)</p> <table border="1"> <tr><th>ランク</th><th>ベース給</th></tr> <tr><td>1</td><td>234,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>232,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>230,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>228,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>226,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>224,000</td></tr> <tr><td>7</td><td>222,000</td></tr> <tr><td>8</td><td>220,000</td></tr> <tr><td>9</td><td>218,000</td></tr> <tr><td>10</td><td>216,000</td></tr> <tr><td>11</td><td>214,000</td></tr> <tr><td>12</td><td>212,000</td></tr> <tr><td>13</td><td>210,000</td></tr> <tr><td>14</td><td>208,000</td></tr> <tr><td>15</td><td>206,000</td></tr> <tr><td>16</td><td>204,000</td></tr> <tr><td>初任</td><td>202,000</td></tr> </table>	ランク	ベース給	1	234,000	2	232,000	3	230,000	4	228,000	5	226,000	6	224,000	7	222,000	8	220,000	9	218,000	10	216,000	11	214,000	12	212,000	13	210,000	14	208,000	15	206,000	16	204,000	初任	202,000	<p>【初任給】207,000円</p> <p>【本給表】ベース給 (月額、単位：円)</p> <table border="1"> <tr><th>ランク</th><th>ベース給</th></tr> <tr><td>1</td><td>239,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>237,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>235,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>233,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>231,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>229,000</td></tr> <tr><td>7</td><td>227,000</td></tr> <tr><td>8</td><td>225,000</td></tr> <tr><td>9</td><td>223,000</td></tr> <tr><td>10</td><td>221,000</td></tr> <tr><td>11</td><td>219,000</td></tr> <tr><td>12</td><td>217,000</td></tr> <tr><td>13</td><td>215,000</td></tr> <tr><td>14</td><td>213,000</td></tr> <tr><td>15</td><td>211,000</td></tr> <tr><td>16</td><td>209,000</td></tr> <tr><td>初任</td><td>207,000</td></tr> </table>	ランク	ベース給	1	239,000	2	237,000	3	235,000	4	233,000	5	231,000	6	229,000	7	227,000	8	225,000	9	223,000	10	221,000	11	219,000	12	217,000	13	215,000	14	213,000	15	211,000	16	209,000	初任	207,000																																																									
ランク	ベース給																																																																																																																																	
1	234,000																																																																																																																																	
2	232,000																																																																																																																																	
3	230,000																																																																																																																																	
4	228,000																																																																																																																																	
5	226,000																																																																																																																																	
6	224,000																																																																																																																																	
7	222,000																																																																																																																																	
8	220,000																																																																																																																																	
9	218,000																																																																																																																																	
10	216,000																																																																																																																																	
11	214,000																																																																																																																																	
12	212,000																																																																																																																																	
13	210,000																																																																																																																																	
14	208,000																																																																																																																																	
15	206,000																																																																																																																																	
16	204,000																																																																																																																																	
初任	202,000																																																																																																																																	
ランク	ベース給																																																																																																																																	
1	239,000																																																																																																																																	
2	237,000																																																																																																																																	
3	235,000																																																																																																																																	
4	233,000																																																																																																																																	
5	231,000																																																																																																																																	
6	229,000																																																																																																																																	
7	227,000																																																																																																																																	
8	225,000																																																																																																																																	
9	223,000																																																																																																																																	
10	221,000																																																																																																																																	
11	219,000																																																																																																																																	
12	217,000																																																																																																																																	
13	215,000																																																																																																																																	
14	213,000																																																																																																																																	
15	211,000																																																																																																																																	
16	209,000																																																																																																																																	
初任	207,000																																																																																																																																	
<p>通勤費支給細則</p> <p>賃金規程第309条に基づき、その取扱いの細則を次の通り定める。</p> <p>(中略)</p> <p>(11) 自転車の利用にあたっては以下の通りとする。</p> <p>1) 個人賠償責任保険等に加入しなければならない。</p> <p>2) 個人賠償責任保険等の証書の写しを添えて、会社に届出なければならない。</p> <p>(以下略)</p>	<p>通勤費支給細則</p> <p>賃金規程第309条に基づき、その取扱いの細則を次の通り定める。</p> <p>(中略)</p> <p>(9) 自転車の利用にあたっては以下の通りとする。</p> <p>1) 個人賠償責任保険等に加入しなければならない。</p> <p>2) 個人賠償責任保険等の証書の記載事項等を、会社に届出なければならない。</p> <p>(以下略)</p>	<p>・(スマートHR導入会社は必須)</p> <p>スマートHRの申請方法に合わせて規定</p>																																																																																																																																
<p>退職給付規程</p>	<p>退職給付規程</p>																																																																																																																																	
<p>第3章 確定拠出年金</p>	<p>第3章 確定拠出年金</p>																																																																																																																																	
<p>第305条(加入者掛金)</p> <p>確定拠出年金の加入者は、本人の選択により加入者掛金を拠出できるものとする。</p> <p>②前項の額は、次の各号のすべてを満たす額とする。</p> <p>(1) 事業主掛金の範囲内</p> <p>(2) 事業主掛金と加入者掛金の合計が「三越伊勢丹グループ(M)企業型年金規約」に定める拠出限度内</p> <p>(以下略)</p>	<p>第303条の2(加入者掛金)</p> <p>確定拠出年金の加入者は、本人の選択により加入者掛金を拠出できるものとする。</p> <p>②加入者掛金の額は、事業主掛金との合計が企業型年金規約(M)に定める拠出限度を超えないものとする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>・条数の整理</p> <p>・法改正対応(マッチング拠出の掛金上限の変更)</p>																																																																																																																																
<p>第306条(加入を希望しない者への代替措置)</p> <p>(以下略)</p>	<p>第305条(加入を希望しない者への代替措置)</p> <p>(以下略)</p>	<p>・条数繰り上げ</p>																																																																																																																																
<p>(新設事項)</p>	<p>(諒解事項)</p> <p>第303条の2(加入者掛金)について、2026年12月拠出までの加入者掛金は、事業主掛金の範囲を超えないものとする。</p>	<p>・上記法改正に伴う対応(当社グループDCのしくみ)</p>																																																																																																																																
<p>(別表1)</p> <table border="1"> <tr><th>等級</th><th>ステージC-t</th><th>ステージC</th><th>ステージB</th><th>ステージA</th></tr> <tr><td>ポイント</td><td>5</td><td>7</td><td>14</td><td>26</td></tr> </table> <p>(別表2)</p> <table border="1"> <tr><th colspan="2">役割ポイント</th><th colspan="4">ステージC</th><th colspan="4">ステージB</th><th colspan="8">ステージA</th></tr> <tr><th>役割</th><th>ポイント</th><th>C-t</th><th>C</th><th>役割5</th><th>役割6</th><th>役割3</th><th>役割2</th><th>役割1</th><th>EM4</th><th>EM3</th><th>EM2</th><th>EM1</th><th>GM4</th><th>GM3</th><th>GM2</th><th>GM1</th><th>GM0</th></tr> <tr><td>ポイント</td><td>0</td><td>8</td><td>12</td><td>16</td><td>32</td><td>34</td><td>36</td><td>16</td><td>32</td><td>34</td><td>36</td><td>38</td><td>40</td><td>44</td><td>60</td><td>70</td><td></td></tr> </table>	等級	ステージC-t	ステージC	ステージB	ステージA	ポイント	5	7	14	26	役割ポイント		ステージC				ステージB				ステージA								役割	ポイント	C-t	C	役割5	役割6	役割3	役割2	役割1	EM4	EM3	EM2	EM1	GM4	GM3	GM2	GM1	GM0	ポイント	0	8	12	16	32	34	36	16	32	34	36	38	40	44	60	70		<p>(別表1)</p> <table border="1"> <tr><th>等級</th><th>ステージC-t</th><th>ステージC</th><th>ステージB</th><th>ステージA</th></tr> <tr><td>ポイント</td><td>5</td><td>7</td><td>14</td><td>26</td></tr> </table> <p>(別表2)</p> <table border="1"> <tr><th colspan="2">役割ポイント</th><th colspan="4">ステージC</th><th colspan="4">ステージB</th><th colspan="8">ステージA</th></tr> <tr><th>役割</th><th>ポイント</th><th>C-t</th><th>C</th><th>役割5</th><th>役割6</th><th>役割3</th><th>役割2</th><th>役割1</th><th>EM4</th><th>EM3</th><th>EM2</th><th>EM1</th><th>GM4</th><th>GM3</th><th>GM2</th><th>GM1</th><th>GM0</th></tr> <tr><td>ポイント</td><td>0</td><td>8</td><td>12</td><td>16</td><td>32</td><td>34</td><td>36</td><td>16</td><td>32</td><td>34</td><td>36</td><td>38</td><td>40</td><td>44</td><td>60</td><td>70</td><td></td></tr> </table>	等級	ステージC-t	ステージC	ステージB	ステージA	ポイント	5	7	14	26	役割ポイント		ステージC				ステージB				ステージA								役割	ポイント	C-t	C	役割5	役割6	役割3	役割2	役割1	EM4	EM3	EM2	EM1	GM4	GM3	GM2	GM1	GM0	ポイント	0	8	12	16	32	34	36	16	32	34	36	38	40	44	60	70		<p>ステージC人事賃金制度改定に伴う役割ポイントの変更</p>
等級	ステージC-t	ステージC	ステージB	ステージA																																																																																																																														
ポイント	5	7	14	26																																																																																																																														
役割ポイント		ステージC				ステージB				ステージA																																																																																																																								
役割	ポイント	C-t	C	役割5	役割6	役割3	役割2	役割1	EM4	EM3	EM2	EM1	GM4	GM3	GM2	GM1	GM0																																																																																																																	
ポイント	0	8	12	16	32	34	36	16	32	34	36	38	40	44	60	70																																																																																																																		
等級	ステージC-t	ステージC	ステージB	ステージA																																																																																																																														
ポイント	5	7	14	26																																																																																																																														
役割ポイント		ステージC				ステージB				ステージA																																																																																																																								
役割	ポイント	C-t	C	役割5	役割6	役割3	役割2	役割1	EM4	EM3	EM2	EM1	GM4	GM3	GM2	GM1	GM0																																																																																																																	
ポイント	0	8	12	16	32	34	36	16	32	34	36	38	40	44	60	70																																																																																																																		
<p>ストック有給休暇規程</p>	<p>ストック有給休暇規程</p>																																																																																																																																	
<p>第3条(積立日数)</p> <p>ストック有給休暇として積み立てることができる年間最高日数は18日とする</p>	<p>第3条(積立日数)</p> <p>ストック有給休暇として積み立てることができる年間最高日数は20日とする</p>	<p>・有給休暇の引き上げに伴う対応</p>																																																																																																																																
<p>第5条(使用事由・期間及び手続)</p> <p>ストック有給休暇は次の各号のいずれかに該当し、本人が申し出て、上長が承認した場合に使用することができる。なお、以下の日数には各個休日は含まない。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 満4歳未満の子の育児のために休業する場合は、原則として休業開始1ヵ月前までに申し出る。この子の範囲には、法律上の親子関係がある子(養子を含む)、特別養子縁組のための試験的な養育期間にある子、養子縁組里親に委託されている子、当該従業員を養子縁組里親として委託することが適当と認め</p>	<p>第5条(使用事由・期間及び手続)</p> <p>ストック有給休暇は次の各号のいずれかに該当し、本人が申し出て、上長が承認した場合に使用することができる。なお、以下の日数には各個休日は含まない。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 満4歳未満の子の育児のために休業する場合は、原則として休業開始1ヵ月前までに申し出る。この子の範囲には、法律上の親子関係がある子(養子を含む)、特別養子縁組のための試験的な養育期間にある子、養子縁組里親に委託されている子、当該従業員を養子縁組里親として委託することが適当と認められているにもかかわらず、実親等が反対したことにより、</p>	<p>・障がいのある子等の育児と仕事の両立のための働き方諸制度の改定(覚書対応、制度がある会社のみ)</p>																																																																																																																																

<p>られているにもかかわらず、実親等が反対したことにより、当該従業員を養育里親として委託された子も含まれる。1回に使用できる日数の上限は連続230日とする。なお、労働協約第618条に定める産後休業をしていない場合は、子の出産予定日から取得することができる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>当該従業員を養育里親として委託された子も含まれる。1回に使用できる日数の上限は連続230日とする。なお、労働協約第618条に定める産後休業をしていない場合は、子の出産予定日から取得することができる。</p> <p><u>また、子が次のイ.～ハ.のいずれかに該当する場合、当該子が15歳に達する年度の3月31日まで申し出ることができる。</u></p> <p><u>イ.身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている子</u></p> <p><u>ロ.医療的ケア児（日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童）</u></p> <p><u>ハ.上記に準ずる状態にある子（医師や公的機関による診断や証明による）</u></p> <p>この場合、次のニ.またはホ.のいずれかを添えて申し出なければならない。なお、ニ.またはホ.を添えられない場合には、ヘ.も可とする。</p> <p>但し、当該子が満4歳未満までの場合は除く。</p> <p><u>ニ.当該子の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー（対象となる子の氏名、生年月日及び障害の内容等が記載されているページ）</u></p> <p><u>ホ.当該子が医療的ケア児の場合、主治医が記載した『医療的ケア指示書』または『医療的ケアスコア表』のコピー</u></p> <p><u>ヘ.当該子が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている状態と同様である旨、または医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）が必要である旨が記載された医師による診断書または市区町村による証明書</u></p> <p>(以下略)</p>	
<p>キャリア形成支援制度規程</p> <p>第5章 グループライフイベント転籍制度</p>	<p>キャリア形成支援制度規程</p> <p>第5章 グループライフイベント転籍制度</p>	
<p>第503条(申請事由)</p> <p>本制度は、新会社雇用日前日より前2年以内に、次のいずれかの事由が発生した場合に申請することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 育児</p> <p>但し、対象となる子は、新会社雇用時点で小学校6年生までに限る。</p> <p>(以下略)</p>	<p>第503条(申請事由)</p> <p>本制度は、新会社雇用日前日より前2年以内に、次のいずれかの事由が発生した場合に申請することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 育児</p> <p>対象となる子は、新会社雇用時点で小学校6年生までに限る。</p> <p><u>なお、子が次のイ.～ハ.のいずれかに該当する場合、新会社雇用時点で当該子が15歳に達する年度の3月31日まで申請することができる。</u></p> <p><u>イ.身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている子</u></p> <p><u>ロ.医療的ケア児（日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童）</u></p> <p><u>ハ.上記に準ずる状態にある子（医師や公的機関による診断や証明による）</u></p> <p>この場合、次のニ.またはホ.のいずれかを添えて申し出なければならない。なお、ニ.またはホ.を添えられない場合には、ヘ.も可とする。</p> <p>但し、当該子が新会社雇用時点で小学校6年生までの場合は除く。</p> <p><u>ニ.当該子の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー（対象となる子の氏名、生年月日及び障害の内容等が記載されているページ）</u></p> <p><u>ホ.当該子が医療的ケア児の場合、主治医が記載した『医療的ケア指示書』または『医療的ケアスコア表』のコピー</u></p> <p><u>ヘ.当該子が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている状態と同様である旨、または医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）が必要である旨が記載された医師による診断書または市区町村による証明書</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>・障がいのある子等の育児と仕事の両立のための働き方諸制度の改定（覚書対応）</p>
<p>育児休業規程</p> <p>第2条(育児休業の対象者及び期間等)</p>	<p>育児休業規程</p> <p>第2条(育児休業の対象者及び期間等)</p>	<p>・障がいのある子</p>

<p>育児休業の対象者は、次の各号の通りとする。 (中略)</p> <p>4. 第1号にかかわらず、一子に対する最長期間は、全ての雇用形態を通算して3年に達する日の属する月の末日とする。</p> <p>5. 第1号及び第3号にかかわらず、全ての雇用期間を通算した在籍期間中に取得できる育児休業の上限は4年に達する日の属する月の末日までとする。 (中略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>育児休業の対象者は、次の各号の通りとする。 (中略)</p> <p>4. 第1号及び第12号にかかわらず、一子に対する最長期間は、全ての雇用形態を通算して3年に達する日の属する月の末日とする。</p> <p>5. 第1号、第3号及び第12号にかかわらず、全ての雇用期間を通算した在籍期間中に取得できる育児休業の上限は4年に達する日の属する月の末日までとする。 (中略)</p> <p>12. 第1号及び第3号にかかわらず、子が次のイ.～ハ.のいずれかに該当する場合、当該子が15歳に達する年度の3月31日まで育児休業をすることができる。 イ. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている子 ロ. 医療的ケア児（日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童） ハ. 上記に準ずる状態にある子（医師や公的機関による診断や証明による）</p> <p>(以下略)</p>	<p>等の育児と仕事の両立のための働き方諸制度の改定 (覚書対応)</p>
<p>第4条(手続)</p> <p>第2条に定める育児休業を希望する者は原則として育児休業を開始しようとする日の1ヵ月前までに所属長を経て会社に申し出なければならない。また、<u>第3条に定める休業を希望する者は、医師による妊娠の証明書を添えて申し出る。</u></p>	<p>第4条(手続)</p> <p>第2条に定める育児休業を希望する者は原則として育児休業を開始しようとする日の1ヵ月前までに所属長を経て会社に申し出なければならない。 なお、<u>第2条第12号に定める育児休業を希望する者は、次のイ.またはロ.のいずれかを添えて申し出なければならない。なお、イ.またはロ.を添えられない場合には、ハ.も可とする。</u> <u>但し、当該子が満4歳未満の場合は除く。</u> イ. 当該子の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー(対象となる子の氏名、生年月日及び障害の内容等が記載されているページ) ロ. 当該子が医療的ケア児の場合、主治医が記載した『医療的ケア指示書』または『医療的ケアスコア表』のコピー ハ. 当該子が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている状態と同様である旨、または医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)が必要である旨が記載された医師による診断書または市区町村による証明書 ②第3条に定める休業を希望する者は、<u>医師による妊娠の証明書を添えて申し出なければならない。</u></p>	<p>・同上</p>
<p>育児勤務規程</p>	<p>育児勤務規程</p>	
<p>第2条(育児勤務の対象者及び期間等)</p> <p>育児勤務の対象者は、妊娠中の者、または小学校6年生の3月31日までの子を有する者とする。</p> <p>1. 妊娠中の者、または小学校6年生の3月31日までの子を有する者。</p> <p>この子の範囲には、法律上の親子関係がある子(養子を含む)、特別養子縁組のための試験的な養育期間にある子、養子縁組里親に委託されている子、当該従業員を養子縁組里親として委託することが適当と認められているにもかかわらず、実親等が反対したことにより、当該従業員を養育里親として委託された子も含まれる。 (以下略)</p>	<p>第2条(育児勤務の対象者及び期間等)</p> <p>育児勤務の対象者は、妊娠中の者、または小学校6年生の3月31日までの子を有する者とする。</p> <p>1. 妊娠中の者、<u>小学校6年生の3月31日までの子を有する者、または次のイ.～ハ.のいずれかに該当する15歳に達する年度の3月31日までの子を有する者。</u> イ. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている子 ロ. 医療的ケア児（日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童） ハ. 上記に準ずる状態にある子（医師や公的機関による診断や証明による）</p> <p>この子の範囲には、法律上の親子関係がある子(養子を含む)、特別養子縁組のための試験的な養育期間にある子、養子縁組里親に委託されている子、当該従業員を養子縁組里親として委託することが適当と認められているにもかかわらず、実親等が反対したことにより、当該従業員を養育里親として委託された子も含まれる。 (以下略)</p>	<p>・障がいのある子等の育児と仕事の両立のための働き方諸制度の改定 (覚書対応)</p>
<p>第3条(手続)</p> <p>育児勤務を希望する者は、原則として育児勤務を開始しようとする日の1ヵ月前までに所属長を経て会社に申し出なければならない。<u>出産前から実施を希</u></p>	<p>第3条(手続)</p> <p>育児勤務を希望する者は、原則として育児勤務を開始しようとする日の1ヵ月前までに所属長を経て会社に申し出なければならない。</p>	<p>・同上</p>

<p>望する者は、医師による妊娠の証明書を添えて申し出る。</p>	<p>なお、第2条第1項のイ.～ハ.に該当する子のために育児勤務を希望する者は、次のイ.またはロ.のいずれかを併せて提出しなければならない。なお、イ.またはロ.が提出できない場合には、ハ.も可とする。  <u>但し、当該子が小学校6年生の3月31日までの場合は除く。</u>  <u>イ.当該子の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー（対象となる子の氏名、生年月日及び障害の内容等が記載されているページ）</u>  <u>ロ.当該子が医療的ケア児の場合、主治医が記載した『医療的ケア指示書』または『医療的ケアスコア表』のコピー</u>  <u>ハ.当該子が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている状態と同様である旨、または医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）が必要である旨が記載された医師による診断書または市区町村による証明書</u>  <u>②出産前から実施を希望する者は、医師による妊娠の証明書を添えて申し出なければならない。</u></p>	
<p>育児のためのフルタイム早番固定勤務規程</p>	<p>育児のためのフルタイムシフト選択勤務規程</p>	
<p>第2条(シフト選択勤務の対象者及び期間等) シフト選択勤務の対象者は、小学校6年生の3月31日までの子を有する者とする。</p> <p>この子の範囲には、法律上の親子関係がある子（養子を含む）、特別養子縁組のための試験的な養育期間にある子、養子縁組里親に委託されている子、当該従業員を養子縁組里親として委託することが適当と認められているにもかかわらず、実親等が反対したことにより、当該従業員を養育里親として委託された子も含まれる。 (以下略)</p>	<p>第2条(シフト選択勤務の対象者及び期間等) シフト選択勤務の対象者は、小学校6年生の3月31日までの子を有する者、または次のイ.～ハ.のいずれかに該当する15歳に達する年度の3月31日までの子を有する者とする。  <u>イ.身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている子</u>  <u>ロ.医療的ケア児（日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童）</u>  <u>ハ.上記に準ずる状態にある子（医師や公的機関による診断や証明による）</u>  この子の範囲には、法律上の親子関係がある子（養子を含む）、特別養子縁組のための試験的な養育期間にある子、養子縁組里親に委託されている子、当該従業員を養子縁組里親として委託することが適当と認められているにもかかわらず、実親等が反対したことにより、当該従業員を養育里親として委託された子も含まれる。 (以下略)</p>	<p>・障がいのある子等の育児と仕事の両立のための働き方諸制度の改定（覚書対応）</p>
<p>第4条(手続) シフト選択勤務を希望する者は、原則としてシフト選択勤務を開始しようとする日の1ヵ月前までに所属長を経て会社に申し出なければならない。</p>	<p>第4条(手続) シフト選択勤務を希望する者は、原則としてシフト選択勤務を開始しようとする日の1ヵ月前までに所属長を経て会社に申し出なければならない。なお、第2条第1項のイ.～ハ.に該当する子のためにシフト選択勤務を希望する者は、次のイ.またはロ.のいずれかを併せて提出しなければならない。なお、イ.またはロ.が提出できない場合には、ハ.も可とする。  <u>但し、当該子が小学校6年生の3月31日までの場合は除く。</u>  <u>イ.当該子の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー（対象となる子の氏名、生年月日及び障害の内容等が記載されているページ）</u>  <u>ロ.当該子が医療的ケア児の場合、主治医が記載した『医療的ケア指示書』または『医療的ケアスコア表』のコピー</u>  <u>ハ.当該子が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている状態と同様である旨、または医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）が必要である旨が記載された医師による診断書または市区町村による証明書</u></p>	<p>・同上</p>
<p>子の看護・家族の介護のための休暇規程</p>	<p>子の看護・家族の介護のための休暇規程</p>	
<p>第2条(対象) 子の看護等のための休暇を取得できる社員は、小学校3年生の3月31日までの子を養育する社員のうち、次に定める当該子の世話等のために、休暇を請求した者とする。  1. 負傷し、又は疾病にかかった子の世話  2. 当該子に予防接種や健康診断を受けさせること</p>	<p>第2条(対象) 子の看護等のための休暇を取得できる社員は、小学校3年生の3月31日までの子を養育する社員のうち、次に定める当該子の世話等のために、休暇を請求した者とする。  1. 負傷し、又は疾病にかかった子の世話  2. 当該子に予防接種や健康診断を受けさせること</p>	<p>・障がいのある子等の育児と仕事の両立のための働き方諸制度の改定（覚書対応）</p>

<p>3. 感染症に伴う学級閉鎖等になった子の世話 4. 当該子の入園（入学）式、卒園式への参加</p> <p>(以下略)</p>	<p>3. 感染症に伴う学級閉鎖等になった子の世話 4. 当該子の入園（入学）式、卒園式への参加 <u>但し、子が次のイ.～ハ.のいずれかに該当する場合、当該子が15歳に達する年度の3月31日まで請求することができる。</u> <u>イ. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている子</u> <u>ロ. 医療的ケア児（日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童）</u> <u>ハ. 上記に準ずる状態にある子（医師や公的機関による診断や証明による）</u> <u>この場合、第1号から第4号に加え、当該子の卒業式への参加のために休暇を請求することができる。</u></p> <p>(以下略)</p>	
<p>第7条（手続） 休暇の取得を希望する者は、原則として、事前に所属長を経て会社に申し出るものとする。但し、やむを得ない事由により事前の申し出が不可能な場合には、事後速やかに会社に申し出る。なお、<u>家族の介護のために休暇を取得する場合には、対象家族が要介護状態であることの証明書と対象家族が事実婚の配偶者である場合には、当該対象家族と同一世帯であることの証明書（世帯全員の住民票のコピー）を添えて申し出なければならない。</u></p>	<p>第7条（手続） 休暇の取得を希望する者は、原則として、事前に所属長を経て会社に申し出るものとする。但し、やむを得ない事由により事前の申し出が不可能な場合には、事後速やかに会社に申し出る。 <u>②休暇の取得を申し出る者は、次の各号の通り手続きをしなければならない。</u> <u>1. 家族の介護のために休暇の取得を希望する場合対象家族が要介護状態であることの証明書と、対象家族が事実婚の配偶者である場合には当該対象家族と同一世帯であることの証明書（世帯全員の住民票のコピー）を添えて申し出なければならない。</u> <u>2. 第2条第1項のイ.～ハ.に該当する子の看護等のために休暇の取得を希望する場合</u> <u>次のイ.またはロ.のいずれかを添えて申し出なければならない。なお、イ.またはロ.が提出できない場合には、ハ.も可とする。</u> <u>但し、当該子が小学校3年生の3月31日までの場合は除く。</u> <u>イ. 当該子の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー（対象となる子の氏名、生年月日及び障害の内容等が記載されているページ）</u> <u>ロ. 当該子が医療的ケア児の場合、主治医が記載した『医療的ケア指示書』または『医療的ケアスコア表』のコピー</u> <u>ハ. 当該子が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている状態と同様である旨、または医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）が必要である旨が記載された医師による診断書または市区町村による証明書</u></p>	<p>・ 同上</p>
<p>短時間勤務規程</p>	<p>短時間勤務規程</p>	
<p>(新設)</p>	<p>第10条（他の制度との併用） <u>本規程に定める短時間勤務と、育児勤務規程及び介護勤務規程に定める短時間勤務を同時に実施することはできない。</u></p>	<p>・ 別事由の短時間勤務と短日勤務の併用不可</p>
<p>国内出向規程</p>	<p>国内出向規程</p>	
<p>第6条（労働時間差手当） 会社は、労働協約第601条に定める年間所定労働時間を超える出向先法人への出向者に対し、前条にかかわらず以下の通り労働時間差手当を支給する。 算出式＝（出向先法人の年間所定労働時間分数－出向元法人の年間所定労働時間分数）÷12×（当該出向者の本給÷出向元法人の月間所定労働時間分数）</p> <p><u>なお、毎年1回5月支給給与にて改定する。</u></p>	<p>第6条（労働時間差手当） 会社は、労働協約第601条に定める年間所定労働時間を超える出向先法人への出向者に対し、前条にかかわらず以下の通り労働時間差手当を支給する。 算出式＝（出向先法人の年間所定労働時間分数－出向元法人の年間所定労働時間分数）÷12×（当該出向者の本給÷出向元法人の月間所定労働時間分数） <u>②前項にかかわらず、育児勤務規程、介護・介護勤務規程、短時間勤務規程に定める短時間勤務を実施する社員のうち、労働協約第614条に定める年間所定休日数を下回る出向先法人への出向者に対し、以下の通り労働時間差手当を支給する。</u> <u>算出式＝本人の一日の労働時間数×（出向元法人の年間所定休日数－出向先法人の年間所定休日数）÷12×（当該出向者の本給÷出向元法人の月間所定労働時間分数）</u> <u>（削除）</u></p>	<p>・ 短時間勤務者の算定式を規定（制度改定／上期HDS労使協議会合意事項） ・ 改定時期を実態に合わせる（制度改定／上期HDS労使協議会合意事項）</p>

<p>第9条(出向管理職手当) 出向先法人において労働基準法第41条の管理監督者に該当するステージA(役割①～役割⑤)及びステージB以下の者に対し、出向先法人の前年度の月平均時間外数に応じて、以下の通り出向管理職手当を支給する。</p> <table border="1" data-bbox="70 226 603 568"> <tr> <th>出向先法人の前年度月平均時間外数</th> <th>支給金額</th> </tr> <tr> <td>5時間未満</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>5時間以上10時間未満</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>10時間以上15時間未満</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>15時間以上20時間未満</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>20時間以上25時間未満</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>25時間以上</td> <td>60,000円</td> </tr> </table> <p>なお、毎年1回5月支給給与にて改定する。</p>	出向先法人の前年度月平均時間外数	支給金額	5時間未満	10,000円	5時間以上10時間未満	20,000円	10時間以上15時間未満	30,000円	15時間以上20時間未満	40,000円	20時間以上25時間未満	50,000円	25時間以上	60,000円	<p>第9条(出向管理職手当) 出向先法人において労働基準法第41条の管理監督者に該当するステージA(役割①～役割⑤)及びステージBに対し、出向先法人の前年度の月平均時間外数に応じて、以下の通り出向管理職手当を支給する。</p> <table border="1" data-bbox="668 197 1217 589"> <tr> <th rowspan="2">出向先法人の前年度月平均時間外数</th> <th>ステージA</th> <th>ステージB</th> </tr> <tr> <th colspan="2">支給金額</th> </tr> <tr> <td>5時間未満</td> <td>13,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>5時間以上10時間未満</td> <td>26,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>10時間以上15時間未満</td> <td>39,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>15時間以上20時間未満</td> <td>52,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>20時間以上25時間未満</td> <td>65,000円</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>25時間以上</td> <td>78,000円</td> <td>60,000円</td> </tr> </table> <p>なお、毎年1回5月支給給与にて改定する。</p>	出向先法人の前年度月平均時間外数	ステージA	ステージB	支給金額		5時間未満	13,000円	10,000円	5時間以上10時間未満	26,000円	20,000円	10時間以上15時間未満	39,000円	30,000円	15時間以上20時間未満	52,000円	40,000円	20時間以上25時間未満	65,000円	50,000円	25時間以上	78,000円	60,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ステージAの水準を規定(制度改定/上期HDS労使協議会合意事項)</li> <li>・対象者をステージA、Bに限定(制度改定/上期HDS労使協議会合意事項)</li> </ul>
出向先法人の前年度月平均時間外数	支給金額																																						
5時間未満	10,000円																																						
5時間以上10時間未満	20,000円																																						
10時間以上15時間未満	30,000円																																						
15時間以上20時間未満	40,000円																																						
20時間以上25時間未満	50,000円																																						
25時間以上	60,000円																																						
出向先法人の前年度月平均時間外数	ステージA	ステージB																																					
	支給金額																																						
5時間未満	13,000円	10,000円																																					
5時間以上10時間未満	26,000円	20,000円																																					
10時間以上15時間未満	39,000円	30,000円																																					
15時間以上20時間未満	52,000円	40,000円																																					
20時間以上25時間未満	65,000円	50,000円																																					
25時間以上	78,000円	60,000円																																					

### <函館丸井今井>②メイト社員労働協約 付属諸規程新旧対照表

現行	改訂	備考
ストック有給休暇規程	ストック有給休暇規程	
<p>第3条(積立日数) ストック有給休暇として積み立てることができる年間最高日数は18日とする</p>	<p>第3条(積立日数) ストック有給休暇として積み立てることができる年間最高日数は20日とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有給休暇の引き上げに伴う対応</li> </ul>
<p>賃金規程 第1章 総則</p>	<p>賃金規程 第1章 総則</p>	
<p>第105条(控除) 会社は賃金の支払いに際して次のものを控除する。 1. 法令により定められたもの (新設)</p>	<p>第105条(控除) 会社は賃金の支払いに際して次のものを控除する。 1. 法令により定められたもの <u>(8) 子ども子育て支援金</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法改正：子ども子育て支援金</li> </ul>
<p>第106条(退職及び解雇の場合の支払) 退職及び解雇の場合、その月分の基準内賃金は次の通りとする。 (1) 死亡退職の場合は全額を支給する。但し、欠勤、休職により給与計算期間内により勤務がない場合を除く。 (2) (1)以外の理由で退職または解雇された場合は、その日までの日割計算で支給する。 (新設)</p>	<p>第106条(退職及び解雇の場合の支払) 退職及び解雇の場合、その月分の基準内賃金は次の通りとする。 (1) 死亡退職の場合は全額を支給する。但し、欠勤、休職により給与計算期間内により勤務がない場合を除く。 (2) (1)以外の理由で退職または解雇された場合は、その日までの日割計算で支給する。 <u>②死亡退職の場合、賃金は正当受取人たる遺族と認められる者に支給する。この場合、正当受取人たる遺族の範囲及び順位は、労働基準法施行規則第42条乃至第45条の定めるところによる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡時の賃金支払い方法に関して、退職金と同様に規定</li> </ul>
<p>キャリア形成支援制度規程 第5章 グループライフイベント転籍制度</p>	<p>キャリア形成支援制度規程 第5章 グループライフイベント転籍制度</p>	
<p>第503条(申請事由) 本制度は、新会社雇用日前日より前2年以内に、次のいずれかの事由が発生した場合に申請することができる。 (中略) 3. 育児 但し、対象となる子は、新会社雇用時点で小学校6年生までに限る。</p>	<p>第503条(申請事由) 本制度は、新会社雇用日前日より前2年以内に、次のいずれかの事由が発生した場合に申請することができる。 (中略) 3. 育児 対象となる子は、新会社雇用時点で小学校6年生までに限る。 <u>なお、子が次のイ.～ハ.のいずれかに該当する場合、新会社雇用時点で当該子が15歳に達する年度の3月31日まで申請することができる。</u> <u>イ. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている子</u> <u>ロ. 医療的ケア児(日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童)</u> <u>ハ. 上記に準ずる状態にある子(医師や公的機関による診断や証明による)</u> この場合、次のニ. またはホ. のいずれかを添えて申し</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある子等の育児と仕事の両立のための働き方諸制度の改定(覚書対応)</li> </ul>

(以下略)

出なければならぬ。なお、ニ.またはホ.を添えられない場合には、へ.も可とする。  
但し、当該子が新会社雇用時点で小学校6年生までの場合は除く。  
ニ.当該子の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー（対象となる子の氏名、生年月日及び障害の内容等が記載されているページ）  
ホ.当該子が医療的ケア児の場合、主治医が記載した『医療的ケア指示書』または『医療的ケアスコア表』のコピー  
へ.当該子が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている状態と同様である旨、または医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)が必要である旨が記載された医師による診断書または市区町村による証明書  
(以下略)

(別表) 本給表・昇給表

【基本給】 (月額、単位：円)

<メイト社員Ⅰ>

<メイト社員Ⅱ>

ランク	メイトスタッフⅠ
12	207,000
13	206,000
14	205,000
15	204,000
16	203,000
17	202,000
18	201,000
19	200,000
20	199,000
21	198,000
22	197,000
23	196,000
24	195,000
25	194,000
26	193,000
27	192,000
28	191,000
29	190,000
30	189,000
31	188,000
32	187,000
33	186,000
34	185,000
35	184,000
36	183,000
37	182,000
38	181,000
39	180,000
40	179,000
41	178,000
42	177,000
43	176,000
44	175,000
45	174,000
46	173,000

ランク	メイトスタッフⅡ
1	218,000
2	217,000
3	216,000
4	215,000
5	214,000
6	213,000
7	212,000
8	211,000
9	210,000
10	209,000
11	208,000
12	207,000
13	206,000
14	205,000
15	204,000
16	203,000
17	202,000
18	201,000
19	200,000
20	199,000
21	198,000
22	197,000
23	196,000
24	195,000
25	194,000
26	193,000
27	192,000
28	191,000

(別表) 本給表・昇給表

【基本給】 (月額、単位：円)

<メイト社員Ⅰ>

<メイト社員Ⅱ>

ランク	メイト社員Ⅰ
10	214,000
11	213,000
12	212,000
13	211,000
14	210,000
15	209,000
16	208,000
17	207,000
18	206,000
19	205,000
20	204,000
21	203,000
22	202,000
23	201,000
24	200,000
25	199,000
26	198,000
27	197,000
28	196,000
29	195,000
30	194,000
31	193,000
32	192,000
33	191,000
34	190,000
35	189,000
36	188,000
37	187,000
38	186,000
39	185,000
40	184,000
41	183,000
42	182,000
43	181,000
44	180,000

ランク	メイト社員Ⅱ
1	223,000
2	222,000
3	221,000
4	220,000
5	219,000
6	218,000
7	217,000
8	216,000
9	215,000
10	214,000
11	213,000
12	212,000
13	211,000
14	210,000
15	209,000
16	208,000
17	207,000
18	206,000
19	205,000
20	204,000
21	203,000
22	202,000
23	201,000
24	200,000
25	199,000
26	198,000
27	197,000
28	196,000

・ベースアップ反映  
・最低賃金対応

<函館丸井今井>③フェロー社員労働協約 付属諸規程新旧対照表

現行	改訂	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
賃金規程	賃金規程																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第1章 総則	第1章 総則																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
<p>第104条(控除)                      会社は賃金の支払いに際して次のものを控除する。                      1. 法令により定められたもの                      (新設)</p>	<p>第104条(控除)                      会社は賃金の支払いに際して次のものを控除する。                      1. 法令により定められたもの  <u>(7) 子ども子育て支援金</u></p>	<p>・法改正：子ども子育て支援金</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
<p>第105条(退職及び解雇の場合の支払)                      賃金の計算期間途中で退職(死亡退職を含む)あるいは解雇した場合は、最終勤務日までの賃金を支給する。                      (新設)</p>	<p>第105条(退職及び解雇の場合の支払)                      賃金の計算期間途中で退職(死亡退職を含む)あるいは解雇した場合は、最終勤務日までの賃金を支給する。  <u>②死亡退職の場合、賃金は正当受取人たる遺族と認められる者に支給する。この場合、正当受取人たる遺族の範囲及び順位は、労働基準法施行規則第42条乃至第45条の定めるところによる。</u></p>	<p>・死亡時の賃金支払い方法に関して、退職金と同様に規定</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
<p>(別表)                      フェロー社員 本給・能力給及び本給評価表</p> <p>【アシスタント 本給表】ベース給+職理給+能力給+調整給</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時給</th> <th colspan="2">POS専任</th> <th colspan="2">販売全般</th> </tr> <tr> <th>固定</th> <th>シフト</th> <th>固定</th> <th>シフト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td>1,145</td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td>1,140</td><td></td><td>1,140</td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td>1,135</td><td>1,135</td><td>1,135</td></tr> <tr><td>4</td><td>1,130</td><td>1,130</td><td>1,130</td><td>1,130</td></tr> <tr><td>5</td><td>1,125</td><td>1,125</td><td>1,125</td><td>1,125</td></tr> <tr><td>6</td><td>1,120</td><td>1,120</td><td>1,120</td><td>1,120</td></tr> <tr><td>7</td><td>1,115</td><td>1,115</td><td>1,115</td><td>1,115</td></tr> <tr><td>8</td><td>1,110</td><td>1,110</td><td>1,110</td><td>1,110</td></tr> <tr><td>9</td><td>1,105</td><td>1,105</td><td>1,105</td><td>1,105</td></tr> <tr><td>10</td><td>1,100</td><td>1,100</td><td>1,100</td><td>1,100</td></tr> <tr><td>11</td><td>1,095</td><td>1,095</td><td>1,095</td><td>1,095</td></tr> <tr><td>12</td><td>1,090</td><td>1,090</td><td>1,090</td><td>1,090</td></tr> <tr><td>13</td><td>1,085</td><td>1,085</td><td>1,085</td><td>1,085</td></tr> <tr><td>14</td><td>1,080</td><td>1,080</td><td>1,080</td><td>1,080</td></tr> <tr><td>15</td><td>1,075</td><td>1,075</td><td>1,075</td><td>1,075</td></tr> <tr><td>16</td><td>1,070</td><td>1,070</td><td>1,070</td><td>1,070</td></tr> <tr><td>17</td><td>1,065</td><td>1,065</td><td>1,065</td><td>1,065</td></tr> <tr><td>18</td><td>1,060</td><td>1,060</td><td>1,060</td><td>1,060</td></tr> <tr><td>19</td><td>1,055</td><td>1,055</td><td>1,055</td><td>1,055</td></tr> <tr><td>20</td><td>1,050</td><td>1,050</td><td>1,050</td><td>1,050</td></tr> <tr><td>21</td><td>1,045</td><td>1,045</td><td>1,045</td><td>1,045</td></tr> <tr><td>22</td><td>1,040</td><td>1,040</td><td>1,040</td><td>1,040</td></tr> <tr><td>23</td><td>1,035</td><td>1,035</td><td>1,035</td><td>1,035</td></tr> <tr><td>24</td><td>1,030</td><td>1,030</td><td>1,030</td><td>1,030</td></tr> <tr><td>25</td><td>1,025</td><td>1,025</td><td>1,025</td><td>1,025</td></tr> <tr><td>26</td><td>1,020</td><td>1,020</td><td>1,020</td><td>1,020</td></tr> <tr><td>27</td><td>1,015</td><td>1,015</td><td>1,015</td><td>1,015</td></tr> <tr><td>28</td><td>1,010</td><td>1,010</td><td>1,010</td><td>1,010</td></tr> <tr><td>29</td><td>1,005</td><td>1,005</td><td>1,005</td><td>1,005</td></tr> <tr><td>30</td><td>1,000</td><td>1,000</td><td>1,000</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>31</td><td>995</td><td>995</td><td>995</td><td>995</td></tr> <tr><td>32</td><td>990</td><td>990</td><td>990</td><td>990</td></tr> <tr><td>33</td><td>985</td><td></td><td>985</td><td></td></tr> <tr><td>34</td><td>980</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	時給	POS専任		販売全般		固定	シフト	固定	シフト	1				1,145	2		1,140		1,140	3		1,135	1,135	1,135	4	1,130	1,130	1,130	1,130	5	1,125	1,125	1,125	1,125	6	1,120	1,120	1,120	1,120	7	1,115	1,115	1,115	1,115	8	1,110	1,110	1,110	1,110	9	1,105	1,105	1,105	1,105	10	1,100	1,100	1,100	1,100	11	1,095	1,095	1,095	1,095	12	1,090	1,090	1,090	1,090	13	1,085	1,085	1,085	1,085	14	1,080	1,080	1,080	1,080	15	1,075	1,075	1,075	1,075	16	1,070	1,070	1,070	1,070	17	1,065	1,065	1,065	1,065	18	1,060	1,060	1,060	1,060	19	1,055	1,055	1,055	1,055	20	1,050	1,050	1,050	1,050	21	1,045	1,045	1,045	1,045	22	1,040	1,040	1,040	1,040	23	1,035	1,035	1,035	1,035	24	1,030	1,030	1,030	1,030	25	1,025	1,025	1,025	1,025	26	1,020	1,020	1,020	1,020	27	1,015	1,015	1,015	1,015	28	1,010	1,010	1,010	1,010	29	1,005	1,005	1,005	1,005	30	1,000	1,000	1,000	1,000	31	995	995	995	995	32	990	990	990	990	33	985		985		34	980				<p>(別表)                      フェロー社員本給・能力給及び本給評価表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時給</th> <th colspan="2">POS専任</th> <th colspan="2">販売全般</th> </tr> <tr> <th>固定</th> <th>シフト</th> <th>固定</th> <th>シフト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td>1,195</td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td>1,270</td><td></td><td>1,270</td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td>1,265</td><td>1,265</td><td>1,265</td></tr> <tr><td>4</td><td>1,260</td><td>1,260</td><td>1,260</td><td>1,260</td></tr> <tr><td>5</td><td>1,255</td><td>1,255</td><td>1,255</td><td>1,255</td></tr> <tr><td>6</td><td>1,250</td><td>1,250</td><td>1,250</td><td>1,250</td></tr> <tr><td>7</td><td>1,245</td><td>1,245</td><td>1,245</td><td>1,245</td></tr> <tr><td>8</td><td>1,240</td><td>1,240</td><td>1,240</td><td>1,240</td></tr> <tr><td>9</td><td>1,235</td><td>1,235</td><td>1,235</td><td>1,235</td></tr> <tr><td>10</td><td>1,230</td><td>1,230</td><td>1,230</td><td>1,230</td></tr> <tr><td>11</td><td>1,225</td><td>1,225</td><td>1,225</td><td>1,225</td></tr> <tr><td>12</td><td>1,220</td><td>1,220</td><td>1,220</td><td>1,220</td></tr> <tr><td>13</td><td>1,215</td><td>1,215</td><td>1,215</td><td>1,215</td></tr> <tr><td>14</td><td>1,210</td><td>1,210</td><td>1,210</td><td>1,210</td></tr> <tr><td>15</td><td>1,205</td><td>1,205</td><td>1,205</td><td>1,205</td></tr> <tr><td>16</td><td>1,200</td><td>1,200</td><td>1,200</td><td>1,200</td></tr> <tr><td>17</td><td>1,195</td><td>1,195</td><td>1,195</td><td>1,195</td></tr> <tr><td>18</td><td>1,190</td><td>1,190</td><td>1,190</td><td>1,190</td></tr> <tr><td>19</td><td>1,185</td><td>1,185</td><td>1,185</td><td>1,185</td></tr> <tr><td>20</td><td>1,180</td><td>1,180</td><td>1,180</td><td>1,180</td></tr> <tr><td>21</td><td>1,175</td><td>1,175</td><td>1,175</td><td>1,175</td></tr> <tr><td>22</td><td>1,170</td><td>1,170</td><td>1,170</td><td>1,170</td></tr> <tr><td>23</td><td>1,165</td><td>1,165</td><td>1,165</td><td>1,165</td></tr> <tr><td>24</td><td>1,160</td><td>1,160</td><td>1,160</td><td>1,160</td></tr> <tr><td>25</td><td>1,155</td><td>1,155</td><td>1,155</td><td>1,155</td></tr> <tr><td>26</td><td>1,150</td><td>1,150</td><td>1,150</td><td>1,150</td></tr> <tr><td>27</td><td>1,145</td><td>1,145</td><td>1,145</td><td>1,145</td></tr> <tr><td>28</td><td>1,140</td><td>1,140</td><td>1,140</td><td>1,140</td></tr> <tr><td>29</td><td>1,135</td><td>1,135</td><td>1,135</td><td>1,135</td></tr> <tr><td>30</td><td>1,130</td><td>1,130</td><td>1,130</td><td>1,130</td></tr> <tr><td>31</td><td>1,125</td><td>1,125</td><td>1,125</td><td>1,125</td></tr> <tr><td>32</td><td>1,120</td><td>1,120</td><td>1,120</td><td></td></tr> <tr><td>33</td><td>1,115</td><td></td><td>1,115</td><td></td></tr> <tr><td>34</td><td>1,110</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	時給	POS専任		販売全般		固定	シフト	固定	シフト	1				1,195	2		1,270		1,270	3		1,265	1,265	1,265	4	1,260	1,260	1,260	1,260	5	1,255	1,255	1,255	1,255	6	1,250	1,250	1,250	1,250	7	1,245	1,245	1,245	1,245	8	1,240	1,240	1,240	1,240	9	1,235	1,235	1,235	1,235	10	1,230	1,230	1,230	1,230	11	1,225	1,225	1,225	1,225	12	1,220	1,220	1,220	1,220	13	1,215	1,215	1,215	1,215	14	1,210	1,210	1,210	1,210	15	1,205	1,205	1,205	1,205	16	1,200	1,200	1,200	1,200	17	1,195	1,195	1,195	1,195	18	1,190	1,190	1,190	1,190	19	1,185	1,185	1,185	1,185	20	1,180	1,180	1,180	1,180	21	1,175	1,175	1,175	1,175	22	1,170	1,170	1,170	1,170	23	1,165	1,165	1,165	1,165	24	1,160	1,160	1,160	1,160	25	1,155	1,155	1,155	1,155	26	1,150	1,150	1,150	1,150	27	1,145	1,145	1,145	1,145	28	1,140	1,140	1,140	1,140	29	1,135	1,135	1,135	1,135	30	1,130	1,130	1,130	1,130	31	1,125	1,125	1,125	1,125	32	1,120	1,120	1,120		33	1,115		1,115		34	1,110				<p>・ベースアップ反映</p>
時給		POS専任		販売全般																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	固定	シフト	固定	シフト																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1				1,145																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2		1,140		1,140																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3		1,135	1,135	1,135																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4	1,130	1,130	1,130	1,130																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
5	1,125	1,125	1,125	1,125																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
6	1,120	1,120	1,120	1,120																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
7	1,115	1,115	1,115	1,115																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
8	1,110	1,110	1,110	1,110																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
9	1,105	1,105	1,105	1,105																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
10	1,100	1,100	1,100	1,100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
11	1,095	1,095	1,095	1,095																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
12	1,090	1,090	1,090	1,090																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
13	1,085	1,085	1,085	1,085																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
14	1,080	1,080	1,080	1,080																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
15	1,075	1,075	1,075	1,075																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
16	1,070	1,070	1,070	1,070																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
17	1,065	1,065	1,065	1,065																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
18	1,060	1,060	1,060	1,060																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
19	1,055	1,055	1,055	1,055																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
20	1,050	1,050	1,050	1,050																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
21	1,045	1,045	1,045	1,045																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
22	1,040	1,040	1,040	1,040																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
23	1,035	1,035	1,035	1,035																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
24	1,030	1,030	1,030	1,030																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
25	1,025	1,025	1,025	1,025																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
26	1,020	1,020	1,020	1,020																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
27	1,015	1,015	1,015	1,015																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
28	1,010	1,010	1,010	1,010																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
29	1,005	1,005	1,005	1,005																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
30	1,000	1,000	1,000	1,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
31	995	995	995	995																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
32	990	990	990	990																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
33	985		985																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
34	980																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
時給	POS専任		販売全般																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	固定	シフト	固定	シフト																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1				1,195																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2		1,270		1,270																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3		1,265	1,265	1,265																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4	1,260	1,260	1,260	1,260																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
5	1,255	1,255	1,255	1,255																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
6	1,250	1,250	1,250	1,250																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
7	1,245	1,245	1,245	1,245																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
8	1,240	1,240	1,240	1,240																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
9	1,235	1,235	1,235	1,235																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
10	1,230	1,230	1,230	1,230																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
11	1,225	1,225	1,225	1,225																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
12	1,220	1,220	1,220	1,220																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
13	1,215	1,215	1,215	1,215																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
14	1,210	1,210	1,210	1,210																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
15	1,205	1,205	1,205	1,205																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
16	1,200	1,200	1,200	1,200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
17	1,195	1,195	1,195	1,195																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
18	1,190	1,190	1,190	1,190																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
19	1,185	1,185	1,185	1,185																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
20	1,180	1,180	1,180	1,180																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
21	1,175	1,175	1,175	1,175																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
22	1,170	1,170	1,170	1,170																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
23	1,165	1,165	1,165	1,165																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
24	1,160	1,160	1,160	1,160																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
25	1,155	1,155	1,155	1,155																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
26	1,150	1,150	1,150	1,150																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
27	1,145	1,145	1,145	1,145																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
28	1,140	1,140	1,140	1,140																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
29	1,135	1,135	1,135	1,135																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
30	1,130	1,130	1,130	1,130																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
31	1,125	1,125	1,125	1,125																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
32	1,120	1,120	1,120																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
33	1,115		1,115																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
34	1,110																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
ストック有給休暇規程	ストック有給休暇規程																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
<p>第3条(積立日数)                      1. ストック有給休暇として積み立てることができる年間最高日数は<u>18日</u>とする</p>	<p>第3条(積立日数)                      1. ストック有給休暇として積み立てることができる年間最高日数は<u>20日</u>とする</p>	<p>・有給休暇の引き上げに伴う対応</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
キャリア形成支援制度規程	キャリア形成支援制度規程																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第3章 グループライフイベント転籍制度	第3章 グループライフイベント転籍制度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
<p>第303条(申請事由)                      本制度は、新会社雇用日前日より前2年以内に、次のいずれかの事由が発生した場合に申請することができる。                      (中略)                      3. 育児                      但し、対象となる子は、新会社雇用時点で小学校6年生までに限る。</p>	<p>第303条(申請事由)                      本制度は、新会社雇用日前日より前2年以内に、次のいずれかの事由が発生した場合に申請することができる。                      (中略)                      3. 育児                      対象となる子は、新会社雇用時点で小学校6年生までに限る。  <u>なお、子が次のイ.～ハ.のいずれかに該当する場合、新会社雇用時点で当該子が15歳に達する年度の3月31日まで申請することができる。</u>  <u>イ.身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている子</u>  <u>ロ.医療的ケア児(日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童)</u>  <u>ハ.上記に準ずる状態にある子(医師や公的機関による診断や証明による)</u>  <u>この場合、次のニ.またはホ.のいずれかを添えて申し出なければならない。なお、ニ.またはホ.を添えられない場合には、へ.も可とする。</u></p>	<p>・障がいのある子等の育児と仕事の両立のための働き方諸制度の改定(覚書対応)</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						

	<p>但し、当該子が新会社雇用時点で小学校6年生までの場合は除く。</p> <p>三. 当該子の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー（対象となる子の氏名、生年月日及び障害の内容等が記載されているページ）</p> <p>ホ. 当該子が医療的ケア児の場合、主治医が記載した『医療的ケア指示書』または『医療的ケアスコア表』のコピー</p> <p>へ. 当該子が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている状態と同様である旨、または医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）が必要である旨が記載された医師による診断書または市区町村による証明書</p> <p>（以下略）</p>	
--	--	--

丸井今井>④エルダースタッフ I ・労働協約 付属諸規程新旧対照表

現行	改訂	備考																																																								
賃金規程	賃金規程																																																									
第1章 総則	第1章 総則																																																									
第104条(控除) 会社は賃金の支払いに際して次のものを控除する。 1. 法令により定められたもの (新設)	第104条(控除) 会社は賃金の支払いに際して次のものを控除する。 1. 法令により定められたもの <u>(7) 子ども子育て支援金</u>	・法改正:子ども子育て支援金																																																								
第105条(退職及び解雇の場合の支払) 賃金の計算期間途中に退職(死亡退職を含む)あるいは解雇した場合は、最終勤務日までの賃金を支給する。 (新設)	第105条(退職及び解雇の場合の支払) 賃金の計算期間途中に退職(死亡退職を含む)あるいは解雇した場合は、最終勤務日までの賃金を支給する。 <u>②死亡退職の場合、賃金は正当受取人たる遺族と認められる者に支給する。この場合、正当受取人たる遺族の範囲及び順位は、労働基準法施行規則第42条乃至第45条の定めるところによる。</u>	・死亡時の賃金支払い方法に関して、退職金と同様に規定																																																								
第4章 賞与	第4章 賞与																																																									
(別表)	(別表)	・ベースアップ反映																																																								
【エルダースタッフI 本給表】	【エルダースタッフI 本給表】																																																									
<table border="1"> <thead> <tr><th>時給</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>1,130</td></tr> <tr><td>2</td><td>1,125</td></tr> <tr><td>3</td><td>1,120</td></tr> <tr><td>4</td><td>1,115</td></tr> <tr><td>5</td><td>1,110</td></tr> <tr><td>6</td><td>1,105</td></tr> <tr><td>7</td><td>1,100</td></tr> <tr><td>8</td><td>1,095</td></tr> <tr><td>9</td><td>1,090</td></tr> <tr><td>10</td><td>1,085</td></tr> <tr><td>11</td><td>1,080</td></tr> <tr><td>12</td><td>1,075</td></tr> <tr><td>13</td><td>1,070</td></tr> </tbody> </table>	時給		1	1,130	2	1,125	3	1,120	4	1,115	5	1,110	6	1,105	7	1,100	8	1,095	9	1,090	10	1,085	11	1,080	12	1,075	13	1,070	<table border="1"> <thead> <tr><th>時給</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>1,180</td></tr> <tr><td>2</td><td>1,175</td></tr> <tr><td>3</td><td>1,170</td></tr> <tr><td>4</td><td>1,165</td></tr> <tr><td>5</td><td>1,160</td></tr> <tr><td>6</td><td>1,155</td></tr> <tr><td>7</td><td>1,150</td></tr> <tr><td>8</td><td>1,145</td></tr> <tr><td>9</td><td>1,140</td></tr> <tr><td>10</td><td>1,135</td></tr> <tr><td>11</td><td>1,130</td></tr> <tr><td>12</td><td>1,125</td></tr> <tr><td>13</td><td>1,120</td></tr> </tbody> </table>	時給		1	1,180	2	1,175	3	1,170	4	1,165	5	1,160	6	1,155	7	1,150	8	1,145	9	1,140	10	1,135	11	1,130	12	1,125	13	1,120	
時給																																																										
1	1,130																																																									
2	1,125																																																									
3	1,120																																																									
4	1,115																																																									
5	1,110																																																									
6	1,105																																																									
7	1,100																																																									
8	1,095																																																									
9	1,090																																																									
10	1,085																																																									
11	1,080																																																									
12	1,075																																																									
13	1,070																																																									
時給																																																										
1	1,180																																																									
2	1,175																																																									
3	1,170																																																									
4	1,165																																																									
5	1,160																																																									
6	1,155																																																									
7	1,150																																																									
8	1,145																																																									
9	1,140																																																									
10	1,135																																																									
11	1,130																																																									
12	1,125																																																									
13	1,120																																																									
【エルダースタッフII 本給表】	【エルダースタッフII 本給表】																																																									
<table border="1"> <thead> <tr><th>時給</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>1,130</td></tr> <tr><td>2</td><td>1,125</td></tr> <tr><td>3</td><td>1,120</td></tr> <tr><td>4</td><td>1,115</td></tr> <tr><td>5</td><td>1,110</td></tr> <tr><td>6</td><td>1,105</td></tr> <tr><td>7</td><td>1,100</td></tr> <tr><td>8</td><td>1,095</td></tr> <tr><td>9</td><td>1,090</td></tr> <tr><td>10</td><td>1,085</td></tr> <tr><td>11</td><td>1,080</td></tr> <tr><td>12</td><td>1,075</td></tr> <tr><td>13</td><td>1,070</td></tr> </tbody> </table>	時給		1	1,130	2	1,125	3	1,120	4	1,115	5	1,110	6	1,105	7	1,100	8	1,095	9	1,090	10	1,085	11	1,080	12	1,075	13	1,070	<table border="1"> <thead> <tr><th>時給</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>1,180</td></tr> <tr><td>2</td><td>1,175</td></tr> <tr><td>3</td><td>1,170</td></tr> <tr><td>4</td><td>1,165</td></tr> <tr><td>5</td><td>1,160</td></tr> <tr><td>6</td><td>1,155</td></tr> <tr><td>7</td><td>1,150</td></tr> <tr><td>8</td><td>1,145</td></tr> <tr><td>9</td><td>1,140</td></tr> <tr><td>10</td><td>1,135</td></tr> <tr><td>11</td><td>1,130</td></tr> <tr><td>12</td><td>1,125</td></tr> <tr><td>13</td><td>1,120</td></tr> </tbody> </table>	時給		1	1,180	2	1,175	3	1,170	4	1,165	5	1,160	6	1,155	7	1,150	8	1,145	9	1,140	10	1,135	11	1,130	12	1,125	13	1,120	
時給																																																										
1	1,130																																																									
2	1,125																																																									
3	1,120																																																									
4	1,115																																																									
5	1,110																																																									
6	1,105																																																									
7	1,100																																																									
8	1,095																																																									
9	1,090																																																									
10	1,085																																																									
11	1,080																																																									
12	1,075																																																									
13	1,070																																																									
時給																																																										
1	1,180																																																									
2	1,175																																																									
3	1,170																																																									
4	1,165																																																									
5	1,160																																																									
6	1,155																																																									
7	1,150																																																									
8	1,145																																																									
9	1,140																																																									
10	1,135																																																									
11	1,130																																																									
12	1,125																																																									
13	1,120																																																									
ストック有給休暇規程	ストック有給休暇規程																																																									
第3条(積立日数) 1. ストック有給休暇として積み立てることができる年間最高日数は <u>18日</u> とする	第3条(積立日数) 1. ストック有給休暇として積み立てることができる年間最高日数は <u>20日</u> とする	・有給休暇の引き上げに伴う対応																																																								
第4条(使用事由・期間及び手続) ストック有給休暇は次の各号のいずれかに該当し、本人が申し出て、上長が承認した場合に使用することができる。なお、以下の日数には各個休日は含まない。 (中略) 3. 満4歳未満の子の育児のために休業する場合は、原則として休業開始1ヵ月前までに申し出る。この子の範囲には、法律上の親子関係がある子(養子を含む)、特別養子縁組のための試験的な養育期間にある子、養子縁組里親に委託されている子、当該従業員を養子縁組里親として委託することが適当と認められているにもかかわらず、実親等が反対したことにより、当該従業員を養育里親として委託された子も含まれる。1回に使用できる日数の上限は連続230日とする。なお、労働協約第618条に定める産後休業をしていない場合	第4条(使用事由・期間及び手続) ストック有給休暇は次の各号のいずれかに該当し、本人が申し出て、上長が承認した場合に使用することができる。なお、以下の日数には各個休日は含まない。 (中略) 3. 満4歳未満の子の育児のために休業する場合は、原則として休業開始1ヵ月前までに申し出る。この子の範囲には、法律上の親子関係がある子(養子を含む)、特別養子縁組のための試験的な養育期間にある子、養子縁組里親に委託されている子、当該従業員を養子縁組里親として委託することが適当と認められているにもかかわらず、実親等が反対したことにより、当該従業員を養育里親として委託された子も含まれる。1回に使用できる日数の上限は連続230日とする。なお、労働協約第618条に定める産後休業をしていない場合	・障がいのある子等の育児と仕事の両立のための働き方諸制度の改定(覚書対応、制度がある会社のみ)																																																								

<p>は、子の出産予定日から取得することができる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>は、子の出産予定日から取得することができる。  <u>また、子が次のイ.～ハ.のいずれかに該当する場合、当該子が15歳に達する年度の3月31日まで申し出ることができる。</u></p> <p><u>イ.身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている子</u></p> <p><u>ロ.医療的ケア児（日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童）</u></p> <p><u>ハ.上記に準ずる状態にある子（医師や公的機関による診断や証明による）</u></p> <p><u>この場合、次のニ.またはホ.のいずれかを添えて申し出なければならない。なお、ニ.またはホ.を添えられない場合には、へ.も可とする。</u></p> <p><u>但し、当該子が満4歳未満までの場合は除く。</u></p> <p><u>ニ.当該子の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー（対象となる子の氏名、生年月日及び障害の内容等が記載されているページ）</u></p> <p><u>ホ.当該子が医療的ケア児の場合、主治医が記載した『医療的ケア指示書』または『医療的ケアスコア表』のコピー</u></p> <p><u>へ.当該子が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている状態と同様である旨、または医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）が必要である旨が記載された医師による診断書または市区町村による証明書</u></p> <p>(以下略)</p>	
--	--	--

<函館丸井今井>⑤エルダースタッフⅡ・Ⅲ・Ⅳ労働協約 附属諸規程新旧対照表

現行	改訂	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
賃金規程	賃金規程																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第1章 総則	第1章 総則																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
<p>第104条(控除)                      会社は賃金の支払いに際して次のものを控除する。                      1. 法令により定められたもの                      (新設)</p>	<p>第104条(控除)                      会社は賃金の支払いに際して次のものを控除する。                      1. 法令により定められたもの                      (7) 子ども子育て支援金</p>	<p>・法改正：子ども子育て支援金</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
<p>第105条(退職及び解雇の場合の支払)                      エルダースタッフⅠ、Ⅱが賃金計算期間の途中で退職あるいは解雇した場合は、最終勤務日までの賃金を時間給で支給する。                      エルダースタッフⅢ、ⅢR、ⅢM及びエキスパートエルダースタッフが賃金計算期間の途中で退職あるいは解雇した場合は、その月分の基本給は次の通りとする。</p>	<p>第105条(退職及び解雇の場合の支払)                      エルダースタッフⅠ、Ⅱが賃金計算期間の途中で退職あるいは解雇した場合は、最終勤務日までの賃金を時間給で支給する。                      エルダースタッフⅢ、ⅢR、ⅢM及びエキスパートエルダースタッフが賃金計算期間の途中で退職あるいは解雇した場合は、その月分の基本給は次の通りとする。                      (1) 死亡退職の場合は全額を支給する。但し、欠勤、休職により給与計算期間内に出勤がない場合を除く。                      (2) (1) 以外の理由で退職または解雇された場合は、その日までの出勤日数に応じて日割計算で支給する。  <u>②死亡退職の場合、賃金は正当受取人たる遺族と認められる者に支給する。この場合、正当受取人たる遺族の範囲及び順位は、労働基準法施行規則第42条乃至第45条の定めるところによる。</u></p>	<p>・死亡時の賃金支払い方法に関して、退職金と同様に規定</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
<p>(別表)</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">【エルダースタッフⅡ 本給表】</th> <th colspan="2">【エルダースタッフⅢ 本給表】</th> <th colspan="2">【エルダースタッフⅣ 本給表】</th> </tr> <tr> <th>ランク</th> <th>月額給</th> <th>ランク</th> <th>月額給</th> <th>ランク</th> <th>月額給</th> </tr> <tr><td>1</td><td>192,000</td><td>1</td><td>215,000</td><td>1</td><td>235,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>191,000</td><td>2</td><td>214,000</td><td>2</td><td>234,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>190,000</td><td>3</td><td>213,000</td><td>3</td><td>233,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>189,000</td><td>4</td><td>212,000</td><td>4</td><td>232,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>188,000</td><td>5</td><td>211,000</td><td>5</td><td>231,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>187,000</td><td>6</td><td>210,000</td><td>6</td><td>230,000</td></tr> <tr><td>7</td><td>186,000</td><td>7</td><td>209,000</td><td>7</td><td>229,000</td></tr> <tr><td>8</td><td>185,000</td><td>8</td><td>208,000</td><td>8</td><td>228,000</td></tr> <tr><td>9</td><td>184,000</td><td>9</td><td>207,000</td><td>9</td><td>227,000</td></tr> <tr><td>10</td><td>183,000</td><td>10</td><td>206,000</td><td>10</td><td>226,000</td></tr> <tr><td>11</td><td>182,000</td><td>11</td><td>205,000</td><td>11</td><td>225,000</td></tr> <tr><td>12</td><td>181,000</td><td>12</td><td>204,000</td><td>12</td><td>224,000</td></tr> <tr><td>13</td><td>180,000</td><td>13</td><td>203,000</td><td>13</td><td>223,000</td></tr> <tr><td>14</td><td>179,000</td><td>14</td><td>202,000</td><td>14</td><td>222,000</td></tr> <tr><td>15</td><td>178,000</td><td>15</td><td>201,000</td><td>15</td><td>221,000</td></tr> <tr><td>16</td><td>177,000</td><td>16</td><td>200,000</td><td>16</td><td>220,000</td></tr> <tr><td>17</td><td>176,000</td><td>17</td><td>199,000</td><td>17</td><td>219,000</td></tr> <tr><td>18</td><td>175,000</td><td>18</td><td>198,000</td><td>18</td><td>218,000</td></tr> <tr><td>19</td><td>174,000</td><td>19</td><td>197,000</td><td>19</td><td>217,000</td></tr> <tr><td>20</td><td>173,000</td><td>20</td><td>196,000</td><td>20</td><td>216,000</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>21</td><td>195,000</td><td>21</td><td>215,000</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>22</td><td>194,000</td><td>22</td><td>214,000</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>23</td><td>193,000</td><td>23</td><td>213,000</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>24</td><td>192,000</td><td>24</td><td>212,000</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>25</td><td>191,000</td><td>25</td><td>211,000</td></tr> </table>	【エルダースタッフⅡ 本給表】		【エルダースタッフⅢ 本給表】		【エルダースタッフⅣ 本給表】		ランク	月額給	ランク	月額給	ランク	月額給	1	192,000	1	215,000	1	235,000	2	191,000	2	214,000	2	234,000	3	190,000	3	213,000	3	233,000	4	189,000	4	212,000	4	232,000	5	188,000	5	211,000	5	231,000	6	187,000	6	210,000	6	230,000	7	186,000	7	209,000	7	229,000	8	185,000	8	208,000	8	228,000	9	184,000	9	207,000	9	227,000	10	183,000	10	206,000	10	226,000	11	182,000	11	205,000	11	225,000	12	181,000	12	204,000	12	224,000	13	180,000	13	203,000	13	223,000	14	179,000	14	202,000	14	222,000	15	178,000	15	201,000	15	221,000	16	177,000	16	200,000	16	220,000	17	176,000	17	199,000	17	219,000	18	175,000	18	198,000	18	218,000	19	174,000	19	197,000	19	217,000	20	173,000	20	196,000	20	216,000			21	195,000	21	215,000			22	194,000	22	214,000			23	193,000	23	213,000			24	192,000	24	212,000			25	191,000	25	211,000	<p>(別表)</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">【エルダースタッフⅡ 本給表】</th> <th colspan="2">【エルダースタッフⅢ 本給表】</th> <th colspan="2">【エルダースタッフⅣ 本給表】</th> </tr> <tr> <th>ランク</th> <th>月額給</th> <th>ランク</th> <th>月額給</th> <th>ランク</th> <th>月額給</th> </tr> <tr><td>1</td><td>204,000</td><td>1</td><td>220,000</td><td>1</td><td>240,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>203,000</td><td>2</td><td>219,000</td><td>2</td><td>239,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>202,000</td><td>3</td><td>218,000</td><td>3</td><td>238,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>201,000</td><td>4</td><td>217,000</td><td>4</td><td>237,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>200,000</td><td>5</td><td>216,000</td><td>5</td><td>236,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>199,000</td><td>6</td><td>215,000</td><td>6</td><td>235,000</td></tr> <tr><td>7</td><td>198,000</td><td>7</td><td>214,000</td><td>7</td><td>234,000</td></tr> <tr><td>8</td><td>197,000</td><td>8</td><td>213,000</td><td>8</td><td>233,000</td></tr> <tr><td>9</td><td>196,000</td><td>9</td><td>212,000</td><td>9</td><td>232,000</td></tr> <tr><td>10</td><td>195,000</td><td>10</td><td>211,000</td><td>10</td><td>231,000</td></tr> <tr><td>11</td><td>194,000</td><td>11</td><td>210,000</td><td>11</td><td>230,000</td></tr> <tr><td>12</td><td>193,000</td><td>12</td><td>209,000</td><td>12</td><td>229,000</td></tr> <tr><td>13</td><td>192,000</td><td>13</td><td>208,000</td><td>13</td><td>228,000</td></tr> <tr><td>14</td><td>191,000</td><td>14</td><td>207,000</td><td>14</td><td>227,000</td></tr> <tr><td>15</td><td>190,000</td><td>15</td><td>206,000</td><td>15</td><td>226,000</td></tr> <tr><td>16</td><td>189,000</td><td>16</td><td>205,000</td><td>16</td><td>225,000</td></tr> <tr><td>17</td><td>188,000</td><td>17</td><td>204,000</td><td>17</td><td>224,000</td></tr> <tr><td>18</td><td>187,000</td><td>18</td><td>203,000</td><td>18</td><td>223,000</td></tr> <tr><td>19</td><td>186,000</td><td>19</td><td>202,000</td><td>19</td><td>222,000</td></tr> <tr><td>20</td><td>185,000</td><td>20</td><td>201,000</td><td>20</td><td>221,000</td></tr> <tr><td>21</td><td>184,000</td><td>21</td><td>200,000</td><td>21</td><td>220,000</td></tr> <tr><td>22</td><td>183,000</td><td>22</td><td>199,000</td><td>22</td><td>219,000</td></tr> <tr><td>23</td><td>182,000</td><td>23</td><td>198,000</td><td>23</td><td>218,000</td></tr> <tr><td>24</td><td>181,000</td><td>24</td><td>197,000</td><td>24</td><td>217,000</td></tr> <tr><td>25</td><td>180,000</td><td>25</td><td>196,000</td><td>25</td><td>216,000</td></tr> </table>	【エルダースタッフⅡ 本給表】		【エルダースタッフⅢ 本給表】		【エルダースタッフⅣ 本給表】		ランク	月額給	ランク	月額給	ランク	月額給	1	204,000	1	220,000	1	240,000	2	203,000	2	219,000	2	239,000	3	202,000	3	218,000	3	238,000	4	201,000	4	217,000	4	237,000	5	200,000	5	216,000	5	236,000	6	199,000	6	215,000	6	235,000	7	198,000	7	214,000	7	234,000	8	197,000	8	213,000	8	233,000	9	196,000	9	212,000	9	232,000	10	195,000	10	211,000	10	231,000	11	194,000	11	210,000	11	230,000	12	193,000	12	209,000	12	229,000	13	192,000	13	208,000	13	228,000	14	191,000	14	207,000	14	227,000	15	190,000	15	206,000	15	226,000	16	189,000	16	205,000	16	225,000	17	188,000	17	204,000	17	224,000	18	187,000	18	203,000	18	223,000	19	186,000	19	202,000	19	222,000	20	185,000	20	201,000	20	221,000	21	184,000	21	200,000	21	220,000	22	183,000	22	199,000	22	219,000	23	182,000	23	198,000	23	218,000	24	181,000	24	197,000	24	217,000	25	180,000	25	196,000	25	216,000	<p>・ベースアップ反映                      ・最低賃金対応</p>
【エルダースタッフⅡ 本給表】		【エルダースタッフⅢ 本給表】		【エルダースタッフⅣ 本給表】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
ランク	月額給	ランク	月額給	ランク	月額給																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
1	192,000	1	215,000	1	235,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
2	191,000	2	214,000	2	234,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
3	190,000	3	213,000	3	233,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
4	189,000	4	212,000	4	232,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
5	188,000	5	211,000	5	231,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
6	187,000	6	210,000	6	230,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
7	186,000	7	209,000	7	229,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
8	185,000	8	208,000	8	228,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
9	184,000	9	207,000	9	227,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
10	183,000	10	206,000	10	226,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
11	182,000	11	205,000	11	225,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
12	181,000	12	204,000	12	224,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
13	180,000	13	203,000	13	223,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
14	179,000	14	202,000	14	222,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
15	178,000	15	201,000	15	221,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
16	177,000	16	200,000	16	220,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
17	176,000	17	199,000	17	219,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
18	175,000	18	198,000	18	218,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
19	174,000	19	197,000	19	217,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
20	173,000	20	196,000	20	216,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		21	195,000	21	215,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		22	194,000	22	214,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		23	193,000	23	213,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		24	192,000	24	212,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		25	191,000	25	211,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
【エルダースタッフⅡ 本給表】		【エルダースタッフⅢ 本給表】		【エルダースタッフⅣ 本給表】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
ランク	月額給	ランク	月額給	ランク	月額給																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
1	204,000	1	220,000	1	240,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
2	203,000	2	219,000	2	239,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
3	202,000	3	218,000	3	238,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
4	201,000	4	217,000	4	237,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
5	200,000	5	216,000	5	236,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
6	199,000	6	215,000	6	235,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
7	198,000	7	214,000	7	234,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
8	197,000	8	213,000	8	233,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
9	196,000	9	212,000	9	232,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
10	195,000	10	211,000	10	231,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
11	194,000	11	210,000	11	230,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
12	193,000	12	209,000	12	229,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
13	192,000	13	208,000	13	228,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
14	191,000	14	207,000	14	227,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
15	190,000	15	206,000	15	226,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
16	189,000	16	205,000	16	225,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
17	188,000	17	204,000	17	224,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
18	187,000	18	203,000	18	223,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
19	186,000	19	202,000	19	222,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
20	185,000	20	201,000	20	221,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
21	184,000	21	200,000	21	220,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
22	183,000	22	199,000	22	219,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
23	182,000	23	198,000	23	218,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
24	181,000	24	197,000	24	217,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
25	180,000	25	196,000	25	216,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ストック有給休暇規程	ストック有給休暇規程																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
<p>第3条(積立日数)                      1. ストック有給休暇として積み立てることができる年間最高日数は18日とする</p> <p>第5条(使用事由・期間及び手続)                      ストック有給休暇は次の各号のいずれかに該当し、本人が申し出て、上長が承認した場合に使用することができる。なお、以下の日数には各個休日は含まない。                      (中略)                      3. 満4歳未満の子の育児のために休業する場合は、原則として休業開始1ヵ月前までに申し出る。この子の範囲には、法律上の親子関係がある子(養子を含む)、特別養子縁組のための試験的な養育期間にある子、養子縁組里親に委託されている子、当該従業員を養子縁組里親として委託することが適当と認められているにもかかわらず、実親等が反対したことにより、当該従業員を養育里親として委託された子も含まれる。1回に使用できる日数の上限は連続230日とする。なお、労働協約第618条に定める産後休業をしていない場合は、子の出産予定日から取得することができる。</p>	<p>第3条(積立日数)                      1. ストック有給休暇として積み立てることができる年間最高日数は20日とする</p> <p>第5条(使用事由・期間及び手続)                      ストック有給休暇は次の各号のいずれかに該当し、本人が申し出て、上長が承認した場合に使用することができる。なお、以下の日数には各個休日は含まない。                      (中略)                      3. 満4歳未満の子の育児のために休業する場合は、原則として休業開始1ヵ月前までに申し出る。この子の範囲には、法律上の親子関係がある子(養子を含む)、特別養子縁組のための試験的な養育期間にある子、養子縁組里親に委託されている子、当該従業員を養子縁組里親として委託することが適当と認められているにもかかわらず、実親等が反対したことにより、当該従業員を養育里親として委託された子も含まれる。1回に使用できる日数の上限は連続230日とする。なお、労働協約第618条に定める産後休業をしていない場合は、子の出産予定日から取得することができる。  <u>また、子が次のイ～ハ、のいずれかに該当する場合、当該子が15歳に達する年度の3月31日まで申し出ることができる。</u>                      イ. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている子                      ロ. 医療的ケア児(日常生活及び社会生活を営むために</p>	<p>・有給休暇の引き上げに伴う対応</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

<p>(以下略)</p>	<p><u>恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童)</u>  <u>ハ. 上記に準ずる状態にある子 (医師や公的機関による診断や証明による)</u>  <u>この場合、次のニ. またはホ. のいずれかを添えて申し出なければならない。なお、ニ. またはホ. を添えられない場合には、ヘ. も可とする。</u>  <u>但し、当該子が満4歳未満までの場合は除く。</u>  <u>ニ. 当該子の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー (対象となる子の氏名、生年月日及び障害の内容等が記載されているページ)</u>  <u>ホ. 当該子が医療的ケア児の場合、主治医が記載した『医療的ケア指示書』または『医療的ケアスコア表』のコピー</u>  <u>ニ</u>  <u>ヘ. 当該子が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている状態と同様である旨、または医療的ケア (人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為) が必要である旨が記載された医師による診断書または市区町村による証明書</u>  (以下略)</p>	
<p>キャリア形成支援制度規程</p>	<p>キャリア形成支援制度規程</p>	
<p>第3章 グループライフイベント転籍制度</p> <p>第303条(申請事由)  本制度は、新会社雇用日前日より前2年以内に、次のいずれかの事由が発生した場合に申請することができる。  (中略)  3. 育児  但し、対象となる子は、新会社雇用時点で小学校6年生までに限る。</p> <p>(以下略)</p>	<p>第3章 グループライフイベント転籍制度</p> <p>第303条(申請事由)  本制度は、新会社雇用日前日より前2年以内に、次のいずれかの事由が発生した場合に申請することができる。  (中略)  3. 育児  対象となる子は、新会社雇用時点で小学校6年生までに限る。  <u>なお、子が次のイ. ～ハ. のいずれかに該当する場合、新会社雇用時点で当該子が15歳に達する年度の3月31日まで申請することができる。</u>  <u>イ. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている子</u>  <u>ロ. 医療的ケア児 (日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童)</u>  <u>ハ. 上記に準ずる状態にある子 (医師や公的機関による診断や証明による)</u>  <u>この場合、次のニ. またはホ. のいずれかを添えて申し出なければならない。なお、ニ. またはホ. を添えられない場合には、ヘ. も可とする。</u>  <u>但し、当該子が新会社雇用時点で小学校6年生までの場合は除く。</u>  <u>ニ. 当該子の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー (対象となる子の氏名、生年月日及び障害の内容等が記載されているページ)</u>  <u>ホ. 当該子が医療的ケア児の場合、主治医が記載した『医療的ケア指示書』または『医療的ケアスコア表』のコピー</u>  <u>ニ</u>  <u>ヘ. 当該子が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている状態と同様である旨、または医療的ケア (人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為) が必要である旨が記載された医師による診断書または市区町村による証明書</u>  (以下略)</p>	<p>・障がいのある子等の育児と仕事の両立のための働き方諸制度の改定 (覚書対応)</p>
<p>社員労働協約を適用する諸規程等</p>	<p>社員労働協約を適用する諸規程等</p>	
<p>エルダースタッフのうち、以下の規程等については社員労働協約を適用する。</p> <p>必要な点は、会社に備え付けの社員労働協約を参照するものとする。</p> <p>(中略)  「育児のためのフルタイムシフト選択勤務規程」  但し、一部を以下の通り、読み替える。</p> <p>「シフト選択勤務の対象者は、小学校4年生の3月31日までの子を有する者とする。<u>この子の範囲には、法</u></p>	<p>エルダースタッフのうち、以下の規程等については社員労働協約を適用する。</p> <p>必要な点は、会社に備え付けの社員労働協約を参照するものとする。</p> <p>(中略)  「育児のためのフルタイムシフト選択勤務規程」  但し、一部を以下の通り、読み替える。  「シフト選択勤務の対象者は、小学校4年生の3月31日までの子を有する者とする。<u>(以下略)</u>」  (中略)</p>	<p>・障がいのある子等の育児と仕事の両立のための働き方諸制度の改定 (覚書対応)</p> <p>・法定の制度対象外者の明文化 (介護・介護準備休業を開始しようとする日から93日経過日から6</p>

<p>律上の親子関係がある子（養子を含む）、特別養子縁組のための試験的な養育期間にある子、養子縁組里親に委託されている子、当該従業員を養子縁組里親として委託することが適当と認められているにもかかわらず、実親等が反対したことにより、当該従業員を養育里親として委託された子も含まれる。」</p> <p>（中略）</p> <p>「介護・介護準備休業規程」（新設）</p> <p>（以下略）</p>	<p>「介護・介護準備休業規程」</p> <p>但し、一部を以下の通り、読み替えまたは追加する。</p> <p><u>第2条（介護休業の対象者及び期間等）のうち、第3号について、次の通り読み替える。</u></p> <p><u>「第1号に関わらず、申出の日から93日以内に雇用契約が終了することが明らかな者及び1週間の所定労働日数が2日以下の者並びに介護・介護準備休業を開始しようとする日から93日経過日から6カ月を経過する日までに雇用契約が満了する者は対象者から除く。」</u></p> <p>（以下略）</p>	<p>カ月を経過する日までに雇用契約が満了する者</p>
---	---	------------------------------

<函館丸井今井>⑥スペシャリティスタッフ（無期）労働協約 付属諸規程新旧対照表

現行	改訂	備考
ストック有給休暇規程	ストック有給休暇規程	
<p>第3条（積立日数）</p> <p>1. ストック有給休暇として積み立てることができる年間最高日数は<u>18</u>日とする</p>	<p>第3条（積立日数）</p> <p>1. ストック有給休暇として積み立てることができる年間最高日数は<u>20</u>日とする</p>	<p>・有給休暇の引き上げに伴う対応</p>
<p>第4条（使用事由・期間及び手続）</p> <p>ストック有給休暇は次の各号のいずれかに該当し、本人が申し出て、上長が承認した場合に使用することができる。なお、以下の日数には各個休日は含まない。</p> <p>（中略）</p> <p>3. 満4歳未満の子の育児のために休業する場合は、原則として休業開始1ヵ月前までに申し出る。この子の範囲には、法律上の親子関係がある子（養子を含む）、特別養子縁組のための試験的な養育期間にある子、養子縁組里親に委託されている子、当該従業員を養子縁組里親として委託することが適当と認められているにもかかわらず、実親等が反対したことにより、当該従業員を養育里親として委託された子も含まれる。1回に使用できる日数の上限は連続230日とする。なお、労働協約第618条に定める産後休業をしていない場合は、子の出産予定日から取得することができる。</p>	<p>第4条（使用事由・期間及び手続）</p> <p>ストック有給休暇は次の各号のいずれかに該当し、本人が申し出て、上長が承認した場合に使用することができる。なお、以下の日数には各個休日は含まない。</p> <p>（中略）</p> <p>3. 満4歳未満の子の育児のために休業する場合は、原則として休業開始1ヵ月前までに申し出る。この子の範囲には、法律上の親子関係がある子（養子を含む）、特別養子縁組のための試験的な養育期間にある子、養子縁組里親に委託されている子、当該従業員を養子縁組里親として委託することが適当と認められているにもかかわらず、実親等が反対したことにより、当該従業員を養育里親として委託された子も含まれる。1回に使用できる日数の上限は連続230日とする。なお、労働協約第618条に定める産後休業をしていない場合は、子の出産予定日から取得することができる。</p> <p>また、子が次のイ.～ハ.のいずれかに該当する場合、当該子が15歳に達する年度の3月31日まで申し出ることができる。</p> <p>イ. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている子</p> <p>ロ. 医療的ケア児（日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童）</p> <p>ハ. 上記に準ずる状態にある子（医師や公的機関による診断や証明による）</p> <p>この場合、次のニ. またはホ. のいずれかを添えて申し出なければならない。なお、ニ. またはホ. を添えられない場合には、ヘ. も可とする。</p> <p>但し、当該子が満4歳未満までの場合は除く。</p> <p>ニ. 当該子の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー（対象となる子の氏名、生年月日及び障害の内容等が記載されているページ）</p> <p>ホ. 当該子が医療的ケア児の場合、主治医が記載した『医療的ケア指示書』または『医療的ケアスコア表』のコピー</p> <p>ヘ. 当該子が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている状態と同様である旨、または医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）が必要である旨が記載された医師による診断書または市区町村による証明書</p> <p>（以下略）</p>	
賃金規程	賃金規程	
第1章 総則	第1章 総則	
<p>第104条（控除）</p> <p>会社は賃金の支払いに際して次のものを控除する。</p> <p>1. 法令により定められたもの</p> <p>（新設）</p>	<p>第104条（控除）</p> <p>会社は賃金の支払いに際して次のものを控除する。</p> <p>1. 法令により定められたもの</p> <p><u>(7) 子ども子育て支援金</u></p>	<p>・法改正：子ども子育て支援金</p>
<p>第105条（退職及び解雇の場合の支払）</p> <p>退職及び解雇の場合、その月分の基準内賃金は次の通りとする。</p> <p>(1) 死亡退職の場合は全額を支給する。但し、欠勤、休職により給与計算期間内により勤務がない場合を除く。</p> <p>(2) (1) 以外の理由で退職または解雇された場合は、その日までの日割計算で支給する。</p> <p>（新設）</p>	<p>第105条（退職及び解雇の場合の支払）</p> <p>退職及び解雇の場合、その月分の基準内賃金は次の通りとする。</p> <p>(1) 死亡退職の場合は全額を支給する。但し、欠勤、休職により給与計算期間内により勤務がない場合を除く。</p> <p>(2) (1) 以外の理由で退職または解雇された場合は、その日までの日割計算で支給する。</p> <p><u>②死亡退職の場合、賃金は正当受取人たる遺族と認</u></p>	<p>・死亡時の賃金支払い方法に関して、退職金と同様に規定</p>

	められる者に支給する。この場合、正当受取人たる遺族の範囲及び順位は、労働基準法施行規則第42条乃至第45条の定めるところによる。	
キャリア形成支援制度規程	キャリア形成支援制度規程	
第2章 グループライフイベント転籍制度	第2章 グループライフイベント転籍制度	
<p>第203条(申請事由)</p> <p>本制度は、新会社雇用日前日より前2年以内に、次のいずれかの事由が発生した場合に申請することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 育児</p> <p>但し、対象となる子は、新会社雇用時点で小学校6年生までに限る。</p> <p>(以下略)</p>	<p>第203条(申請事由)</p> <p>本制度は、新会社雇用日前日より前2年以内に、次のいずれかの事由が発生した場合に申請することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 育児</p> <p>対象となる子は、新会社雇用時点で小学校6年生までに限る。</p> <p><u>なお、子が次のイ.～ハ.のいずれかに該当する場合、新会社雇用時点で当該子が15歳に達する年度の3月31日まで申請することができる。</u></p> <p><u>イ. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている子</u></p> <p><u>ロ. 医療的ケア児（日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童）</u></p> <p><u>ハ. 上記に準ずる状態にある子（医師や公的機関による診断や証明による）</u></p> <p><u>この場合、次のニ. またはホ. のいずれかを添えて申し出なければならない。なお、ニ. またはホ. を添えられない場合には、ヘ. も可とする。</u></p> <p><u>但し、当該子が新会社雇用時点で小学校6年生までの場合は除く。</u></p> <p><u>ニ. 当該子の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー（対象となる子の氏名、生年月日及び障害の内容等が記載されているページ）</u></p> <p><u>ホ. 当該子が医療的ケア児の場合、主治医が記載した『医療的ケア指示書』または『医療的ケアスコア表』のコピー</u></p> <p><u>ヘ. 当該子が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている状態と同様である旨、または医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）が必要である旨が記載された医師による診断書または市区町村による証明書</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>・障がいのある子等の育児と仕事の両立のための働き方諸制度の改定（覚書対応）</p>
育児のためのフルタイムシフト選択勤務規程	育児のためのフルタイムシフト選択勤務規程	
<p>第2条(シフト選択勤務の対象者及び期間等)</p> <p>シフト選択勤務の対象者は、<u>小学校4年生の3月31日までの子を有する者とする。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>第2条(シフト選択勤務の対象者及び期間等)</p> <p>シフト選択勤務の対象者は、<u>小学校4年生の3月31日までの子を有する者、または次のイ.～ハ.のいずれかに該当する15歳に達する年度の3月31日までの子を有する者とする。</u></p> <p><u>イ. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている子</u></p> <p><u>ロ. 医療的ケア児（日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童）</u></p> <p><u>ハ. 上記に準ずる状態にある子（医師や公的機関による診断や証明による）</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>・障がいのある子等の育児と仕事の両立のための働き方諸制度の改定（覚書対応）</p>
<p>第4条(手続)</p> <p>シフト選択勤務を希望する者は、原則としてシフト選択勤務を開始しようとする日の1ヵ月前までに所属長を経て会社に申し出なければならない。</p>	<p>第4条(手続)</p> <p>シフト選択勤務を希望する者は、原則としてシフト選択勤務を開始しようとする日の1ヵ月前までに所属長を経て会社に申し出なければならない。<u>なお、第2条第1項のイ.～ハ.に該当する子のためにシフト選択勤務を希望する者は、次のイ. またはロ. のいずれかを併せて提出しなければならない。なお、イ. またはロ. が提出できない場合には、ハ. も可とする。</u></p> <p><u>但し、当該子が小学校4年生の3月31日までの場合は除く。</u></p> <p><u>イ. 当該子の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー（対象となる子の氏名、生年月日及び障害の内容等が記載されているページ）</u></p> <p><u>ロ. 当該子が医療的ケア児の場合、主治医が記載した『医療的ケア指示書』または『医療的ケアスコア表』のコピー</u></p>	<p>・同上</p>

	ハ. 当該子が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている状態と同様である旨、または医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)が必要である旨が記載された医師による診断書または市区町村による証明書	
--	---	--

<函館丸井今井>⑦スペシャリティスタッフ(有期)労働協約 付属諸規程新旧対照表

現行	改訂	備考
<p>ストック有給休暇規程</p> <p>第4条(使用事由・期間及び手続) ストック有給休暇は次の各号のいずれかに該当し、本人が申し出て、上長が承認した場合に使用することができる。なお、以下の日数には各個休日は含まない。 (中略)</p> <p>3. 満4歳未満の子の育児のために休業する場合は、原則として休業開始1ヵ月前までに申し出る。この子の範囲には、法律上の親子関係がある子(養子を含む)、特別養子縁組のための試験的な養育期間にある子、養子縁組里親に委託されている子、当該従業員を養子縁組里親として委託することが適当と認められているにもかかわらず、実親等が反対したことにより、当該従業員を養育里親として委託された子も含まれる。1回に使用できる日数の上限は連続230日とする。なお、労働協約第618条に定める産後休業をしていない場合は、子の出産予定日から取得することができる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>ストック有給休暇規程</p> <p>第4条(使用事由・期間及び手続) ストック有給休暇は次の各号のいずれかに該当し、本人が申し出て、上長が承認した場合に使用することができる。なお、以下の日数には各個休日は含まない。 (中略)</p> <p>3. 満4歳未満の子の育児のために休業する場合は、原則として休業開始1ヵ月前までに申し出る。この子の範囲には、法律上の親子関係がある子(養子を含む)、特別養子縁組のための試験的な養育期間にある子、養子縁組里親に委託されている子、当該従業員を養子縁組里親として委託することが適当と認められているにもかかわらず、実親等が反対したことにより、当該従業員を養育里親として委託された子も含まれる。1回に使用できる日数の上限は連続230日とする。なお、労働協約第618条に定める産後休業をしていない場合は、子の出産予定日から取得することができる。</p> <p>また、子が次のイ.～ハ.のいずれかに該当する場合、当該子が15歳に達する年度の3月31日まで申し出ることができる。</p> <p>イ. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている子</p> <p>ロ. 医療的ケア児(日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童)</p> <p>ハ. 上記に準ずる状態にある子(医師や公的機関による診断や証明による)</p> <p>この場合、次のニ. またはホ. のいずれかを添えて申し出なければならない。なお、ニ. またはホ. を添えられない場合には、ヘ. も可とする。</p> <p>但し、当該子が満4歳未満までの場合は除く。</p> <p>ニ. 当該子の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー(対象となる子の氏名、生年月日及び障害の内容等が記載されているページ)</p> <p>ホ. 当該子が医療的ケア児の場合、主治医が記載した『医療的ケア指示書』または『医療的ケアスコア表』のコピー</p> <p>ヘ. 当該子が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている状態と同様である旨、または医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)が必要である旨が記載された医師による診断書または市区町村による証明書</p> <p>(以下略)</p>	<p>・障がいのある子等の育児と仕事の両立のための働き方諸制度の改定(覚書対応、制度がある会社のみ)</p>
<p>賃金規程</p> <p>第1章 総則</p>	<p>賃金規程</p> <p>第1章 総則</p>	
<p>第104条(控除) 会社は賃金の支払いに際して次のものを控除する。</p> <p>1. 法令により定められたもの (新設)</p>	<p>第104条(控除) 会社は賃金の支払いに際して次のものを控除する。</p> <p>1. 法令により定められたもの <u>(7) 子ども子育て支援金</u></p>	
<p>第105条(退職及び解雇の場合の支払) 退職及び解雇の場合、その月分の基準内賃金は次の通りとする。</p> <p>(1) 死亡退職の場合は全額を支給する。但し、欠勤、休職により給与計算期間内により勤務がない場合を除く。</p> <p>(2) (1) 以外の理由で退職または解雇された場合は、その日までの日割計算で支給する。 (新設)</p>	<p>第105条(退職及び解雇の場合の支払) 退職及び解雇の場合、その月分の基準内賃金は次の通りとする。</p> <p>(1) 死亡退職の場合は全額を支給する。但し、欠勤、休職により給与計算期間内により勤務がない場合を除く。</p> <p>(2) (1) 以外の理由で退職または解雇された場合は、その日までの日割計算で支給する。</p> <p><u>②死亡退職の場合、賃金は正当受取人たる遺族と認められる者に支給する。この場合、正当受取人たる遺族の範囲及び順位は、労働基準法施行規則第42条乃至</u></p>	<p>・死亡時の賃金支払い方法に関して、退職金と同様に規定</p>

	第 45 条の定めるところによる。	
キャリア形成支援制度規程	キャリア形成支援制度規程	
第 2 章 グループライフイベント転籍制度	第 2 章 グループライフイベント転籍制度	
<p>第 203 条(申請事由) 本制度は、新会社雇用日前日より前 2 年以内に、次のいずれかの事由が発生した場合に申請することができる。 (中略) 3. 育児 但し、対象となる子は、新会社雇用時点で小学校 6 年生までに限る。</p>	<p>第 203 条(申請事由) 本制度は、新会社雇用日前日より前 2 年以内に、次のいずれかの事由が発生した場合に申請することができる。 (中略) 3. 育児 対象となる子は、新会社雇用時点で小学校 6 年生までに限る。 <u>なお、子が次のイ.～ハ.のいずれかに該当する場合、新会社雇用時点で当該子が 15 歳に達する年度の 3 月 31 日まで申請することができる。</u> <u>イ.身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている子</u> <u>ロ.医療的ケア児（日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童）</u> <u>ハ.上記に準ずる状態にある子（医師や公的機関による診断や証明による）</u> <u>この場合、次のニ.またはホ.のいずれかを添えて申し出なければならない。なお、ニ.またはホ.を添えられない場合には、ヘ.も可とする。</u> <u>但し、当該子が新会社雇用時点で小学校 6 年生までの場合は除く。</u> <u>ニ.当該子の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー（対象となる子の氏名、生年月日及び障害の内容等が記載されているページ）</u> <u>ホ.当該子が医療的ケア児の場合、主治医が記載した『医療的ケア指示書』または『医療的ケアスコア表』のコピー</u> <u>ヘ.当該子が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている状態と同様である旨、または医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)が必要である旨が記載された医師による診断書または市区町村による証明書</u> (以下略)</p>	<p>・障がいのある子等の育児と仕事の両立のための働き方諸制度の改定(覚書対応)</p>
<p>育児のためのフルタイムシフト選択勤務規程</p>	<p>育児のためのフルタイムシフト選択勤務規程</p>	
<p>第 2 条(シフト選択勤務の対象者及び期間等) シフト選択勤務の対象者は、小学校 4 年生の 3 月 31 日までの子を有する者とする。 (以下略)</p>	<p>第 2 条(シフト選択勤務の対象者及び期間等) シフト選択勤務の対象者は、小学校 4 年生の 3 月 31 日までの子を有する者、<u>または次のイ.～ハ.のいずれかに該当する 15 歳に達する年度の 3 月 31 日までの子を有する者とする。</u> <u>イ.身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている子</u> <u>ロ.医療的ケア児（日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童）</u> <u>ハ.上記に準ずる状態にある子（医師や公的機関による診断や証明による）</u> (以下略)</p>	<p>・障がいのある子等の育児と仕事の両立のための働き方諸制度の改定(覚書対応)</p>
<p>第 4 条(手 続) シフト選択勤務を希望する者は、原則としてシフト選択勤務を開始しようとする日の 1 ヶ月前までに所属長を経て会社に申し出なければならない。</p>	<p>第 4 条(手 続) シフト選択勤務を希望する者は、原則としてシフト選択勤務を開始しようとする日の 1 ヶ月前までに所属長を経て会社に申し出なければならない。<u>なお、第 2 条第 1 項のイ.～ハ.に該当する子のためにシフト選択勤務を希望する者は、次のイ.またはロ.のいずれかを併せて提出しなければならない。なお、イ.またはロ.が提出できない場合には、ハ.も可とする。</u> <u>但し、当該子が小学校 4 年生の 3 月 31 日までの場合は除く。</u> <u>イ.当該子の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー（対象となる子の氏名、生年月日及び障害の内容等が記載されているページ）</u> <u>ロ.当該子が医療的ケア児の場合、主治医が記載した『医療的ケア指示書』または『医療的ケアスコア表』のコピー</u> <u>ハ.当該子が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている状態と同様である旨、</u></p>	<p>・同上</p>

	または医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)が必要である旨が記載された医師による診断書または市区町村による証明書	
--	---	--

## <函館丸井今井>⑧プロスタッフ労働協約 付属諸規程新旧対照表

現行	改訂	備考
ストック有給休暇規程	ストック有給休暇規程	
第3条(積立日数) 1. ストック有給休暇として積み立てることができる年間最高日数は18日とする	第3条(積立日数) 1. ストック有給休暇として積み立てることができる年間最高日数は20日とする	・有給休暇の引き上げに伴う対応
第5条(使用事由・期間及び手続) ストック有給休暇は次の各号のいずれかに該当し、本人が申し出て、上長が承認した場合に使用することができる。なお、以下の日数には各個休日含まない。 (中略) 3. 満4歳未満の子の育児のために休業する場合は、原則として休業開始1ヵ月前までに申し出る。この子の範囲には、法律上の親子関係がある子(養子を含む)、特別養子縁組のための試験的な養育期間にある子、養子縁組里親に委託されている子、当該従業員を養子縁組里親として委託することが適当と認められているにもかかわらず、実親等が反対したことにより、当該従業員を養育里親として委託された子も含まれる。1回に使用できる日数の上限は連続230日とする。なお、労働協約第618条に定める産後休業をしていない場合は、子の出産予定日から取得することができる。	第5条(使用事由・期間及び手続) ストック有給休暇は次の各号のいずれかに該当し、本人が申し出て、上長が承認した場合に使用することができる。なお、以下の日数には各個休日含まない。 (中略) 3. 満4歳未満の子の育児のために休業する場合は、原則として休業開始1ヵ月前までに申し出る。この子の範囲には、法律上の親子関係がある子(養子を含む)、特別養子縁組のための試験的な養育期間にある子、養子縁組里親に委託されている子、当該従業員を養子縁組里親として委託することが適当と認められているにもかかわらず、実親等が反対したことにより、当該従業員を養育里親として委託された子も含まれる。1回に使用できる日数の上限は連続230日とする。なお、労働協約第618条に定める産後休業をしていない場合は、子の出産予定日から取得することができる。 <u>また、子が次のイ.～ハ.のいずれかに該当する場合、当該子が15歳に達する年度の3月31日まで申し出ることができる。</u> <u>イ. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている子</u> <u>ロ. 医療的ケア児(日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童)</u> <u>ハ. 上記に準ずる状態にある子(医師や公的機関による診断や証明による)</u> <u>この場合、次のニ. またはホ. のいずれかを添えて申し出なければならない。なお、ニ. またはホ. を添えられない場合には、ヘ. も可とする。</u> <u>但し、当該子が満4歳未満までの場合は除く。</u> <u>ニ. 当該子の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー(対象となる子の氏名、生年月日及び障害の内容等が記載されているページ)</u> <u>ホ. 当該子が医療的ケア児の場合、主治医が記載した『医療的ケア指示書』または『医療的ケアスコア表』のコピー</u> <u>ヘ. 当該子が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている状態と同様である旨、または医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)が必要である旨が記載された医師による診断書または市区町村による証明書</u> (以下略)	・障がいのある子等の育児と仕事の両立のための働き方諸制度の改定(覚書対応、制度がある会社のみ)
賃金規程	賃金規程	
第1章 総則	第1章 総則	
第105条(控除) 会社は賃金の支払いに際して次のものを控除する。 1. 法令により定められたもの (新設)	第105条(控除) 会社は賃金の支払いに際して次のものを控除する。 1. 法令により定められたもの <u>(8) 子ども子育て支援金</u>	・法改正: 子ども子育て支援金
第106条(退職及び解雇の場合の支払) 退職及び解雇の場合、その月分の基準内賃金は次の通りとする。 (1) 死亡退職の場合は全額を支給する。但し、欠勤、休職により給与計算期間内により勤務がない場合を除く。 (2) (1) 以外の理由で退職または解雇された場合は、その日までの日割計算で支給する。 (新設)	第106条(退職及び解雇の場合の支払) 退職及び解雇の場合、その月分の基準内賃金は次の通りとする。 (1) 死亡退職の場合は全額を支給する。但し、欠勤、休職により給与計算期間内により勤務がない場合を除く。 (2) (1) 以外の理由で退職または解雇された場合は、その日までの日割計算で支給する。 <u>②死亡退職の場合、賃金は正当受取人たる遺族と認められる者に支給する。この場合、正当受取人たる遺族</u>	・死亡時の賃金支払い方法に関して、退職金と同様に規定

	の範囲及び順位は、労働基準法施行規則第 42 条乃至第 45 条の定めるところによる。																																																																																																																																																																									
キャリア形成支援制度規程	キャリア形成支援制度規程																																																																																																																																																																									
第 5 章 グループライフイベント転籍制度	第 5 章 グループライフイベント転籍制度																																																																																																																																																																									
<p>第 503 条(申請事由)</p> <p>本制度は、新会社雇用日前日より前 2 年以内に、次のいずれかの事由が発生した場合に申請することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 育児</p> <p>但し、対象となる子は、新会社雇用時点で小学校 6 年生までに限る。</p> <p>(以下略)</p>	<p>第 503 条(申請事由)</p> <p>本制度は、新会社雇用日前日より前 2 年以内に、次のいずれかの事由が発生した場合に申請することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 育児</p> <p>対象となる子は、新会社雇用時点で小学校 6 年生までに限る。</p> <p>なお、子が次のイ.～ハ.のいずれかに該当する場合、<u>新会社雇用時点で当該子が 15 歳に達する年度の 3 月 31 日まで申請することができる。</u></p> <p><u>イ. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている子</u></p> <p><u>ロ. 医療的ケア児（日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童）</u></p> <p><u>ハ. 上記に準ずる状態にある子（医師や公的機関による診断や証明による）</u></p> <p><u>この場合、次のニ. またはホ. のいずれかを添えて申し出なければならない。なお、ニ. またはホ. を添えられない場合には、ヘ. も可とする。</u></p> <p><u>但し、当該子が新会社雇用時点で小学校 6 年生までの場合は除く。</u></p> <p><u>ニ. 当該子の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー（対象となる子の氏名、生年月日及び障害の内容等が記載されているページ）</u></p> <p><u>ホ. 当該子が医療的ケア児の場合、主治医が記載した『医療的ケア指示書』または『医療的ケアスコア表』のコピー</u></p> <p><u>ヘ. 当該子が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている状態と同様である旨、または医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)が必要である旨が記載された医師による診断書または市区町村による証明書</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>・障がいのある子等の育児と仕事の両立のための働き方諸制度の改定(覚書対応)</p>																																																																																																																																																																								
<p>(別表)</p> <p>プロスタッフ 本給表・昇給表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ランク</th> <th>プロスタッフ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>275,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>273,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>271,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>269,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>267,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>265,000</td></tr> <tr><td>7</td><td>263,000</td></tr> <tr><td>8</td><td>261,000</td></tr> <tr><td>9</td><td>259,000</td></tr> <tr><td>10</td><td>257,000</td></tr> <tr><td>11</td><td>255,000</td></tr> <tr><td>12</td><td>253,000</td></tr> <tr><td>13</td><td>251,000</td></tr> <tr><td>14</td><td>249,000</td></tr> <tr><td>15</td><td>247,000</td></tr> <tr><td>16</td><td>245,000</td></tr> <tr><td>17</td><td>243,000</td></tr> <tr><td>18</td><td>241,000</td></tr> <tr><td>19</td><td>239,000</td></tr> <tr><td>20</td><td>237,000</td></tr> <tr><td>21</td><td>235,000</td></tr> <tr><td>22</td><td>233,000</td></tr> <tr><td>23</td><td>231,000</td></tr> <tr><td>24</td><td>229,000</td></tr> <tr><td>25</td><td>227,000</td></tr> <tr><td>26</td><td>225,000</td></tr> <tr><td>27</td><td>223,000</td></tr> <tr><td>28</td><td>221,000</td></tr> <tr><td>29</td><td>219,000</td></tr> <tr><td>30</td><td>217,000</td></tr> <tr><td>31</td><td>215,000</td></tr> <tr><td>32</td><td>213,000</td></tr> <tr><td>33</td><td>211,000</td></tr> <tr><td>34</td><td>209,000</td></tr> <tr><td>35</td><td>207,000</td></tr> <tr><td>36</td><td>205,000</td></tr> <tr><td>37</td><td>203,000</td></tr> <tr><td>38</td><td>201,000</td></tr> <tr><td>39</td><td>199,000</td></tr> <tr><td>40</td><td>197,000</td></tr> <tr><td>41</td><td>195,000</td></tr> </tbody> </table>	ランク	プロスタッフ	1	275,000	2	273,000	3	271,000	4	269,000	5	267,000	6	265,000	7	263,000	8	261,000	9	259,000	10	257,000	11	255,000	12	253,000	13	251,000	14	249,000	15	247,000	16	245,000	17	243,000	18	241,000	19	239,000	20	237,000	21	235,000	22	233,000	23	231,000	24	229,000	25	227,000	26	225,000	27	223,000	28	221,000	29	219,000	30	217,000	31	215,000	32	213,000	33	211,000	34	209,000	35	207,000	36	205,000	37	203,000	38	201,000	39	199,000	40	197,000	41	195,000	<p>(別表)</p> <p>プロスタッフ 本給表・昇給表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ランク</th> <th>プロスタッフ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>280,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>278,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>276,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>274,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>272,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>270,000</td></tr> <tr><td>7</td><td>268,000</td></tr> <tr><td>8</td><td>266,000</td></tr> <tr><td>9</td><td>264,000</td></tr> <tr><td>10</td><td>262,000</td></tr> <tr><td>11</td><td>260,000</td></tr> <tr><td>12</td><td>258,000</td></tr> <tr><td>13</td><td>256,000</td></tr> <tr><td>14</td><td>254,000</td></tr> <tr><td>15</td><td>252,000</td></tr> <tr><td>16</td><td>250,000</td></tr> <tr><td>17</td><td>248,000</td></tr> <tr><td>18</td><td>246,000</td></tr> <tr><td>19</td><td>244,000</td></tr> <tr><td>20</td><td>242,000</td></tr> <tr><td>21</td><td>240,000</td></tr> <tr><td>22</td><td>238,000</td></tr> <tr><td>23</td><td>236,000</td></tr> <tr><td>24</td><td>234,000</td></tr> <tr><td>25</td><td>232,000</td></tr> <tr><td>26</td><td>230,000</td></tr> <tr><td>27</td><td>228,000</td></tr> <tr><td>28</td><td>226,000</td></tr> <tr><td>29</td><td>224,000</td></tr> <tr><td>30</td><td>222,000</td></tr> <tr><td>31</td><td>220,000</td></tr> <tr><td>32</td><td>218,000</td></tr> <tr><td>33</td><td>216,000</td></tr> <tr><td>34</td><td>214,000</td></tr> <tr><td>35</td><td>212,000</td></tr> <tr><td>36</td><td>210,000</td></tr> <tr><td>37</td><td>208,000</td></tr> <tr><td>38</td><td>206,000</td></tr> <tr><td>39</td><td>204,000</td></tr> <tr><td>40</td><td>202,000</td></tr> <tr><td>41</td><td>200,000</td></tr> </tbody> </table>	ランク	プロスタッフ	1	280,000	2	278,000	3	276,000	4	274,000	5	272,000	6	270,000	7	268,000	8	266,000	9	264,000	10	262,000	11	260,000	12	258,000	13	256,000	14	254,000	15	252,000	16	250,000	17	248,000	18	246,000	19	244,000	20	242,000	21	240,000	22	238,000	23	236,000	24	234,000	25	232,000	26	230,000	27	228,000	28	226,000	29	224,000	30	222,000	31	220,000	32	218,000	33	216,000	34	214,000	35	212,000	36	210,000	37	208,000	38	206,000	39	204,000	40	202,000	41	200,000	<p>・ベースアップ反映</p>
ランク	プロスタッフ																																																																																																																																																																									
1	275,000																																																																																																																																																																									
2	273,000																																																																																																																																																																									
3	271,000																																																																																																																																																																									
4	269,000																																																																																																																																																																									
5	267,000																																																																																																																																																																									
6	265,000																																																																																																																																																																									
7	263,000																																																																																																																																																																									
8	261,000																																																																																																																																																																									
9	259,000																																																																																																																																																																									
10	257,000																																																																																																																																																																									
11	255,000																																																																																																																																																																									
12	253,000																																																																																																																																																																									
13	251,000																																																																																																																																																																									
14	249,000																																																																																																																																																																									
15	247,000																																																																																																																																																																									
16	245,000																																																																																																																																																																									
17	243,000																																																																																																																																																																									
18	241,000																																																																																																																																																																									
19	239,000																																																																																																																																																																									
20	237,000																																																																																																																																																																									
21	235,000																																																																																																																																																																									
22	233,000																																																																																																																																																																									
23	231,000																																																																																																																																																																									
24	229,000																																																																																																																																																																									
25	227,000																																																																																																																																																																									
26	225,000																																																																																																																																																																									
27	223,000																																																																																																																																																																									
28	221,000																																																																																																																																																																									
29	219,000																																																																																																																																																																									
30	217,000																																																																																																																																																																									
31	215,000																																																																																																																																																																									
32	213,000																																																																																																																																																																									
33	211,000																																																																																																																																																																									
34	209,000																																																																																																																																																																									
35	207,000																																																																																																																																																																									
36	205,000																																																																																																																																																																									
37	203,000																																																																																																																																																																									
38	201,000																																																																																																																																																																									
39	199,000																																																																																																																																																																									
40	197,000																																																																																																																																																																									
41	195,000																																																																																																																																																																									
ランク	プロスタッフ																																																																																																																																																																									
1	280,000																																																																																																																																																																									
2	278,000																																																																																																																																																																									
3	276,000																																																																																																																																																																									
4	274,000																																																																																																																																																																									
5	272,000																																																																																																																																																																									
6	270,000																																																																																																																																																																									
7	268,000																																																																																																																																																																									
8	266,000																																																																																																																																																																									
9	264,000																																																																																																																																																																									
10	262,000																																																																																																																																																																									
11	260,000																																																																																																																																																																									
12	258,000																																																																																																																																																																									
13	256,000																																																																																																																																																																									
14	254,000																																																																																																																																																																									
15	252,000																																																																																																																																																																									
16	250,000																																																																																																																																																																									
17	248,000																																																																																																																																																																									
18	246,000																																																																																																																																																																									
19	244,000																																																																																																																																																																									
20	242,000																																																																																																																																																																									
21	240,000																																																																																																																																																																									
22	238,000																																																																																																																																																																									
23	236,000																																																																																																																																																																									
24	234,000																																																																																																																																																																									
25	232,000																																																																																																																																																																									
26	230,000																																																																																																																																																																									
27	228,000																																																																																																																																																																									
28	226,000																																																																																																																																																																									
29	224,000																																																																																																																																																																									
30	222,000																																																																																																																																																																									
31	220,000																																																																																																																																																																									
32	218,000																																																																																																																																																																									
33	216,000																																																																																																																																																																									
34	214,000																																																																																																																																																																									
35	212,000																																																																																																																																																																									
36	210,000																																																																																																																																																																									
37	208,000																																																																																																																																																																									
38	206,000																																																																																																																																																																									
39	204,000																																																																																																																																																																									
40	202,000																																																																																																																																																																									
41	200,000																																																																																																																																																																									

⑨エルダースペシャルティスタッフ（無期）付属諸規程新旧対照表労働協約

現行	改訂	備考
ストック有給休暇規程	ストック有給休暇規程	
<p>第4条(使用事由・期間及び手続)                      スtock有給休暇は次の各号のいずれかに該当し、本人が申し出て、上長が承認した場合に使用することができる。なお、以下の日数には各個休日は含まない。                      (中略)                      3. 満4歳未満の子の育児のために休業する場合は、原則として休業開始1ヵ月前までに申し出る。この子の範囲には、法律上の親子関係がある子(養子を含む)、特別養子縁組のための試験的な養育期間にある子、養子縁組里親に委託されている子、当該従業員を養子縁組里親として委託することが適当と認められているにもかかわらず、実親等が反対したことにより、当該従業員を養育里親として委託された子も含まれる。1回に使用できる日数の上限は連続230日とする。なお、労働協約第618条に定める産後休業をしていない場合は、子の出産予定日から取得することができる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>第4条(使用事由・期間及び手続)                      スtock有給休暇は次の各号のいずれかに該当し、本人が申し出て、上長が承認した場合に使用することができる。なお、以下の日数には各個休日は含まない。                      (中略)                      3. 満4歳未満の子の育児のために休業する場合は、原則として休業開始1ヵ月前までに申し出る。この子の範囲には、法律上の親子関係がある子(養子を含む)、特別養子縁組のための試験的な養育期間にある子、養子縁組里親に委託されている子、当該従業員を養子縁組里親として委託することが適当と認められているにもかかわらず、実親等が反対したことにより、当該従業員を養育里親として委託された子も含まれる。1回に使用できる日数の上限は連続230日とする。なお、労働協約第618条に定める産後休業をしていない場合は、子の出産予定日から取得することができる。                      また、子が次のイ.～ハ.のいずれかに該当する場合、当該子が15歳に達する年度の3月31日まで申し出ることができる。                      ⅰ. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている子                      ⅱ. 医療的ケア児(日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童)                      ⅲ. 上記に準ずる状態にある子(医師や公的機関による診断や証明による)                      この場合、次のニ.またはホ.のいずれかを添えて申し出なければならない。なお、ニ.またはホ.を添えられない場合には、へ.も可とする。                      但し、当該子が満4歳未満までの場合は除く。                      ニ. 当該子の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー(対象となる子の氏名、生年月日及び障害の内容等が記載されているページ)                      ホ. 当該子が医療的ケア児の場合、主治医が記載した『医療的ケア指示書』または『医療的ケアスコア表』のコピー                      へ. 当該子が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている状態と同様である旨、または医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)が必要である旨が記載された医師による診断書または市区町村による証明書                      (以下略)</p>	<p>・障がいのある子等の育児と仕事の両立のための働き方諸制度の改定(覚書対応、制度がある会社のみ)</p>
賃金規程	賃金規程	
第1章 総則	第1章 総則	
<p>第104条(控除)                      会社は賃金の支払いに際して次のものを控除する。                      1. 法令により定められたもの                      (新設)</p>	<p>第104条(控除)                      会社は賃金の支払いに際して次のものを控除する。                      1. 法令により定められたもの                      (7) 子ども子育て支援金</p>	<p>・法改正：子ども子育て支援金</p>
<p>第105条(退職及び解雇の場合の支払)                      退職及び解雇の場合、その月分の基準内賃金は次の通りとする。                      (1) 死亡退職の場合は全額を支給する。但し、欠勤、休職により給与計算期間内により勤務がない場合を除く。                      (2) (1)以外の理由で退職または解雇された場合は、その日までの日割計算で支給する。                      (新設)</p>	<p>第105条(退職及び解雇の場合の支払)                      退職及び解雇の場合、その月分の基準内賃金は次の通りとする。                      (1) 死亡退職の場合は全額を支給する。但し、欠勤、休職により給与計算期間内により勤務がない場合を除く。                      (2) (1)以外の理由で退職または解雇された場合は、その日までの日割計算で支給する。                      ②死亡退職の場合、賃金は正当受取人たる遺族と認められる者に支給する。この場合、正当受取人たる遺族の範囲及び順位は、労働基準法施行規則第42条乃至第45条の定めるところによる。</p>	<p>・死亡時の賃金支払い方法に関して、退職金と同様に規定</p>
キャリア形成支援制度規程	キャリア形成支援制度規程	

<p>第2章 グループライフイベント転籍制度</p> <p>第203条(申請事由) 本制度は、新会社雇用日前日より前2年以内に、次のいずれかの事由が発生した場合に申請することができる。 (中略) 3. 育児 但し、対象となる子は、新会社雇用時点で小学校6年生までに限る。</p>	<p>第2章 グループライフイベント転籍制度</p> <p>第203条(申請事由) 本制度は、新会社雇用日前日より前2年以内に、次のいずれかの事由が発生した場合に申請することができる。 (中略) 3. 育児 対象となる子は、新会社雇用時点で小学校6年生までに限る。 <u>なお、子が次のイ.～ハ.のいずれかに該当する場合、新会社雇用時点で当該子が15歳に達する年度の3月31日まで申請することができる。</u> <u>イ.身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている子</u> <u>ロ.医療的ケア児(日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童)</u> <u>ハ.上記に準ずる状態にある子(医師や公的機関による診断や証明による)</u> <u>この場合、次のニ.またはホ.のいずれかを添えて申し出なければならない。なお、ニ.またはホ.を添えられない場合には、ヘ.も可とする。</u> <u>但し、当該子が新会社雇用時点で小学校6年生までの場合は除く。</u> <u>ニ.当該子の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー(対象となる子の氏名、生年月日及び障害の内容等が記載されているページ)</u> <u>ホ.当該子が医療的ケア児の場合、主治医が記載した『医療的ケア指示書』または『医療的ケアスコア表』のコピー</u> <u>ヘ.当該子が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている状態と同様である旨、または医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)が必要である旨が記載された医師による診断書または市区町村による証明書</u> (以下略)</p>	<p>・障がいのある子等の育児と仕事の両立のための働き方諸制度の改定(覚書対応)</p>
<p>他の労働協約を適用する諸規程等</p> <p>エルダースペシャルティスタッフ(無期)のうち、以下の規程等については本協約に定めるものを除き、社員労働協約またはメイトスタッフ労働協約、エルダースタッフⅡ・Ⅲ・Ⅳ労働協約を適用する。</p> <p>必要な点は、会社に備え付けの社員労働協約を参照するものとする。</p> <p>(中略) 「介護・介護準備休業規程」 (新設)</p> <p>(以下略)</p>	<p>他の労働協約を適用する諸規程等</p> <p>エルダースペシャルティスタッフ(無期)のうち、以下の規程等については本協約に定めるものを除き、社員労働協約またはメイトスタッフ労働協約、エルダースタッフⅡ・Ⅲ・Ⅳ労働協約を適用する。</p> <p>必要な点は、会社に備え付けの社員労働協約を参照するものとする。</p> <p>(中略) 「介護・介護準備休業規程」 <u>但し、一部を以下の通り、読み替えまたは追加する。</u> <u>第2条(介護休業の対象者及び期間等)のうち、第3号について、次の通り読み替える。</u> <u>「第1号に関わらず、申出の日から93日以内に雇用契約が終了することが明らかな者及び1週間の所定労働日数が2日以下の者並びに介護・介護準備休業を開始しようとする日から93日経過日から6カ月を経過する日までに雇用契約が満了する者は対象者から除く。」</u> (以下略)</p>	<p>・法定の制度対象外者の明文化(介護・介護準備休業を開始しようとする日から93日経過日から6カ月を経過する日までに雇用契約が満了する者)</p>

⑩エルダースペシャルティスタッフ（有期）労働協約 付属諸規程新旧対照表

現行	改訂	備考
<p>ストック有給休暇規程</p> <p>第4条(使用事由・期間及び手続)                      ストック有給休暇は次の各号のいずれかに該当し、本人が申し出て、上長が承認した場合に使用することができる。なお、以下の日数には各個休日は含まない。                      (中略)                      3. 満4歳未満の子の育児のために休業する場合は、原則として休業開始1ヵ月前までに申し出る。この子の範囲には、法律上の親子関係がある子(養子を含む)、特別養子縁組のための試験的な養育期間にある子、養子縁組里親に委託されている子、当該従業員を養子縁組里親として委託することが適当と認められているにもかかわらず、実親等が反対したことにより、当該従業員を養育里親として委託された子も含まれる。1回に使用できる日数の上限は連続230日とする。なお、労働協約第618条に定める産後休業をしていない場合は、子の出産予定日から取得することができる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>ストック有給休暇規程</p> <p>第4条(使用事由・期間及び手続)                      ストック有給休暇は次の各号のいずれかに該当し、本人が申し出て、上長が承認した場合に使用することができる。なお、以下の日数には各個休日は含まない。                      (中略)                      3. 満4歳未満の子の育児のために休業する場合は、原則として休業開始1ヵ月前までに申し出る。この子の範囲には、法律上の親子関係がある子(養子を含む)、特別養子縁組のための試験的な養育期間にある子、養子縁組里親に委託されている子、当該従業員を養子縁組里親として委託することが適当と認められているにもかかわらず、実親等が反対したことにより、当該従業員を養育里親として委託された子も含まれる。1回に使用できる日数の上限は連続230日とする。なお、労働協約第618条に定める産後休業をしていない場合は、子の出産予定日から取得することができる。                      また、子が次のイ.～ハ.のいずれかに該当する場合、当該子が15歳に達する年度の3月31日まで申し出ることができる。  <u>イ. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている子</u>  <u>ロ. 医療的ケア児(日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童)</u>  <u>ハ. 上記に準ずる状態にある子(医師や公的機関による診断や証明による)</u>                      この場合、次のニ. またはホ. のいずれかを添えて申し出なければならない。なお、ニ. またはホ. を添えられない場合には、ヘ. も可とする。  <u>但し、当該子が満4歳未満までの場合は除く。</u>  <u>ニ. 当該子の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー(対象となる子の氏名、生年月日及び障害の内容等が記載されているページ)</u>  <u>ホ. 当該子が医療的ケア児の場合、主治医が記載した『医療的ケア指示書』または『医療的ケアスコア表』のコピー</u>  <u>ヘ. 当該子が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている状態と同様である旨、または医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)が必要である旨が記載された医師による診断書または市区町村による証明書</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>・障がいのある子等の育児と仕事の両立のための働き方諸制度の改定(覚書対応、制度がある会社のみ)</p>
<p>賃金規程</p> <p>第1章 総則</p>	<p>賃金規程</p> <p>第1章 総則</p>	
<p>第104条(控除)                      会社は賃金の支払いに際して次のものを控除する。                      1. 法令により定められたもの                      (新設)</p>	<p>第104条(控除)                      会社は賃金の支払いに際して次のものを控除する。                      1. 法令により定められたもの  <u>(7) 子ども子育て支援金</u></p>	<p>・法改正：子ども子育て支援金</p>
<p>第105条(退職及び解雇の場合の支払)                      退職及び解雇の場合、その月分の基準内賃金は次の通りとする。                      (1) 死亡退職の場合は全額を支給する。但し、欠勤、休職により給与計算期間内により勤務がない場合を除く。                      (2) (1) 以外の理由で退職または解雇された場合は、その日までの日割計算で支給する。                      (新設)</p>	<p>第105条(退職及び解雇の場合の支払)                      退職及び解雇の場合、その月分の基準内賃金は次の通りとする。                      (1) 死亡退職の場合は全額を支給する。但し、欠勤、休職により給与計算期間内により勤務がない場合を除く。                      (2) (1) 以外の理由で退職または解雇された場合は、その日までの日割計算で支給する。  <u>②死亡退職の場合、賃金は正当受取人たる遺族と認められる者に支給する。この場合、正当受取人たる遺族の範囲及び順位は、労働基準法施行規則第42条乃至第45条の定めるところによる。</u></p>	<p>・死亡時の賃金支払い方法に関して、退職金と同様に規定</p>
<p>キャリア形成支援制度規程</p>	<p>キャリア形成支援制度規程</p>	

第2章 グループライフイベント転籍制度	第2章 グループライフイベント転籍制度	
<p>第203条(申請事由) 本制度は、新会社雇用日前日より前2年以内に、次のいずれかの事由が発生した場合に申請することができる。 (中略) 3. 育児 但し、対象となる子は、新会社雇用時点で小学校6年生までに限る。</p>	<p>第203条(申請事由) 本制度は、新会社雇用日前日より前2年以内に、次のいずれかの事由が発生した場合に申請することができる。 (中略) 3. 育児 対象となる子は、新会社雇用時点で小学校6年生までに限る。 <u>なお、子が次のイ.～ハ.のいずれかに該当する場合、新会社雇用時点で当該子が15歳に達する年度の3月31日まで申請することができる。</u> <u>イ. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている子</u> <u>ロ. 医療的ケア児（日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童）</u> <u>ハ. 上記に準ずる状態にある子（医師や公的機関による診断や証明による）</u> <u>この場合、次のニ. またはホ. のいずれかを添えて申し出なければならない。なお、ニ. またはホ. を添えられない場合には、ヘ. も可とする。</u> <u>但し、当該子が新会社雇用時点で小学校6年生までの場合は除く。</u> <u>ニ. 当該子の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー（対象となる子の氏名、生年月日及び障害の内容等が記載されているページ）</u> <u>ホ. 当該子が医療的ケア児の場合、主治医が記載した『医療的ケア指示書』または『医療的ケアスコア表』のコピー</u> <u>ヘ. 当該子が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている状態と同様である旨、または医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）が必要である旨が記載された医師による診断書または市区町村による証明書（以下略）</u></p>	<p>・障がいのある子等の育児と仕事の両立のための働き方諸制度の改定（覚書対応）</p>
<p>他の労働協約を適用する諸規程等</p>	<p>他の労働協約を適用する諸規程等</p>	
<p>エルダースペシャルティスタッフ（有期）のうち、以下の規程等については本協約に定めるものを除き、社員労働協約、エルダースタッフⅡ・Ⅲ・Ⅳを適用する。  必要な点は、会社に備え付けの社員労働協約を参照するものとする。  (中略) 「介護・介護準備休業規程」 (新設)    (以下略)</p>	<p>エルダースペシャルティスタッフ（有期）のうち、以下の規程等については本協約に定めるものを除き、社員労働協約、エルダースタッフⅡ・Ⅲ・Ⅳを適用する。  必要な点は、会社に備え付けの社員労働協約を参照するものとする。  (中略) 「介護・介護準備休業規程」 <u>但し、一部を以下の通り、読み替えまたは追加する。</u> <u>第2条(介護休業の対象者及び期間等)のうち、第3号について、次の通り読み替える。</u> <u>「第1号に関わらず、申出の日から93日以内に雇用契約が終了することが明らかな者及び1週間の所定労働日数が2日以下の者並びに介護・介護準備休業を開始しようとする日から93日経過日から6カ月を経過する日までに雇用契約が満了する者は対象者から除く。」</u> (以下略)</p>	<p>・法定の制度対象外者の明文化（介護・介護準備休業を開始しようとする日から93日経過日から6カ月を経過する日までに雇用契約が満了する者）</p>